

# 平成 23 年度基本構想進行管理 「事務事業評価」結果一覧

## 目次

子育て・教育	.....	1 頁
福祉・健康	.....	15 頁
コミュニティ・産業・文化	.....	29 頁
まちづくり・環境	.....	43 頁
行財政運営	.....	52 頁

項目	No.	事務事業名	個別計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合評価	区民要望等	方向性																				
子育て・教育	001	子ども家庭支援センター事業	子育て支援計画	家庭における子育ての支援と児童虐待の防止により、区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長し自立できる環境を形成します。	関係機関との連携により虐待を防止するとともに、子どもと家庭に関する相談、乳幼児と保護者が交流する親子ひろばの運営、子育て支援講座開催、虐待のおそれのある家庭への訪問等の事業を実施します。	A	A	A	専門相談(児童家庭専門家、臨床心理士、弁護士、小児科医)延272件(21年度264件)と一般相談延1,972件(21年度1,423件)の相談に対応、支援を行いました。親子ひろば利用者延24,197人(21年度13,748人)に交流や情報交換の場を提供しました。保護者が安定した子育てができるよう子育て支援講座を実施し、317人(21年度335人)が参加しました。	22年度の虐待相談件数は、延957件(21年度595件)と前年の1.6倍に増加しています。さらに事例も複雑化しており、迅速かつ的確な対応のために一層の態勢強化が必要です。	A	①「悩むのは自分だけではないのだとわかり、安心して子育てができるようになった。(子育て支援講座)」「精神的に参っているときサポートしてもらえた。(親子ひろば)」 ②「要保護児童対策地域協議会に民生・児童委員など区民が参加し、行政の関係機関とともに虐待予防待のネットワークを担っています。」	拡充																				
	002	虐待発生予防事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画・保健医療計画)、男女平等参画推進計画	子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子の早期発見及び適切な支援の継続により、虐待の発生を予防します。	新生児訪問を拡大した乳児家庭全戸訪問事業や、乳児健診等の活用により、虐待のおそれのある家族・保護者を早期発見するとともに、必要な支援内容について支援検討会で協議し、保健師・心理相談員による個別相談、集団指導等を実施します。	A	A	A	平成22年度4か月健診受診者1598人の支援検討会を実施し、支援が必要と考えられた229人(14.3%)に支援を実施しました。 要支援事業である個別心理相談、親支援グループワーク、子どもグループワークの利用者数は前年度に比べ、増加しました。	妊娠届時の面接や乳児家庭全戸訪問事業を実施し、早い時期からの育儿支援サービスの紹介と利用勧奨が、母の児への虐待を防ぐために必要であることがわかりました。	A	①親支援グループに参加した母より「他の母親も同じような悩みを持って生活していることが分かり、安心しました。」「先輩達や助けてくれる人の存在が分かって安心しました。」「お互いに同じ立場で話せて良かったです。継続を希望します。」との声がありました。 ②直接的な区民参画はありませんが、健診や地区活動、グループ活動、心理相談等から得た区民の声を活かしたサービス運営や案内等を実施しています。	現状維持																				
	003	保育園の相談機能の充実		保育園のノウハウを生かし、子育てに関する相談や情報提供を行うことにより、子育て世帯が抱える悩みや不安・ストレスの軽減を図り、出産や育児に自信や喜びを実感してもらうようにします。	区立保育園18園で、乳幼児子育て相談を常時実施するほかに、各保育園が独自のメニューを設定して、子育てに関する相談や情報提供を行う地域子育てステーション事業を月1回、午前中1時間程度実施します。	A	B	B	①乳幼児子育て相談の相談件数は、平成21年度の587人から平成22年度は748人に増えており、相談ニーズが高く、在宅家庭支援の一助となっています。 ②地域子育てステーションの参加者数は、平成21年度の2,833人から、平成22年は新型インフルエンザの流行があったため2,268人に減っています。	事業の始まった平成19年度からの利用実績を見ると、20年度の1日当たりの利用者数20人をピークに、以降減少傾向にあり22年度の1日当たりの資料者数は12人となっています。こうした利用者の減少は、ニーズの把握不足と提供プログラムの画一化及び周知不足に原因があると考えます。	B	①子育てに関し相談できる場所、子育てされている方と交流したり、情報交換できる場所が欲しい。(地域子育てステーション参加者)	現状維持																				
	004	ファミリー・サポート・センター事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	地域の中でお互い助け合いながら子育てができるような環境を整え、子育てに関する不安感や負担感を減らし、子育てと就労の両立を支援します。	子育ての援助を受けたい区民と子育ての援助を行いたい区民が会員となり、保育施設終了後の子どもの預かり等短期的、補助的な相互援助活動を行います。	A	A	A	地域における子育ての相互援助活動として、子どもの一時預かり、送迎等を行い、子育てと就労の両立を支援しました。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>21年度</th><th>22年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>会員数</td><td>2,020人</td><td>2,155人</td></tr><tr><td>(提供会員)</td><td>190人</td><td>223人</td></tr><tr><td>(依頼会員)</td><td>1,792人</td><td>1,897人</td></tr><tr><td>(両方会員)</td><td>38人</td><td>35人</td></tr></tbody></table> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>21年度</th><th>22年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>活動実績</td><td>5,850件</td><td>6,758件</td></tr></tbody></table>		21年度	22年度	会員数	2,020人	2,155人	(提供会員)	190人	223人	(依頼会員)	1,792人	1,897人	(両方会員)	38人	35人		21年度	22年度	活動実績	5,850件	6,758件	小・中PTA等への働きかけなどにより、地域における子育て支援活動の参画を促進し、さらに提供会員の増加を図る必要があります。 平成12年度から開始し、一定程度、地域に定着してきたといえますが、活動指標の計画として22年度の活動実績から毎年1%増としています。	A	①「地域によって提供会員に偏りがある。(提供会員)」 ②提供会員も依頼会員も区民であり、区民による相互扶助による活動です。
	21年度	22年度																															
会員数	2,020人	2,155人																															
(提供会員)	190人	223人																															
(依頼会員)	1,792人	1,897人																															
(両方会員)	38人	35人																															
	21年度	22年度																															
活動実績	5,850件	6,758件																															

項目	No.	事務事業名	個別計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合評価	区民要望等	方向性
子育て・教育	005	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	文京区地域福祉計画(子育て支援計画・保健医療計画)、男女平等参画推進計画	乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けています。	A	A	A	妊娠届申請時の面接、母親学級、兄弟の健診等を活用し、本事業の周知を徹底し訪問体制を整備したことで、訪問率は当初目標値を上回ることができました。	訪問率は64%を達成していますが、引き続きその向上に取り組み、支援を要する家庭の把握に努める必要があります。また保健師や助産師を対象に研修や事例検討を行い、心理相談の対象者を的確に把握し、産後うつの早期発見に努める必要があります。	A	①予防接種、健診の受け方がわかり、安心した。育児の相談だけでなく、母自身のことも相談できるとわかった。児の成長を確認してもらい、安心した。一時保育のニーズが高かった(訪問時の感想)。 ②直接的な区民参画はありませんが、健診や地区活動で得た区民からの情報を活かしたサービス運営や案内等を行っています。	現状維持
	006	子育てひろば事業の拡充	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	子育てに不安を感じたり身近なところに相談できる人がいない保護者の、子育てに伴う心理的な負担の軽減を図ります。	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。	A	A	A	22年度は利用登録者数が2,391人(33.5%増)、相談件数が2,629件(13.6%増)で、ともに前年度を上回っており、仲間作りや情報交換の場としての存在も大きくなっています。また、子育て支援に関する講習会を各ひろばで毎月1回を実施し、子育てに悩みを抱える保護者の支援ができました。利用者数は、20年度42,936人、21年度49,214人、22年度49,475人で毎年増加しています。水道保育園内に3か所目となる新たな子育てひろばを整備し、23年度から開設しました。(保育課所管)	親子の自由な遊びの見守りや子育て相談だけでなく、子育て支援の拠点として、仲間作りの支援やボランティアの受入など業務の充実を図る必要があります。	A	②利用者からご意見等をお伺いし、運営に活かしています。	拡充
	007	子育て情報提供事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者に対し、子育てに関する十分な情報を提供し、サービスの利用を勧めることにより、子育てに伴う心理的負担や肉体的負担を軽減し、すべての家庭が安心して子育てできるようにします。	民生児童委員と協働で「子育てガイド」を作成し、母子健康手帳取得時に併せて配布するとともに、3歳児に向けて、郵送配布を実施します。また、区内の子育て関連サービス提供機関が一堂に会する「子育てフェスティバル」を開催します。	A	A	A	母子健康手帳交付時に「子育てガイド」を配布しました。また、22年度より3歳児の保護者に対し、一斉に郵送配布を実施しました。 作成部数 20年度 4,000部 21年度 5,000部 22年度から6,100部 第1回子育てフェスティバルを平成22年12月12日(日)にシビックセンター展示室で開催し、440世帯(推計来場者数1320人)に子育て関連サービスの情報提供ができました。	子育てガイドについては、2008年度版(平成20年度版)以降、大幅な改定を行っていないため、内容やイラスト等リニューアルを行う必要があります。 子育てフェスティバルについては、より効果的なPRができるよう展示方法を工夫する必要があります。	A	①子育てガイドは「分かりやすく、子育てに必要な情報が得られて便利です。」(子育てガイド編集委員会) 子育てフェスティバルは、土日の2日間で開催してほしい。また、男性向けの案内コーナーを設けてほしい。(参加者アンケート) ②民生児童委員が子育てガイド編集委員会の委員となっています。	現状維持
	008	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	生後すぐから満1歳未満の乳児の育児を行っている保護者の精神的・肉体的負担の軽減を図り、すべての家庭が安心して子育てができるようにします。	生後から満1歳未満の乳児の保護者が、病気や通院、育児の疲れによるフレッシュ等により保育ができないときにはホームヘルパー(ベビーシッター)を派遣します。	A	A	A	22年度より事業を開始しました。出産後の体調不良や子育て中のリフレッシュ、0歳児の兄・姉の学校行事への参加など様々なケースにホームヘルパー(ベビーシッター)を260回派遣し、子育てを支援することができました。初年度としては、一定の登録者を集めることができました。23年度からは、一人当たりの利用回数を20回から48回に増やしています。	出生届出時に案内ちらしを配布するとともに区報への掲載も行っていますが、まだ、事業開始から2年目で周知が不足しているため、さらに事業の周知を図り、登録者・利用者の拡大を図る必要があります。	A	①「4時間までしか利用できないので、もう少し長い時間利用できるようにしてほしい。(利用者)」 ②直接的な区民参画はありませんが、実際に利用した方からの意見を積極的に聞き取り、改善を図るようにしています。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
子育て・教育	009	一時保育事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	満1歳から就学前までの幼児の保護者を対象に、育児疲れのリフレッシュや学校、幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所を運営し、保護者の社会活動への参加を推進します。	一時保育施設として、キッズルーム自白台、キッズルームシビックで、幼児の一時保育を行います。	A	A	A	2か所のキッズルームにおける一時保育について22年度延6,720人の利用があり、保護者の子育てを支援することができました。 延利用者数 20年度 4,490人 21年度 3,768人 22年度 6,720人 ※22年度延利用者数は20年度の1.5倍 (21年度は、工事のため、3か月間休室) また、22年3月、キッズルームシビックのリニューアルオープンに合わせて、1回あたりの利用時間と定員の拡大、利用料金の見直しを行い、利用者の利便性を図りました。	利用者の増加に伴い、保育の質が低下しないよう指導・監督する必要があります。 また、利用者の増加に伴い、事務量が急増し、効率的に仕事を進めるためのしくみが求められます。	A	①施設利用の登録者が年々増加していることから、一時保育事業への関心は高いと思われます。 ・20年度 2,357名 ・21年度 2,520名 ・22年度 3,168名 ②直接的な区民参画はありませんが、利用者の要望等を活かしたサービスの提供に努めています。	現状維持
	010	緊急一時保育等	子育て支援計画	在宅子育て家庭の保護者の緊急の事由(疾病、出産等)により、保育に欠ける状態になった児童に対し、一時保育を実施し、もって児童の福祉の増進に資することを目的とします。また、理由の如何を問わず保育を実施するリフレッシュ一時保育を提供することで、在宅子育て家庭の子育てを支援し、子育てに伴う心理的な負担の軽減や、多様な保育需要への対応を図り、安心・安全な子育てを促します。	緊急一時保育では、区立保育園17園で平日の午前7時15分から午後6時15分まで、原則として1か月間を限度に一時保育を実施します。また、リフレッシュ一時保育は、6カ所の区立保育園で、緊急一時保育の空きがある場合に、月に10回までを限度として一日3時間以上8時間以内で一時保育を実施しています。	A	B	A	本事業の利用対象児童は6,000人余りで、未就学児童の約70%を占めています。また、ニーズ調査によれば、通常の保育サービスとともに一時的な保育サービスや預かりが求められています。22年度の緊急一時保育等の定員は述べ11,172人で、利用率は38%となっておりますが、これは利用希望に柔軟に対応することができる枠が確保できているといえます。加えて、既存の園施設の活用という観点からは、非常に有効な事業と考えます。 また、同調査によれば、子育ての不安や悩みとして「自分の時間がとれず、自由がない」と回答した方が53%に上っており、リフレッシュ一時保育は当該需要に応えることができる事業といえます。	特に緊急一時保育では予約変更やキャンセルが多く、需要が高いにもかかわらず結果として効率的な運用が図られないといった実態があり、申込方法の改善等が必要です。児童1人当たりのコストは25,607円となっておりますが、緊急一時保育の需要に柔軟に対応できる利用枠を確保しつつ、コストを削減し、さらなる効率性の向上を図るために、リフレッシュ一時保育による利用率の向上を図ることが有効と考えます。一方、リフレッシュ一時保育では利用の理由を問わないため、保育園待機家庭(世帯)が、文京区外在住者も対象とする「一時保育事業」との併用で、事業目的と異なる利用状況も見受けられ、本来の対象である在宅子育て家庭の支援に支障が生じる場合もあります。	A	①「緊急一時保育利用に伴う要件をもう少し緩和してほしい。園によって緊急一時利用に対する対応が違う」(区民の声)	拡充
	011	妊娠健康診査	地域福祉計画(保健医療計画)	妊娠届出をした妊婦に都内の委託医療機関で受診出来る妊婦健診14回分と経腹超音波検査1回分の受診票及び区内の委託医療機関で受診出来る歯周疾患検診の受診票を交付します。 里帰り出産等による都外医療機関や、助産所での妊婦健診受診分については、償還払いで費用を助成します。	妊娠届出をした妊婦に都内の委託医療機関で受診出来る妊婦健診14回分と経腹超音波検査1回分の受診票及び区内の委託医療機関で受診出来る歯周疾患検診の受診票を交付します。 里帰り出産等による都外医療機関や、助産所での妊婦健診受診分については、償還払いで費用を助成します。	A	A	A	22年度から母子健康手帳及び妊婦健診受診票の交付を保健サービスセンター窓口で実施することにより、交付の際に保健師との面談を行うことで、妊娠初期からのサポート体制を整えました。	妊婦歯周疾患検診受診票交付対象者と比較して受診者数が少ないため、積極的受診を勧奨する必要があります。	A	①経腹超音波の助成回数を増やして欲しい。	現状維持
	012	特定不妊治療への支援		健康保険が適用されず、一度に多額の費用が必要となる特定不妊治療を受ける区民に対し、経済的負担の軽減を図ることにより、次世代育成を支援します。	特定不妊治療を受ける区民に対し、当該不妊治療に係る医療費の一部を助成します。また、金融機関による融資をあっせんするとともに、当該金融機関に係る利子の補給を行います。	A	A	B	特定不妊治療費助成制度の周知が進み、申請件数が大幅に伸びています。(H21年度55件→H22年度88件)	特定不妊治療費融資あっせん制度の申請件数が伸びず、更なる周知の必要があります。	A		現状維持

項目	No.	事務事業名	個別計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合評価	区民要望等	方向性
子育て・教育	013	母親・両親学級の実施	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)、男女平等参画推進計画	妊婦及びその夫を対象に、妊娠、出産、子育てについての知識を学習し、不安の解消や地域での仲間づくりを目的としています。	産婦人科医師、歯科医師、助産師、保健師、歯科衛生士、栄養士等による講義及び実習を実施します。	A	A	A	育児について具体的なイメージができる、不安の解消につながるように、子供が生まれてからすぐ実践できる体験実習を充実させました。  延受講者数 母親学級 703人 両親学級 353組 公開講座 250人	両親学級については、参加申し込み者が増加傾向にあり、定員を超える申し込みが常態化しています。	A	①助産師、保健師、栄養士どの方も、ご自身の豊富な実体験に基づいて大事なポイントを踏まえつつわかりやすく話してください、とても身につきました。  ②直接的な区民参画はありませんが、参加者の意見・要望を踏まえ、事業の運営方法や内容の改善に努めています。	拡充
	014	育成室への障害児受入れ	地域福祉計画(子育て支援計画及び障害計画)	保護者が仕事や病気等のため保育の必要な児童に対して、指導員のもと遊びと生活を通して、健全な育成と保護をはかります。必要に応じて6年生まで学年延長を行います。	障害児保育補助の非常勤職員を配置し、受け入れ環境を整えます。指導員のための研修を定期的に確保し、保育の質の向上を図ります。障害児育成室巡回指導を実施し、策定したサポートプラン(個別指導計画)に基づき、充実した保育を実施します。	A	A	A	育成室における障害児の受入れと保育補助の非常勤職員の配置を行うとともに、サポートプランの作成・実施、年2回の障害児保育研修、育成室障害児巡回指導を行っており、事業目的を達成しています。	育成室卒室後(中学入学後)の放課後の居場所の確保が求められています。	A	①障害のある児童の受入れ数拡充をしてほしい(区民ニーズ(文京区学童保育連絡協議会要望等)) 育成室卒室後の放課後の居場所を確保してほしい(区民の声)	現状維持
	015	児童館等耐震補強工事等	子育て支援計画・耐震化整備プログラム	児童館等耐震補強工事の実施を行うことで、利用児童及び保護者が安全で安心して利用できる施設を目指すとともに、利便性を高めて子育てサービスの向上を図ります。	文京区が所有する公共建築物の耐震化整備プログラムに沿って、優先順位の高い施設から耐震補強を実施します。耐震補強工事に併せ、内装改修及び設備整備を行うとともに、育成室面積拡大などレイアウト見直しを行います。							①各施設の父母会等により施設改修の要望があります。 ②育成室保護者への説明会を実施し、あげられた要望については出来る限り応えています。	現状維持
	016	認証保育所の充実	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	区民の多様な保育ニーズに対応とともに、保育所入所待機児童の解消を図ります。併せて認証保育所の保育環境及び保育内容の充実を図ります。	認証保育所を月160時間以上利用する場合に、月額2万円の保育料助成を行います。また、第3子以降の児童についてはさらに月額2万円を追加して助成します。 なお、認証保育所に対しては、在籍児童数に応じた運営費の補助を実施するとともに、小規模のB型施設については家賃補助を月額5万円を限度に行います。	A	A	A	区外の認証保育所の利用を含め、認証保育所保育料助成件数は前年度比22.5%増となり、保育料助成が高まる保育ニーズに有効に活用されています。 また、区内の認証保育所については保育士が適宜巡回し、保育環境及び保育内容について助言等を行うことで、保育の質の維持・向上の確保を図っています。 なお、平成23年度から改善を図るべく、認証保育所に対する運営費補助の事務手続きを精査し、見直すことで、より一層の事務の効率化・適正化を行うことができました。	区内の認証保育所ではほぼ定員を満たしている状況ですが、今後の新規整備については、人口動向及び保育需要等を見極めながら検討していく必要があります。	A	①保育料助成の増額についての要望があります。(区民の声) ②直接的な区民参画はありませんが、窓口等で得た区民からの意見を各保育所に伝え、円滑な保育運営及び保育内容の向上等に反映させています。	現状維持
	017	保育園耐震補強工事		耐震診断により補強工事が必要なとなった施設について、児童及び保護者に対して安全で安心な保育を提供できる施設として整備するとともに、利便性及び保育環境の向上とともにサービスの向上を図ります。	工事期間中に保育等を実施する仮園舎を設置してから、本園舎の耐震補強工事を行います。							①仮園舎においてもできる限り本園舎と同等のサービスを受けられるようにしてほしい。環境の変化に伴い通園時の園児の安全に注意して取り組んでほしい。「区民の声」 ②耐震工事実施には保護者、関係者に対し説明会を実施しています。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
子育て・教育	018	保育園障害児保育		心身の発達の遅れなどにより保育にあたって特別な配慮を要する児童に対して、健やかな発達を促進することにより、児童福祉の向上を図ります。	個別支援計画を作成し、家庭や福祉センターと連携を図りながら子どもの健全な成長を図るとともに配慮をする児童に対して非常勤職員を配置し、安全な集団保育を実施します。	A	A	A	要配慮児童については、所管内に設置した判定会において、可否、要否を決定し、必要に応じて人員の増配置や福祉センターの専門員による訓練等を行っています。また、一人一人の個別支援計画を作成し、各人の状況にあった療育を実施し、その後の就学の際にも役立てています。こうした取り組みは配慮をする子供にとって大きな効果を上げています。	保護者の就業等により入園希望が増え、それに伴い配慮を要する児童の入園希望も増加傾向にあります。また、入園後に、発達の遅れや成長が頓在化していく場合もあり、保育園によって受け入れ児童数の偏りが生じています。	A		現状維持
	019	区立保育園の充実		保育に欠ける児童に、健康と安全を第一として基本的な生活習慣を身につけ、自立心、創造性を養うことを目的とした保育を行います。子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮し、多様な保育を実施します。	多様な保育ニーズに対応するため、区立保育園の保育の質の向上を図るとともに、待機児童対策として、定員の見直しを行う。	A	A	B	定員の見直しにより、待機児童の削減を図るとともに選考基準の優先入所項目の改善により、入園希望者の声に応えました。このことにより、待機となった保護者からの不満も相当程度緩和されました。また、6園においてリフレッシュ一時保育を実施し、家庭の事情による一時保育を行うことにより経常的ではない保育に欠ける状況に対応しました。	就労率のアップにより、区全体としての定員増を図るも、計画通り待機児童の解消を図るには至っておりません。区全体として多様な保育ニーズに対応していくため、区立保育園のレベルアップを図るとともに、私立・認証を含む他の保育サービスが連携することが必要です。	A	①申し込みをするがなかなか入園できない。(入園後は)園の生活を通して子どもが成長する。園庭や保育室が狭い。	現状維持
	020	認可保育園の充実	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	就学前児童の保育ニーズにこたえるため、認可保育園(私立)の整備により保育サービス事業量の拡充を図り、保育所入所待機児童の解消を目指します。また、開園後においては、質の高い保育サービスを提供できるよう、保育内容の充実を図ります。	子育て支援計画に基づき、待機児童数の動向を見極めながら、認可保育園(私立)を整備します。また、開設後に保育内容の充実を図るための事業経費の補助を行うとともに、区の職員(保育士)が適宜巡回し、保育内容の確認・助言を行います。	A	A	A	平成22年4月に「たんぽぽ保育園第2分園」(定員20人)、8月には「まなびの森保育園」(定員60人)を開設し、当該地域の待機児童の減少を図りました。また、保育内容については、区との連携を密に情報共有を行うとともに、平成22年度から区の職員(保育士)による巡回を実施し、適宜助言を行い、保育の質の向上を図りました。	保育所整備により保育サービス事業量の拡充を図るも、増加する保育ニーズにこたえきれていない状況です。今後は待機児童の地域的偏在を解消するため、区立保育園との連携を図りながら、人口動向等により待機児童対策に効果的な地域を見極め、保育所整備を進める必要があります。	A	①「認可保育所に入所したい。」「認可保育所を開設してほしい。」(区民の声) 上記の外、入園後の保育内容についてのご意見等が寄せられています。(窓口等) ②直接的な区民参画はありませんが、日常の保育内容に対するご意見等については、保育所と問題の共有を行い、保護者の方が安心して保育サービスを利用できるよう改善を図っています。	拡充
	021	グループ保育室運営		保護者が就労などのために日中保育ができない0歳から2歳の子供について、認可外の保育室でお子さんを預かります。	区立後楽幼稚園の1室を利用した保育室で、区立保育園を退職した再任用保育士が保育します。	A	A	A	待機児童の削減と地域のニーズにより、後楽幼稚園内に保育室を設置し、0歳2人、1歳6人、2歳4人待機児童急増に対応しました。	待機児童数の多い低年齢児を対象とした保育サービスですが、午前8時から午後6時までの保育時間や、お弁当等の持参などにより、年度当初においては欠員の生じた状態が続きます。周知、案内の徹底等により利用の促進を図る必要があります。	A	①調理設備がなく、利用するときは弁当を持参しなければならない。(保護者から聞き取り)	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
子育て・教育	022	千石一丁目子育て施設整備事業(子育て・区民複合施設)		保育園及び育成室の施設を拡充することで待機児童対策を図るとともに、子育てひろばを新設し地域における子育て支援機能の拡充を図ります。	「千石地区区民施設検討委員会」の最終報告に基づき、新たに取得した千石一丁目用地と隣接する区有地を一体的に整備し、子育て支援施設(保育園、児童館・育成室、子育てひろば)及び大原地域活動センターを含む区民施設の建設を進めます。							①子どもと地域のお年寄りが交流できる機会や子育て施設と区民施設が連携した地域行事開催など、複合施設の利点を生かした運営を行ってほしい。(区民アンケート) ①保育園の位置が変わることにより日当たりが悪くなるので、低年齢児の保育室について床暖房を導入するなどの寒さ対策を実施してほしい。(保育園の保護者) ②新たに取得した土地の具体的な有効活用を検討する際に、「千石一丁目用地等の活用について(中間報告)」を作成し、区民意見の募集や地域説明会を開催しました。	現状維持
	023	区立幼稚園の預かり保育	子育て支援計画	就労している保護者への子育て支援と、区立幼稚園における保育内容の充実を図ることを目的としています。	区立幼稚園全園(10園)において、月～金曜日は教育課程終了後から午後5時まで(除:祝祭日及び園休業日)、長期休業中(夏休み等)は月～金曜日の午前9時から午後5時まで(除:祝祭日及び年末年始)預かり保育を実施する。 登録利用:月を単位とした預かり保育(利用には就労、自営、介護、療養等の条件あり) 一時利用:日を単位とした預かり保育	A	A	B	入園案内時に、預かり保育の周知を広げ、保護者の子育てに対する支援と、預かり保育内容の一層の充実を図り、利用者数の増につなげました。	登録利用が定員枠に達しているため、新たな受け入れができない園がある一方で、定員枠に余裕のある園があるため、保護者への周知方法など工夫が必要となっています。また、預かり保育の保育料については、所要経費に対する保護者負担額の割合が適正かどうかを検討する必要があります。	A	①「預かり保育の終了時間を延長してほしい。」「登録利用枠を拡大してほしい。」(幼稚園に子どもを通わせている保護者) ②直接的な区民参画はありませんが、幼稚園を利用する保護者からの声を幼稚園を通して受け取りながらサービス運営や案内等に活かしています。	現状維持
	024	育成室の整備拡充	子育て支援計画	保護者の就労状況等と児童を取り巻く環境の変化により増加傾向にある待機児童の解消を図ります。また、児童に生活の場を提供し、援助並びに指導することで、その健全な育成を図ります。	定員を上回る児童の暫定受け入れ、改修時の面積拡大等の対策を講じるとともに、文京区次世代育成支援行動計画(子育て支援計画)により、新たな育成室の整備拡充を図ります。職員研修の内容の充実等により、児童指導における専門的な知識と経験を有する職員を育成します。また、各育成室間での情報を共有化しスマーズな運営を行います。	A	A	A	22年度は4月当初で5室で50名の受け入れを実施し待機児解消に努めました。	育成室を新設する場所の確保が困難です。 毎年度各地域ごとに申請状況が変化するため、整備する地域の選定が困難です。 室数の増加に伴い、迅速な情報の共有化を工夫する必要があります。	A	①申請した児童が全て入室できるようにしてほしいです。(申請者からの要望)	現状維持
	025	家庭的保育事業の充実	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	保護者の就労により、日中保育に欠ける乳児を家庭的保育者がその居宅等で保育することで、児童の健全な育成を図ります。また、保育の対象年齢が保育所入所待機児童の割合が高い0歳児から2歳児までであることから、待機児童の減少にも寄与するものです。	家庭的保育事業の事業要件を満した方を家庭的保育者として認定します。 保育を希望する保護者の児童を家庭的保育者に紹介し、保護者と家庭的保育者との間で保育契約を締結します。 また、安定的な保育サービスを提供するため、家庭的保育者に対し、受託児童に応じた運営費等の助成を行っています。	A	A	A	平成22年度施行の改正児童福祉法で法定化されたことに伴い、従来の家庭福祉員制度からの制度変更及び家庭的保育者の認定に必須となる研修実施等の要件整備を行いました。 また、運営費等の助成についても内容の精査を行い、事業のより一層の効率化を図りました。 平成23年度からの新規事業として国家公務員宿舎を活用した家庭的保育事業を実施するため、家庭的保育者2名を新規に認定し、保育室の整備等も実施しました。	計画上は家庭的保育者1名の新規認定を計上していますが、家庭的保育者の新規認定にあたっては、認定要件を満たす希望者がいない状況です。今後、定年を迎える現認定者もいることから、保育ニーズを見極めながら、必要な地域に確保できるようより一層の周知と募集を行っていく必要があります。 また、年度当初は受託児童枠に欠員が生じる傾向があるため、利用者から積極的に選択されるよう家庭的保育事業の周知をより一層図っていくことが必要です。	A	①保育時間の延長に対する要望があります。(窓口) ②直接的な区民参画はありませんが、利用者からの意見を踏まえ、「利用の手引き」等を作成し、保護者の方への丁寧な情報提供を行うことで、安心して保育を利用できるよう努めました。	拡充

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
子育て・教育	026	こどもひろば (校庭開放)の 自主運営委員会化の推進	子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)	地域における児童の安全な遊び場の確保並びに児童の健全育成及び余暇指導を目的として、区立小学校の校庭を開放するこどもひろばについて、地域の実情に沿った柔軟な運営を行います。	学校休業日に区立小学校の校庭を開放しています。 開放時に指導員を配置し、遊びやスポーツの指導及び安全の確保に努めています。	B	B	B	22年度は区立小学校全校(20校)で開放を実施しました。直営校15校、自主運営校5校です。開放日数は延べ1987日、利用人数は延べ45,862人です。 23年度6月より林町小学校(自主運営校)が放課後全児童向け事業(児童青少年課所管)へ移行しました。	平成24年度より、放課後の児童居場所づくり対策として、文京区で実施している放課後対策事業を統合する「文京区放課後全児童向け事業」が実施されるため、児童青少年課と連携を図り円滑な移行を推進する必要があります。(23年度モデル校2校) 全ての学校について、安定的に指導員を確保する必要があります。	B	①指導員の資質向上や対象を拡大した柔軟な運営についての要望があります。 ②5校において、地域住民による自主運営を実施しています。(うち1校は23年5月まで(放課後全児童向け事業に移行)	現状維持
	027	病児・病後児保育事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	病気により集団保育の困難な児童を一時的に預かり、保護者の就労等を支援します。	2施設の委託施設において、病児・病後児を預かり保育します。	A	B	A	順天堂病後児ルーム「みつばち」を平成22年6月に開設することによって利用者数を拡大しました。また、既存の病後児施設を病児・病後児保育施設として、利用条件の拡大を図りました。  上段:登録者数 下段:利用者数 ( )前年度数 保坂病児保育ルーム 2,111人 (1,786) 延1,100人 (894) 順天堂病後児ルーム 413人 (0) 延 394人 (0) これによって、保護者の子育てと就労の両立を支援しました。	22年6月に開設した順天堂病後児ルーム「みつばち」の利用者が一日平均2名であり、コスト面において課題がある。今後利用者の拡大を図るために、さらに区民への周知が必要です。 なお、活動指標については、順天堂病後児ルームが年間開設した場合を見込んだ数値(1,604人)に毎年5%増としています。	A	①保坂病児保育ルームの利用対象を病中の児童に拡大したことにより、利用者が増加しているため、区民の要望に対応できたと考えられます。 ②直接的な区民参画はありませんが、区民の意見等を聞き、改善を図っています。	現状維持
	028	放課後全児童向け事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	放課後等に子どもたちを犯罪や事故から守り、安心してのびのびと過ごすことができる居場所に対する区民ニーズが高まりを見せる中、「小学生を対象とした新たな居場所づくり」として実施します。	小学校において、授業終了後に児童がランドセルのまま指定の受付場所で受付をし、(学校休業日は、自宅等からの参加となる。)その後事業受託団体スタッフの見守りの下、校庭や図書室内で自由な活動を行います。							①育成室に通っていない児童の遊び場の選択肢が増えたのはいいと思います。	現状維持
	029	民間事業者誘致による小学生の受入れ(都型学童クラブ)	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	保護者の就労形態の多様化や長時間就労などの理由により、区立育成室では保育ニーズに応えられない時間延長を希望する家庭、また、家族の介護や病気等により、緊急的、一時的に保育に欠ける状態にある家庭に対し、軽食等の提供サービスができる民間事業者等を誘致し、学童の受入れをする事業を支援します。	学童保育事業を実施する民間事業者による学童クラブの開設に係る費用について補助を行うことにより支援します。合わせて、都型学童クラブの要件を満たす事業者については、その補助について東京都へ申請します。				・区内で民間事業者による学童クラブは開設されませんでした。	・就労支援を目的とした社会福祉事業である学童クラブに妥当な保育料は、民間事業者による本事業運営の収支のバランスを取ることはきわめて困難です。		①育成室の保育時間について、区民の声等により延長を希望するニーズは高いです。	現状維持
	030	「ふみだせパパ！」プロジェクト	男女平等参画推進計画	男女がともに協力して子育てができるように、男性保護者に子育ての楽しさへの気づきと、親の役割や責任への理解を促す。	乳幼児の父親等を対象に、子育て施設の利用の促進や育児を体感できる講座等実践的な事業を実施する。							①役立つ男性向け子育て講座 育児体験談7人 乳幼児との遊び方3人 乳幼児食の作り方1人(父子料理教室参加者アンケート) ②講座の一部を区内NPO法人に委託して実施します。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性		
子育て・教育	031	母子家庭自立支援事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)、文京区男女平等参画推進計画	児童扶養手当受給水準にある母子家庭で、知識・技能を習得するための講座を受講している母を対象に、給付金を支給することで、母子家庭の経済的な自立を図ります。	事前に相談を受け、就職や転職に有利な知識・技能の習得を希望する人からの申請に基づき、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費及び受講修了後の修一時金を支給します。	A	B	B	20年度に開始した事業ですが、ホームページへの掲載の他、区から送付する書類にチラシを同封する等、周知に取り組んだ結果、申請者が増加しつつあります。特に、高等技能訓練促進費等事業は、政令により、24年3月までの修業開始者への特例措置もあり、自立に向けて国家資格の取得を希望する相談者が増加しました。支給を受けて修学された方は、概ね習得した技能を基にして正社員等になるなど、収入の増加が図られています。	支給者数は増えましたが、国家資格取得にあたり、学費の工面、家事や養育をしながらの修業となる負担を不安に感じる相談者、修業機関の入学試験の合否により申請に至らない相談者もいます。	B	①「(看護師の)授業や実習は心身ともに辛いときもありますが、何とか頑張っています。(訓練促進費の)支援がなければ、挫折していたかもしれません。」(受給者)	現状維持		
	032	特別支援子育て事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	特別な支援を必要とする児童の保護者が、学校行事や通院、冠婚葬祭等により一時的に保育ができない場合、児童を一時的に預かり、保護者の負担軽減と社会参加を促進し、子育てを支援します。	林町小学校内に保育施設「ふれんど」を設置し、一時保育を行っています。	A	B	A	20年度登録者数 25人 延利用者数 340人 開設日数 258日	21年度 26人 285人 252日	22年度 18人 72人 256日	延利用者数が21年度285人から22年度72人となっています。常に利用していた6年生が卒業したのが直接の原因ですが、さらに原因を分析し、事業運営を検討する必要があります。	A	①利用者数が減少しています。 ②直接的な区民参画はありませんが、利用者の対場に立ったサービスの提供に努めています。	現状維持
	033	教育振興基本計画の策定		文京区における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育振興基本計画を策定します。	区民参画の手続きにより、平成24年度から検討を開始し、平成25年度に計画を策定します。								現状維持		
	034	教育ビジョンの推進		文京区基本構想の趣旨の実現を図るために、各学校・園が地域に開かれた特色ある教育活動を推進します。	・全小・中学校において「道徳授業地区公開講座」「教科の授業地区公開講座」を実施します。 ・全小・中学校、幼稚園における特色ある教育活動の実践と成果を紹介するため、啓発資料「かがやく心」を作成・配布し、学校、家庭、地域に広めます。	B	B	B	・全小・中学校において道徳授業地区公開講座及び教科の授業地区公開講座を開催しました。広く区民に周知するため、文京区ホームページ上で各学校の開催日程を公開しました。また、教科の授業地区公開講座では、各学校の「授業改善推進プラン」の改善について周知を図りました。 ・教育ビジョンに基づく小・中学校、幼稚園の実践と成果を啓発誌「かがやく心」にまとめ、配布しました。	・各学校が「道徳授業地区公開」「教科の授業地区公開講座」の実施方法を工夫し、引き続き特色ある教育活動の向上に取り組む必要があります。 ・教職員のみならず、区民にも広く周知するため、より分かりやすい啓発誌の作成が求められます。内容の改善を図るとともに、PTAをはじめとする区民への配布についても検討する必要があります。	B	①各小・中学校、幼稚園の実践と成果については、学校関係者評価において取組を評価する意見をいただいています。道徳授業地区公開講座、教科の授業地区公開講座には、各学校とも多数の保護者(区民)に出席をいただいています。	現状維持		
	035	確かな学力育成事業		・区立小学校において校長の経営方針、指導の重点等を踏まえた指導を行い、学力向上を図ります。35人以上の小学校低学年で複数担任制によるきめ細やかな指導を行います。 ・区立中学校において、少人数指導やチームティーチングによる指導方法の工夫・改善を推進し、学力向上を図ります。	・各小学校に1名非常勤講師を配置し、指導方法工夫・改善を推進とともに、35人以上の低学年学級に複数担任制のための講師を配置します。 ・各中学校に、指導方法工夫・改善に向けた学校の計画・要望に基づいて非常勤講師を配置します。	A	A	A	・区立全小学校に校長の経営方針に基づいた指導方法工夫・改善のための講師を配置しました。 ・35人以上の小学校低学年14学級に複数担任制のための講師を配置しました。 ・学級の個別課題に対応するために講師を配置しました。 ・中学校3校に基礎基本の定着、少人数指導の充実を図るため、講師を配置しました。(少人数学習の充実) ・中学校2校にチームティーチングによる個に応じた指導の充実を図るため、講師を配置しました。(チームティーチングの導入)	・学校の現状や課題、校長の方針に応じて、各学校で講師の効果的な活用が図られるよう適宜指導・支援を行う必要があります。 ・複数担任制のための講師配置(35人以上の低学年学級)については、小1問題への対応等について適宜検証することが必要です。 ・各学校の授業改善・充実を図るために、指導力のある非常勤講師を確保し、継続的に配置していくことが必要です。	A	①各小・中学校への非常勤講師を配置による指導方法の工夫・改善、複数担任制に成果については、学校関係者評価において取組を評価する意見をいただいています。	現状維持		

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
子育て・教育	036	いのちの教育の推進		様々な体験活動や学習において、「いのち」について考える機会を提供し、「いのちを大切にする心」や自尊感情を育む教育の充実を図ります。	・いのちの教育推進モデル校を指定し、発達段階に即して「命」について考え、自尊感情を高める教育活動を実践研究を行います。 ・生命にかかわる重大な事故やいじめや不登校を未然に防ぐために、感情表現やコミュニケーション能力を育てる「いのちと心のケアプログラム」(仮称)を試行し(アサーショントレーニングの導入)、さらに全校において「いのちと心の授業」を実施します。						①一部の学校関係者評価委員会から「生命を大切にした指導の充実」を求める意見がありました。  ②直接的な区民参画はありませんが、「いのちと心の授業」を参観した保護者等の感想や学校関係者評価委員会の意見を活かした事業の充実を図っていきます。	現状維持	
	037	学校図書館の充実	子ども読書活動推進計画	「学校図書館図書基準」の達成に向けて、計画的に図書を購入するとともに、区立図書館の人材を活用し、子供読書環境の整備を図ります。	学校図書館用コンピュータを利用し貸出・返却を行うことで、子ども達に読まれる図書の傾向を踏まえて図書を購入するとともに、区立図書館から派遣された人材からアドバイスを受けて学校図書館の環境を整備します。	A	A	B	平成22年度に全学校に学校図書館用コンピュータを設置しました。また、学校図書館担当教諭に対し、操作方法等の研修を行いました。	図書館担当教諭により操作方法等の熟知度が異なるため、システムの機能を十分使いこなしていないなどの課題があります。	A	①本来は各校に司書を配置すべきだが、代替措置として教職員向けの研修の充実や、例えば区全体で数名の司書を配置し、各校を定期的に巡回するなどの策を講じてほしい。 ②学校図書館は書架の配置に関して考えただけでも、経験をつんできたアドバイスがなければ子ども達にとって使いやすいものにはならない。人的支援を行う場合は、その辺を宜しくお願いしたい。 [以上「文京区子ども読書活動推進計画」(素案)についての意見より]	改善・見直し
	038	「文の京」学ぶ力レベルアップ推進校		各学校から確かな学力の向上を図るために企画を募り、提案を支援することで各学校の課題に応じた児童・生徒一人一人の学ぶ力レベルアップを図ります。	実施希望校からの提案に基づいて教育委員会が実施校(学ぶ力レベルアップ推進校)を決定し、企画内容に応じて予算を配分し、特色ある実践的な取組みを支援します。	A	B	B	・22年度は小学校10校、中学校全校を学ぶ力レベルアップ推進校に指定し、事業を実施しました。 ・小学校では、主に特色ある教育活動の外部講師、学習支援等に活用し、中学校では、主に放課後や土曜日、長期休業中の補充的学習や発展的学習のために活用し、児童・生徒の学力向上に取り組みました。	・各学校の特色ある教育活動の推進に向けて、学校の主体性を期待し引き出す事業です。今後も一層の充実・拡充を目指す必要があります。 ・特に中学校においては学力向上は課題であり、各学校の状況に即した創意工夫ある取組が必要です。 ・実施校における取組を未実施校においても活用できるように情報提供、普及啓発を行う必要があります。	B	①放課後や長期休業中の補充的学習や発展的学習の実施については、学校関係者評価において取組を評価する意見をいただいている。	現状維持
	039	健康教育推進事業	文京区健康教育推進委員会検討結果報告、健康ぶんきょう21	区立小・中学校の児童・生徒を対象に、学校と家庭と地域が連携し、健康増進や疾病予防、一人ひとりの健康課題に応じたきめ細かな健康教育を推進します。	区立小・中学校の児童・生徒が、個に応じた健康への取組を行えるよう、学校医会・学校保健会及び区内大学の協力を得て、健康事業を実施します。						①今後区内で健康教育を推進するというが、偏食・アレルギーなどの生活習慣を家庭だけで改善するのは難しいと思う。(文京区健康教育推進委員会検討結果報告パブリックコメント)	現状維持	

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性	
子育て・教育	040	地域の伝統・文化を活かした教育活動の推進		区立小・中学校において、我が国や郷土の伝統や文化を尊重するための教育を充実させ、体験活動を重視した学習活動を展開します。	・副読本(小学校「わたしたちの文京」、中学校「わがまち文京」)を活用した伝統・文化理解に関する教育活動を実施します。 ・学校及び地域の実態に応じて地域人材を活用するなど、教科や領域の学習、部活動、学校行事等において体験活動を重視した教育活動を展開します。 ・伝統・文化理解教育に関する教員研修(教育課題研修)を実施します。	B	A	B	・副読本(「わたしたちの文京」「わがまち文京」)を活用した文京区の伝統・文化理解に関する授業(社会科・総合的な学習の時間)を実施しました。 ・部活動における体験活動(茶道部、剣道部等)や地域行事、祭礼等への児童・生徒の参加(ボランティア)に取り組みました。	・新学習指導要領において、伝統や文化に関する教育の充実は改善事項の一つに掲げられており、教育内容を充実させ、学校及び地域の実態に応じて地域人材を活用するなど、体験活動を重視した学習活動を展開することが必要です。 ・副読本を活用した授業の改善・充実や各学校及び地域の実態に応じた地域人材の活用を計画的に進めていく必要があります。 ・23年度から新たに、伝統・文化理解教育に関する教員研修(教育課題研修)を実施します。	B			現状維持
	041	学力向上個別支援プログラム		・児童・生徒の学力・学習状況調査を実施し、その分析結果を各学校の指導方法工夫・改善、家庭学習の啓発に生かします。	・小学校第4学年、中学校第1学年では区独自の調査を実施し、小学校第6学年、中学校第3学年では全国学力・学習状況調査(抽出校以外)の分析を実施します。 ・各小・中学校が調査結果を客観的資料として、自校の児童・生徒の学力・学習状況を把握し、一人一人の「確かな学力」の育成に向けた授業改善を行います。	A	B	B	・各学校が小4から小6、中1から中3までの児童・生徒の学力・学習状況を把握し、授業改善に活用しました。 ・各小・中学校が調査結果を踏まえて、「授業改善推進プラン」を改訂し、学校だより、ホームページで公開し、学校公開等の機会に保護者へ説明しました。 ・これらの取組の結果、平均正答率については、全国と比較すると平均して7ポイント程度上回る結果となっています。 ・民間事業者に委託し、専門性を生かした分析等を行うとともに、近隣区と同程度の経費で事業を実施しました。	・一人一人の学力向上に資するため、調査の活用と授業改善の方策について、各学校が更に検討する必要があります。 ・全国的なデータとの比較により、相対的な学力の定着度を把握し、学校全体としての授業改善の取組を推進する必要があります。 ・23年度は、都が実施学年を変更(小4→小5、中1→中2)したことにより、区調査の実施学年を小4、中1とした。また、東日本大震災の影響による全国学力・学習状況調査の実施見合わせに伴い、小6、中3で区調査を実施することとしました。	B			現状維持
	042	保・幼・小・中の連携教育の推進		「小1問題」及び「中1ギャップ」の未然防止を図るために、各学校・園が連携による教育課程改善、学力向上策、相互交流等による教育的效果を総合的に検討します。	・プロジェクトチームを設置し、連携教育カリキュラム作成を含む保・幼・小・中連携に関する教育施策の検討を行います。 ・区立幼稚園(保育所)、小・中学校によるブロック別連携協議会を開催し、各ブロックの現状に応じて教育課程連携、交流活動、情報交換等を推進します。	B	B	B	・青柳幼稚園・大塚保育園・青柳小学校が都の指定研究を進め、「就学前教育カリキュラム」(東京都教育委員会編/23年3月)に実践が掲載されました。 ・幼・小・中を5ブロックに分け、連携についてグループ研究を行い、1月に研究成果の報告会を実施しました。 ・副校長・教頭研修で視察、研修を実施し、副校長及び教頭の意識啓発を図りました。	・プロジェクトチームの協議、検討内容の充実を図り、全校・園への普及啓発を図る必要があります。 ・「小1問題」及び「中1ギャップ」の課題に対応するために、近隣地区の保・幼・小・中が連携を強化し、円滑な接続を図るために具体的な方策を検討し、連携のシステム化を進める必要があります。	B			改善・見直し
	043	大学との連携による学校活動支援事業		区立小・中学校における学力向上の支援策として、大学生等ボランティアを活用し、学習指導補助員として派遣します。	・区立小・中学校が大学と連携を図り、大学生等を学習指導補助員として活用します。 ・大学生等ボランティアには、任用に従って交通実費程度の謝礼を支払います。	A	B	A	・区立小学校19校、中学校8校で、大学生等ボランティアを学習指導補助員として活用しました。 ・通常の授業における担任の指導補助をはじめ、放課後や長期休業中の補習などの学習指導補助員として活用することで、きめ細かな指導を行っています。 ・各学校で直接大学等と連携し、安定的な学生ボランティアの確保に努めています。	・大学生のボランティアによる事業であるため、安定して人材を確保することが難しい現状があります。 ・安定したボランティア確保の観点から、区内大学等への広報活動に更に努める必要があります。	A	①学校関係者評価において、大学生等の指導補助が加わることによる個別指導の充実を期待する意見をいただいています。		現状維持

項目	No.	事務事業名	個別計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合評価	区民要望等	方向性
子育て・教育	044	交流及び共同学習支援員配置事業		障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、障害のある子どもとの子どもの相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育みます。	区立小・中学校の特別支援学級在籍の児童・生徒が、通常の学級との交流や学習を行う際、学習活動のサポートや介助を行う交流及び共同学習支援員を特別支援学級設置校に1～2名配置します。						①保護者によって交流及び共同学習をさらに進めてほしいという積極的な声もあれば、慎重な意見もあるため、保護者や児童・生徒本人の意向を最大限尊重しながら、事業の充実を図っています。	現状維持	
	045	特別支援教室専門指導員派遣事業		通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒への支援体制の整備は急務です。そのため、在籍校において、派遣指導員(教員免許をもつ専門指導員)を配置し、適応状態の改善を図るために教育環境の整備を行います。	モデル校(特別支援学級未設置小・中学校5校)を指定し、教員免許をもつ専門指導員を派遣し、通常の学級における必要な児童・生徒の取出しによる専門的指導を行い、「特別支援教室」の運営を支援します。モデル校では「特別支援教室」の運営における指導内容・方法等について研究し、検証を行います。						①特別支援教室での個別指導に対し保護者の理解と協力の啓発を引き続き図る必要があります。 ②保護者も参画した個別指導計画の作成の充実を図っていきます。	現状維持	
	046	教職員ICT活用研修		教職員が、基本OSやベーシックな事務用ソフトの他、授業や教材作成に活用できるグラフィックソフトやプレゼンテーションソフトに習熟するほか、ICT機器を利用した授業方法を学ぶことにより、教務や校務の効率化や授業の質の向上を図ります。	6時間を1単位とした研修を幼稚園、小・中学校の長期休業期間に集中して実施するほか、学校等への技術的サポートを随時行います。	B	B	B	・学校のニーズに合わせて、アプリケーションの基本的な操作のほか、画像処理など校務や授業等で活用できる内容の講座を実施しました。 ・電子黒板や大判プリンターなど、授業に直接活用できるICT機器の研修を実施しました。 ・幼稚園、小・中学校のホームページの更新及びメンテナンスをサポートするほか、随時学校への技術的支援を行いました。	・研修内容、実施時期等を工夫し、魅力があり受講しやすい研修により、効率化を図る必要があります。 ・教職員がICT環境に適応するための継続的な支援が必要です。	B	①「とても良い研修でした。内容もぎっしりつまつていて、充実していました。」(教職員)	改善・見直し
	047	総合教育相談事業の連携強化		学校や保護者、子ども本人に対し多角的な支援を行うことにより、いじめや不登校、家庭内暴力、児童虐待、集団不適応等の課題や教育・生活上の悩み等について、予防・発見・解消を図ります。	教育相談室での面接相談をはじめ、専門家の派遣や適応指導教室等様々な形で、子ども、保護者、学校等に対する多角的な支援を実施します。	A	B	A	平成22年度より3つの新規事業を開始しました。 ・中学校ふれあいサポート:不登校傾向等の生徒への個別対応のため、8件の支援を行いました。 ・スクールソーシャルワーカー派遣:学校訪問を168回、面接を1,123回行いました。その他講習会等の啓発活動を行いました。 ・育成室等巡回相談:特別な支援を必要とする児童の在籍する育成室職員を対象として訪問相談を実施し、延べ127件の支援を行いました。	・4年後の建て替えに向け、事業の見直しや相談窓口の整備等、教育センターと福祉センターの連携について検討する必要があります。 ・不登校の出現率が微増傾向にあるため、不登校対応を強化する必要があります。	A	①「子どもの表情が明るくなつた」「学校という身近な場所で相談して安心できた」「学校以外に子どもの居場所ができるよかったです。もっと敷居が低くなるといい」「自分はこれでいいんだと思えるようになった」(相談時の聞き取り) ②相談面接や学校訪問で得た情報や意見を活かした事業運営や関係機関の連携を行っていきます。	拡充
	048	科学教育支援事業		自然観察や実験・ものづくりを通じ、子ども一人ひとりの、自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育成します。また、学校の理科教育を支援します。	「科学教室」、「親子理科実験教室」、「やってみましょう楽しい実験」、「親子パソコン教室」等の教室を開催します、また、理科の出前事業や教員向けの理科実技研修を実施します。	B	B	A	科学教室等では、延べ2,441人の参加がありました。講座の内容も、普段、学校の授業では経験できないメニューを提供するよう工夫し、科学への興味や関心を触発する契機にすることができました。 また、親子で参加する教室では、協力して実験や工作に取り組むことで、親子のコミュニケーションを深める良い機会にもなっています。	5歳以上の幼児から中学生までを対象とし、年齢層に応じた講座を実施していますが、全体的な傾向として、参加者が低年齢(低学年)化しており、参加者に合わせた講座内容の見直しが求められます。 また、小学校高学年や中学生の参加が少ないことから、こうした年齢層をターゲットにしたより魅力的な講座を検討する必要があります。	B	①「毎回の教室を家族ともども楽しみにしています。これからも参加します。(受付時の聞き取り)」、「理科がいいの子どもが、実験を通して科学に興味を持つようになりました。(アンケート)」	改善・見直し

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
子育て・教育	049	学校支援地域本部事業		地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充、及び地域の教育力の活性化を図るため、学校支援地域本部の設置をします。	昨年度実施した本事業のPR事業である学校支援地域本部フォーラム開催後に、実施希望校が大幅に増加したことから、そのような学校と調整を図りながら、設置校を拡大していきます。	A	B	A	22年度においては、小学校8校において学校支援地域本部による活動が行われ、授業・部活動・文化芸術活動の指導補助、学校行事の警備・会場整理、本の読み聞かせ、校内環境整備、学校HPの作成支援などが行われました。 22年度に策定した基本構想実施計画では、23年度から毎年1校の設置を予定しましたが、23年1月の設置意向調査では、23年度に3校、24年度に4校新たに設置の意向がありました。	・本事業は、国の補助事業(補助率3分の2)ですが、補助金額の上限が設けられることが懸念され、今後1校当たりの事業費にも上限を設ける必要が生じる恐れがあります。 ・本事業で必要とする物品購入等の経理事務を全て庶務課で行っているため、迅速性に欠け、事務が煩雑であるため、改善を図ることができないか検討を要します。 ・基本構想実施計画では、23年度から毎年1校の設置を予定しましたが、23年1月の調査では、24年度までに新たに7校の設置意向があり、今後の設置校数を上方修正する必要があります。	A	②PTA関係者、及び地域の方々に活動を担っていただいている。	拡充
	050	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の運営		学校運営に関する校長の権限と責任の下、地域・保護者等も一定の権限と責任をもって学校運営への参画を進めるため、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、運営します。	・地域住民・保護者・校長等を委員とする学校運営協議会を設置し、学校運営の基本的事項の承認、学校運営に対する意見、支援をとおして、開かれた学校づくりを進めます。						①「初年度の運営については、ある程度準備期間と捉えて慎重に進めていくべきです。」「保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの皆さんとの連絡及び協力により、開かれた学校づくりが推進され、子どもたちのよりよい環境づくりに資することを希望します。」学校運営協議会指定検討委員会	現状維持	
	051	空調機設置(幼稚園保育室等の冷房化)		夏季の気温上昇等、近年の気候変化に対応し、良好な教育環境を確保するため、幼稚園の保育室及び小・中学校の特別教室に空調機を設置します。	(設置済みの柳町幼稚園を除く)幼稚園9園の保育室、及び小学校7校の図工室、小学校1校の図書室、また、中学校2校の図書室に、コストやメンテナンス面を考慮し、リース方式による空調機を設置します。	A	A	A	小学校7校の図工室に空調機の設置を実施し、生徒の健康維持を図りました。	室外機の設置スペースをどのように確保するのか。また、空調機台数が増えることによる消費電力量の増加が課題となります。	A	①小・中学校の特別教室や、幼稚園諸室に空調機を設置してほしい。(PTA)	拡充
	052	外壁・サッシ改修		小中学校の児童・生徒・教職員に、安全で良好な教育環境を提供します。	老朽化している外壁・サッシの改修を行います。 改修にあたっては、主に夏期休暇期間を活用して行うため、1校の改修完了には、複数年にわたる工事が必要です。	A	A	A	林町小学校の外壁・サッシの一部を改修しました。	工事期間中は、校舎の一部が使用できなくなるとともに、騒音等も発生するため、児童・生徒への負担の軽減を図る必要があります。	A	①外壁・サッシの老朽化や、それに伴う雨漏りなどへの対策の要望が多く寄せられています。	拡充
	053	校地の拡張		小・中学校の児童・生徒・教職員に、より充実した教育環境に整備します。	必要な運動場を確保するなど、良好な教育環境を確保するため、校地の拡張に努めます。	A	B	C	情報収集を継続しています。	小・中学校に隣接している活用可能な土地を探すことは困難な状況にあります。 土地の購入には、多大な経費が必要となります。	B	①PTAから用地取得の要望があります。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
子育て・教育	054	第六中学校改築	文京区立小・中学校将来ビジョン、文京区立第六中学校改築基本構想	「区有施設中長期改修計画」において耐震ランクがCである校舎について、生徒の安全を確保し、良好な教育環境を提供するため、校舎を全面改築します。また、向丘地域活動センター及びアカデミー向丘についても老朽化等により改築が必要なため、同校舎と併設し改築改築を行ことにより、施設の有効活用を図ります。	現在の敷地を有効活用して改築を行うため、仮設校舎を敷地内に建設いたします。また、1期工事で旧校舎東側部分に地上7階地下1階の校舎及び体育馆等を、2期工事で旧校舎西側部分及び旧体育馆部分に一部校舎を含む区民施設とグラウンドの整備を行います。	A	A	A	平成22年度は改築工事に向け埋蔵文化財本調査、及び基本・実施設計委託を実施しました。また、平成22年9月より仮設校舎の借上げを行うとともに、仮設校舎への物品等移動・移設作業を実施しました。	学校敷地を移転することなく、23年度から4年にわたり工事を行うため、生徒の負担をできる限り軽減するよう配慮を払う必要があります。	A	①・基本構想検討委員会において、校舎と屋内体育馆との一体改築等多数の要望がありました。 ・改築基本設計説明会を実施し、工事期間中の騒音、振動対策等安全面の確保等の要望がありました。 ②・文京区立第六中学校改築基本構想検討委員会にPTA会長等が参加しました。 ・検討結果報告においてパブリックコメントにより意見募集を行いました。 ・計画説明会を実施しました。	拡充
	055	校庭の整備		幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒・教職員に、安全で良好な教育環境を提供します。	全天候型舗装(ウレタン系、ゴムチップ系、アスファルト系、砂入り人工芝)校(園)庭を採用している幼稚園・学校のうち、舗装が老朽化している幼稚園、小・中学校について、整備を行います。	A	A	A	金富小学校の校庭舗装を改修し、教育環境を向上させることができました。	運動中の事故を防ぐためにも、園児・児童・生徒が運動する校庭の舗装面を良好な状態に保つことが求められており、計画的に整備する必要があります。 天然芝の導入については、学校とも協議しながら検討していく必要があります。	A	①改修に当たっては、学校と協議してほしい。 ②天然芝を導入する場合の維持管理には学校、児童、PTA、地域の方々が積極的に携っていく必要があります。	現状維持
	056	耐震性能の向上	文京区区有施設の中長期改修計画、文京区が所有する公共建築物の耐震化整備プログラム	幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒・教職員に、安全で良好な教育環境を提供します。	校(園)舎の耐震性を向上させるため、改修工事を実施します。小・中学校については、1校の改修に2年(夏季休業期間×2期)を要します。	A	A	A	林町小学校(1期)、本郷台中学校(2期)の耐震補強工事を実施しました。工事手法を工夫し、夏季休業期間中に大部分の工事を完了させました。	工事期間中は、校(園)舎の一部が使用できなくなるとともに、騒音等も発生するため、園児・児童・生徒への負担の軽減を図る必要があります。	A	①学校の校舎等の耐震性を高めて安全性を確保してほしいとの要望が多くあります。	現状維持
	057	給食室の整備		老朽化した給食室を改修し、ドライシステムに整備することで、安全な給食を提供することを目的とします。	より衛生面で安全性が高いといわれているドライシステムの施設に改修します。	A	A	A	根津小学校・第三中学校をドライシステムの給食室にすることにより、施設の安全、衛生環境が改善されました。小日向町小学校の実施設計を行いました。	区立小・中学校給食室は、まだウエットシステムの学校があり、老朽化も進んでいます。また、前室、検収室、下処理室、調理室、洗浄室等の部屋区分や専用の便所など未整備の学校があります。衛生基準にあつた安全、衛生を確保するためには、計画的な改修、設備工事が必要です。	A		現状維持
	058	教育情報ネットワーク環境整備の充実		小学校のコンピューター教室授業において、ICT学習の習熟をより高めるため、児童に対するICT環境を拡充します。 小学校に校内LANを敷設し、教員用のコンピュータの使用環境を同一化すること等で、ネットワーク環境を統一し、校務、教務の情報流通の円滑化、共有化を図ります。	小学校のコンピューター教室の更新に合わせ整備台数を1教室当たり20台から40台へ変更します。 教員人数、栄養士人数に加え講師、非常勤事務員及び専門職職員用として既存環境と同様のコンピュータ2台を追加します。 普通教室その他に教育用、教務用の有線LANを敷設します。	A	A	A	ICT環境として教員1人につき1台となつたため、情報共有や教材、文書の作成等活用の機会が大きくなっています。 教員の事務及び教材作成等の効率化が図られています。	学級数の増加に伴う教員人数の増加への対応が必要となります。	A	児童用コンピュータの台数、ネットワーク環境、ホームページの運用状況等について、近年、PTAなどからも、不足・不十分を指摘する意見がよせられるようになってきています。	拡充

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
子育て・教育	059	青少年対策地区委員会活動支援	子育て支援計画・アカデミー推進計画	各地区が持つ地域性を活かしながら、地域における青少年健全育成事業を実施している青少年対策地区委員会(9地区)の活動を支援することにより、区内青少年健全育成施策の充実を図るとともに、子どもたちが地域の中で温かく見守られながら健やかに成長していくける環境をつくります。	青少年対策地区委員会が実施する青少年健全育成活動に対する補助を行うとともに、合同行事の支援を行います。また、委員研修会、会長会、地区連絡会などを開催し、情報交換や委員の知識の習得の場として活用しています。	A	A	A	9つの地区それぞれが持つ地域性を活かしながら、地域に根ざした事業を実施することができました。とりわけ九地区合同行事「文の京こどもまつり」は約4,000人の親子が参加するなど、青少年対策地区委員会の事業に対する区民の期待が高まっています。青少年健全育成施策の中心的役割を担う青少年対策地区委員会が、各地区の活動方針を策定したことにより、時代に即した効果的・効率的な施策の推進が期待されます。	時代の流れや子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、青少年対策地区委員会の活動内容についても、常に創意工夫が求められます。そのためには、委員研修などの機会を捉え、青少年を取り巻く課題等を、区と青少年対策地区委員会が常に共有する必要があります。各地区が策定した活動方針を活用した事業展開を図るなど、団体活動がより発展していくための支援が必要です。	A	①各地区委員会の事業は、家族のふれあいの場や青少年の社会参加の場としても好評です。 ②青少年対策地区委員会の活動には、地域の青少年関係団体や学校関係者などが参加しています。また、中高生リーダーの育成や事業への参画も定着してきました。	現状維持
	060	「はじめの一歩！（文京区青少年育成プラン）」の推進	「はじめの一歩！（文京区青少年育成プラン）・子育て支援計画	文京区青少年問題協議会で策定した「はじめの一歩！（文京区青少年育成プラン）」に基づく実効性のある取り組みを、区内青少年関係団体とともに実施し、青少年健全育成施策の充実を図ります。	「はじめの一歩！（文京区青少年育成プラン）」の重点行動である「あいさつ・声掛け・きっかけ作り」の啓発チラシや、ITメディアの安全かつ適切な活用についての情報提供用冊子を作成し、区内小学生等に配布します。また、文京区青少年問題協議会に検討部会を設置し、「（仮称）中高生育成方針」の策定に向けて検討を行います。	A	A	A	平成22年度まで実施していた「あいさつ・声掛け」標語は、毎年2,000件を超える応募があり、多くの区民に啓発することができました。また、過去の標語を活用したシール付きチラシを子どもたちに配布するなど、様々な手法を用いた啓発活動を展開しています。「（仮称）中高生育成方針」の策定に向けた検討部会では、普段から中高生と関わっている地域の方の目線で、有効的な議論が交わされました。	「（仮称）中高生育成方針」を策定することにより、地域や行政が行う事業の他、「（仮称）青少年プラザ」においても、その理念に基づく具体的な施策の実現が必要です。「あいさつ・声掛け」運動については、引き続き、啓発方法の工夫や事業の継続性が求められます。	A	①「あいさつ・声掛け」標語は毎年2,000件を超える応募がありました。 ②文京区問題協議会の委員及び幹事は区内青少年関係団体から選出されており、それらの意見を集約し青少年健全育成施策に反映させています。	現状維持
	061	青少年の社会参加及び青年育成事業の推進	子育て支援計画・アカデミー推進計画	青少年が地域の人たちとの交流を通じて社会の一員であることを実感し主体的に社会参加するきっかけとなる事業を支援することで、青少年の社会参加と自立を促します。また、青年が地域社会で自主的に活動するために必要となる講座や、青年自らが企画・運営する事業を支援し、地域社会で自主的に活動できる青年を育成します。	区内で非営利活動を行う団体(NPO等)が実施する、地域の人たちとの交流を通じて青少年が主体的に社会参加するきっかけとなる事業及び、青年が地域社会で自主的に活動するために必要となる講座や、青年自らが企画・運営する事業に対し、補助金を交付します。	A	A	A	平成21年度から比較して補助事業も増え、毎年多くの子どもたちが参加するなど、地域に根ざした事業展開により、十分な成果をあげています。補助事業の選考については、区の青少年関係所管課長が多面的な視点から審査を行っています。運営面やコスト面などNPOの特性を活かした事業展開により、効率性の高い事業が実施されています。	事業目的を実施団体と区が十分に共有し、実効性の高い事業展開を図る必要があります。青年育成事業は申請団体が固定化する傾向があります。地域での知名度が低く、集客力に不安を抱える団体については、事業の周知など側面からの支援も必要です。	A	①補助事業は、様々な立場の人たちとの交流の場として、参加した子どもたちにも好評です。活動の実績が少なく、その運営が不安定な団体からは、区からの様々な側面支援が期待されています。 ②NPO等と他の地域団体との協力体制も見受けられます。	現状維持
	062	文京区社会を明るくする運動	子育て支援計画・アカデミー推進計画	法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の趣旨に基づき、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせながら、犯罪や非行のない明るい社会を築いていくことをを目指します。	関係30団体からなる「文京区社会を明るくする運動推進委員会」を組織し、7月の強調月間に合わせて「東京ドーム周辺広報啓発活動」「文京区社会を明るくする大会」「文京矯正展」などの啓発事業を実施し、本運動の趣旨を広く呼びかけます。	A	A	A	東京ドーム周辺広報啓発活動では、少年野球チームなどの子どもたちも含み500名を超える人が参加し、広く本運動の趣旨を呼びかけています。文京区社会を明るくする大会における中学生の意見発表では、中学生ならではの視点による前向きな意見が発表されるなど、参加型の啓発事業になっています。文京矯正展では、2日間で約1,100名の来場者があるとともに、府中刑務所等との共催により効率性の高い事業展開ができています。	それぞれの事業においては、参加者に本運動の趣旨を十分に理解してもらえるような内容にしなければならず、常にその啓発効果を見据えた事業展開が必要です。	A	①いずれの啓発事業も参加者からは好評を得ています。 ②（株）東京ドーム・読売巨人軍・文京学院大学女子中学高等学校・都立工芸高校など、企業や学校との連携も推進しています。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
子育て・教育	063	子ども110番ステッカーの充実	子育て支援計画	子どもたちに対する犯罪の未然防止と、青少年が安全かつ安心して生活できる良好な地域環境の形成を目指します。	緊急時に子どもが駆け込める緊急避難場所を示す「子ども110番ステッカー」を協力者の自宅や事業所などに貼付するとともに、区内の小学校1年生には事業周知用のステッカーを配布します。また、区立小学校PTAの協力により、ステッカー貼付場所の確認と協力者の継続意思の確認を行います。	A	A	A	区立小学校PTAが保護者の視点から直接活動に関わるため、子どもたちの安全面の状況を正確に把握することができ、適切な対応ができています。協力者数も年々増加しており、地域全体で子どもたちの安全を見守る意識が根付いています。	ステッカーの貼付状況の調査等により協力者の状況を正確に把握し、信頼性の高い事業展開が求められます。スクールガードなど、他の事業と連携することで、本事業がより発展していくことも期待できます。	A	①事業に対する問い合わせも増加し、地域で子どもたちを守ろうとする意識が高まっています。 ②区立小学校PTAの協力による貼付状況の調査を実施し、保護者の目線から子どもたちの安全が保たれています。	現状維持
	064	家庭の日啓発事業	子育て支援計画・アカデミー推進計画	最も基本的な人間形成の場である「家庭」の意義を見直し、家族のふれあいや結びつきを深めることの重要性を呼びかけることにより、青少年健全育成施策の一層の推進を図ります。	青少年対策地区委員会(9地区)が実施する「家庭の日」啓発事業に対する補助を行うとともに、啓発資材を配布します。	A	A	A	青少年対策地区委員会が実施する「家庭の日」啓発事業には多くの親子が参加するなど、地域における家族や世代間のふれあいの場として定着するとともに、地域の連携の機会としても活用されています。「家庭の日」の啓発品は青少年対策地区委員会を通じて、広く配布されています。	「家庭の日」の啓発品は、ただ配布するだけでなく、それを通じて家族のふれあいのきっかけとなるような、啓発効果を高める工夫が必要です。	A	①青少年対策地区委員会が実施する「家庭の日」啓発事業には、毎年多くの家族が参加しています。 ②青少年対策地区委員会の活動を通じ、地域性を活かした事業展開を図っています。	改善・見直し
	065	青少年対策推進関係機関連絡会	アカデミー推進計画	青少年の健全育成や非行防止などの青少年対策について、情報交換・意見交換を行い、区内小・中学校、高校、警察などの緊密な連携と対策の推進を図ります。	連絡会を開催し、警察からの少年非行概況の報告や、青少年健全育成施策に関する情報交換・意見交換を行います。	A	A	A	各地域における少年非行の状況を管轄の警察から報告するなど、生活指導の面からは有益な情報提供ができます。(仮称)中高生育成方針や(仮称)青少年プラザなど、青少年問題協議会や区が取り組んでいる課題に対する意見交換ができ、連絡会の機会を行政と私立校等をつなぐパイプとして活用されています。	各校の特性や教育方針の独立性を考慮すると、連絡会での情報提供や意見交換をした結果を、各校の取り組みに反映させることが困難な状況です。	A	①地域における少年非行概況に関しては、熱心な質問があります。 ②区内国立・私立・都立校が全校集まる貴重な機会であり、青少年健全育成施策を推進するためにとても重要です。	現状維持
	066	(仮称)青少年プラザ事業		(仮称)青少年プラザを設置し、中高生が気軽に集まれて自主的にのびのびと活動できる場や、異年齢交流など様々な人の出会いを通じて自らの可能性を広げる機会を提供し、中高生が社会性を身につけ自立した大人への成長を応援します。	教育センター等建物基本プランに基づき、平成27年度の事業開始に向けて施設面や運営面についての詳細を検討します。							①中高生の生活実態を把握するために行ったアンケート調査では、現在の中高生は忙しい生活を送る中でも、新たな活動に対する潜在的な意欲も見受けられました。 ②青少年問題協議会を活用し、施設の設置目的や事業内容について地域の人との意見交換を行いました。	現状維持
福祉・健康	067	シルバーお助け隊事業補助	文京区シルバーお助け隊事業補助要綱	70歳以上の高齢者世帯や障害者世帯を対象に、日常生活におけるちょっとした困りごとを援助するサービスを提供する。	日常生活におけるちょっとした困りごとに対し、公益社団法人文京区シルバー人材センターが会員を派遣して援助します。1回につき300円を申込者が負担し、区が実績にあわせてシルバー人材センターに助成金(1回につき1,300円)を交付します。	A	A	A	①平成20年9月から事業開始。平成20年度 158件、平成21年度 325件、平成22年度 428件と依頼が増加していることから順調に推移している。 ②事業の周知方法 区報(年2回 写真入り)、チラシを区内施設、地域包括支援センター等に配付。 ③シルバー人材センターの会員に固定化が見られる。機動力のある会員が出動するのは理解できるが、他の会員に広げる努力も必要なのではないかと考える。	①区民に対して更なる周知活動が必要。 ②ちょっとした困りごとの内容に対する作業対応の柔軟性(地デジ対応・節電・家具等の転倒防止器具の取り付けなど)が必要。 ③シルバー人材センターの会員に固定化が見られる。機動力のある会員が出動るのは理解できるが、他の会員に広げる努力も必要なのではないかと考える。	A	①この事業は、公益法人文京区シルバー人材センターの助成事業であるので、直接区民からの意見は把握していない。区民の要望は、シルバー人材センターから聴取している。シルバー人材センターでは、申込時に制度内容を説明し、利用者の十分な理解を得てから作業を実施しているため目立った苦情・要望などはないとのこと。 ②この事業は、公益法人文京区シルバー人材センターに助成しており、会員の就労機会拡大の支援、就労による生きかい対策に寄与している。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性	
福祉・健康	068	特別養護老人ホームの検討	文京区地域福祉計画(高齢者・介護保険事業計画)	今後、さらに高齢化が進み、介護が必要な高齢者の増加が予想されることや入所候機者が800人を超える状況から、特別養護老人ホームの整備を検討します。	特別養護老人ホームの整備については、今年度の地域福祉計画の改定において検討を進めています。また、建設候補地について国有地等を含め検討していきます。						①特別養護老人ホームの数が少ない。施設数を増やして欲しい。(高齢者現況把握調査、高齢者等実態調査) ②高齢者・介護保険事業計画の策定に当たっては、区民参画の検討組織として高齢者・介護保険部会を設置して検討を進めています。	現状維持		
	069	介護保険サービスの充実	文京区地域福祉計画の高齢者・介護保険事業計画	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、介護及び介護予防サービスの充実をはかり、各々の身体の状態に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護保険サービスを提供していきます。	介護保険事業計画に基づき、被保険者の要介護状態又は要支援状態に鑑み、その状態の軽減又は悪化の防止に必要な保険給付を行います。保険給付は被保険者の心身の状況、その他環境に応じて、被保険者の選択に基づき適切な介護サービスが事業者及び施設等から提供されます。介護保険事業の持続可能で安定的な運営を行っていきます。	A	A	B	介護保険制度は制度開始から10年が経過しました。介護サービスの利用者数の伸びのほか、事業者に支払う介護報酬の増額改定により、平成21年度の介護給付費は、前年度に比べ約8.7%増加し初めて100億円を超え、高齢者の暮らしを支える制度として定着しています。	今後の急速な高齢化の進行に伴い、重度の要介護者や医療ニーズの高い高齢者の増加、単身や高齢者世帯の増加への対応等が喫緊の課題となっています。このような中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしつづけるためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築が必要です。	A	①「介護する側もされる側も安心して家で住み続けられるといいと思います。(高齢者等実態調査)」	現状維持	
	070	地域密着型サービス施設整備費補助	文京区地域福祉計画(高齢者・介護保険事業計画)	要介護状態になども住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービス施設を整備します。	介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業のうち、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護を提供する施設の整備に係る費用の一部を補助することにより、整備を促進します。	A	A	B	・21年度に地域密着型サービス事業者の公募を行い、22年7月に認知症対応型共同生活介護(本富士地区、2ユニット、定員14人)を開設しました。 ・また、22年度に地域密着型サービス事業者の公募を行い、23年度、認知症対応型共同生活介護(富坂地区、2ユニット、定員18人)の施設整備を進めています(24年4月開設予定)。	都心部における土地の確保が困難であることから、公有地の活用等も視野に入れた施設整備の検討が必要です。	A	①小規模のグループホームを作りたい。(高齢者現況把握調査、高齢者等実態調査) ②高齢者・介護保険事業計画の策定に当たっては、区民参画の検討組織として高齢者・介護保険部会を設置して検討を進めています。	拡充	
	071	高齢者の社会参加促進事業	文京区地域福祉計画	会社を退職したり、自営業を引退した高齢者を対象として、社会参加、地域活動参加のきっかけづくりのために講演会、イベント、見学会等を開催し、地域社会への参加を促進します。	区民課協働推進、アカデミー推進課、社会福祉協議会、シルバー人材センターと連携協力し、既成のボランティア団体、NPO団体の実態を認識したうえで、調整、連絡をしながら、講演会等を実施し、高齢者の社会参加を図っています。	A	A	B	平成22年度 講演会「組織人から自由人へ～個人力の磨き方～」(区民課協働推進担当と共に) 82名応募、当日67名参加(前年度32名参加)	講演会だけではなく、参加した区民が社会参加できる受け皿の情報提供の必要性がある。それには関係部署が連携し、地域のボランティア団体、NPO団体などの実態と最新情報を把握することが必要になる。現在、社会福祉協議会に組織があるが登録・紹介など組織的に稼動していない様子である。 高齢者の社会参加は主にボランティア、NPO、生涯学習、まちづくりなど多様性があり、各所管で類似の事業を開催しているので、これらを総合的に所管する組織・区民の場(登録して紹介する拠点等)が必要になると考えます。	A	①「ボランティアニュース、シルバー人材センター、シルバーお助け隊などの資料があったが、説明する会があれば、きっかけをつかめるのではないか。年に6回ほど講演会をしてほしい。社会貢献の具体的なやり方、ボランティア先を紹介してほしい。」(講演会当日のアンケートから) ②現在は区民参画はありませんが、以前は区民に講師を依頼したことがあります。また、区民からの要望をとらえ、的確な情報提供を行っていきます。	現状維持	

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
福祉・健康	072	ふれあいきいきサロンへの助成		対象者が月に1~2回程集い、いろいろな活動を通じ、楽しさを体験しながら仲間や生きがいづくりをし、日常生活を心豊かに過ごせることを目的とします。	社会福祉協議会を助成して、各サロンに多くの区民が気軽に参加でき、多様な活動と幅広い年齢層のサロンを各地区にバランス良く開設されるよう、サロンの開設を計画している人に開設から自立までの支援を行います。	A	A	A	・区民が気軽に参加でき、生きがいの場づくりになっています。 ・サロン設置数も21年度と比較して5箇所増加しています。 ※参加者は延べ30,042人で、前年度比で3,454人増。 ※開催回数は延べ1,813回で、380回増。ボランティアは延べ4,763人で、747人増。	・一部のサロンでは参加者の固定化が見られます。 ・サロン同士のネットワークづくりとして実施されている発表会の参加団体も一部に限られている実態があり、今後、どのようにネットワーク化を図るかが課題となります。	A	①サロン活動を通じて、人とのつながりを持ちたい(アンケートより)。 地域に根付いた安心なサロンの持続と援助を願いたい(アンケートより)。 ②サロン活動は、区民自身による、地域交流、生きがい活動を目的とした活動です。 サロン活動開始当初に発足したサロンの中には、運営費の補助を受けずに自立して活動している団体もあります。	現状維持
	073	転倒骨折予防教室	文京区地域福祉計画(高齢者・介護保険事業計画)、区民の健康づくり計画(健康文京21)	高齢者の心身の機能低下を防ぎ、転倒や閉じこもりを予防することで、要介護状態となることを予防します。	地域の身近な施設(12会場)において、作業療法士・保健師等が、転倒骨折を予防するための運動教室を定期的に実施します。教室卒業後も運動が継続できるよう支援します。	A	A	A	①平成22年度は区内11会場において運動教室を実施しました。体力測定による評価の結果、8割以上の参加者が5m歩行において維持・改善しており、参加者の心身機能の維持・向上につながっています。 ②H22年度参加者の卒業生による自主グループが新たに6グループでき、運動習慣の継続につながっています。 ③H22年度に新規サポートーの養成講座を実施した結果、新たに9名のサポートーがグループの支援活動への参加を登録しています。	①教室の会場数は23年度に計画の到達目標に達しましたが、一般高齢者の身体機能向上のために、引き続き教室の規模を維持していく必要があります。 ②本事業は特定高齢者介護予防事業終了者の受け皿ともなっており、参加者の身体機能に差があります。安全に運動ができるよう体制を整える必要があります。 ③教室卒業者の自主グループを支えるサポートーを今後も育成し増やしていく必要があります。	A	①「筋力がつき、つまづかなくなった」「外出が怖くなくなった」「友達にも(教室)を紹介したい」 ②教室参加者や自主グループを運営している区民、サポートー(区民ボランティア)からの情報を活かした教室運営や案内等を行っています。	現状維持
	074	文の京介護予防体操の普及	文京区地域福祉計画(高齢者・介護保険事業計画)	元気な高齢者から、健康に不安を抱えている高齢者までが、自宅や会場等で気軽に体操を行うことにより、閉じこもりや要支援・要介護状態になることを予防します。	地域会場での事業実施、体操教室、各種イベントにおける実演、体操出前講座の実施など、あらゆる機会を通じて普及を図るとともに、体操推進リーダーの養成を行います。	A	A	A	平成22年度から地域会場を開始したことにより、体操教室の実施回数を2回に減少しましたが、目標数値を上回る47人の参加がありました。地域会場では、6会場全てに推進リーダーを配置することができ、延4,520人が参加しました。 地域会場を開催したことにより、以前より気軽に体操を行える環境が整っています。	推進リーダーの養成数が目標を下回っています。地域会場の安定的な運営のため、より多くの推進リーダーが必要です。周知活動を見直すなどして、更に推進リーダーの養成に努めます。	A	①「ふれあいサロン汐見の会場が狭い。15名を超えると十分なスペースを確保できない。(推進リーダー連絡会)」 ②現在47名の推進リーダーが登録し、各地域会場の運営や体操の普及啓発活動にご協力いただいている。	拡充
	075	認知症予防の充実	文京区地域福祉計画(高齢者・介護保険事業計画)	前頭葉の前頭前野領域の機能低下を防ぐことから認知症を予防することで、高齢者が介護を必要とする状態を防いだり、たとえ介護が必要になってもそれ以上悪化させないようにして、高齢者の自立を支援することを目的とします。	簡単な「読み書き」や「計算」の習慣化を促す脳のトレーニング(学習療法)に基づいた教室事業のほか、有酸素運動などから脳の血流を良くし認知症を予防する教室事業を行います。	A	A	A	定員を超える216名が教室に申し込みました。 多くの方に「脳の健康教室」を知ってもらうため、9月に体験教室を実施し29人が参加しました。 2月に実施した介護予防展において体験コーナーを開設し160人が学習体験をしました。	より多くの区民の方に認知症予防事業に参加していただくため、多様な教室メニューを提供していく必要があります。	A	①「脳の健康教室」を続けてほしい。次回も当選して教室に通いたいです。(H22.11参加者聞き取り) 体験してみて脳年齢が50歳代と示されて嬉しかった。教室に申し込んで参加してみたいです。(H23.2介護予防展) ②脳の健康教室サポートーを養成し、教室学習の指導にご協力をいただいている。	拡充

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
福祉・健康	076	ひとり暮らし高齢者緊急連絡カード設置	文京区地域福祉計画	65歳以上のひとり暮らし高齢者の自宅内での緊急事態に適切に対処するため、住所・氏名・緊急連絡先・かかりつけ医等を記載したカードを作成し、対象の高齢者宅に設置します。カードの情報は、区と民生・児童委員、話し合い員、地域包括支援センターが共有し、緊急時に備えます。	民生・児童委員が区からの委託に基づき対象者宅を訪問し、緊急連絡カードの設置を勧奨します。	A	A	A	民生・児童委員、地域包括支援センター職員が情報を共有することにより、地域のネットワークを活用して見守りや援助を行うことで、ひとり暮らし高齢者が地域で孤立せず、高齢者の生活を支える上で成果がありました。	自宅外での緊急事態には対処できない。	A	①自宅外での緊急事態にも対処してほしい。 ②民生・児童委員が対象者宅を訪問し、カード設置を勧奨しています。	拡充
	077	緊急通報システムの整備	文京区地域福祉計画	独居等高齢者が、安心して自立した在宅生活を継続するために、家庭内での緊急事態に対応します。	65歳以上独居等高齢者世帯で、慢性的な疾患により日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方が、自宅内で緊急事態に陥った時、無線発報器等を利用して東京消防庁等に通報し、速やかな救援を行います。	A	A	B	22年度から、民間型緊急通報システムを導入し、近隣に協力員が確保できない方についても、緊急通報システムの設置を行うことができるようになりました。このことにより、孤独死を予防する一助となると共に、誤作動等によるトラブルが減少しました。	対象者が加齢に伴う心身の変化によって、緊急通報システムを利用できなくなった時の対応を、区や包括支援センター等を含む関係者で検討する体制づくりが必要です。	A	①「看護師さんに話を聞いてもらえば、安心した(民間型緊急通報システム利用者)」 ②消防庁型の緊急通報システムの場合、近隣の方や地区的民生委員が、協力員として本人宅の鍵を預かり、消防庁と協力して対象者の救出に当たります。	現状維持
	078	認知症サポーターの養成	高齢者・介護保険事業計画	認知症になっても、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、地域に1人でも多くの認知症サポーターを養成します。	認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの人数を増やします。※認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る存在です。認知症サポーター100万人キャラバンは、厚生労働省が提唱する全国キャラバンです。	A	A	A	サポーターを増やすことで、認知症高齢者を地域で受け入れることが可能になります。平成22年度は、地域包括主催20回、民間主催10回、区主催2回の認知症サポーター養成講座を開催しました。	サポーター養成講座を受講した方の中には、もっと専門的な講座を受けたいと思っている方がいます。また、若年層や転入者等の理解・受講について、継続的に働きかけが必要です。	A	①買い物などでは周囲に迷惑をかけるかもしれないが、本人ができるることはなるべく自分でやって、お店などには理解をいただきたい。(高齢者現況把握調査) ②認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトとして38人の区民を養成しました。	現状維持
	079	ハートフルネットワーク事業の充実	高齢者・介護保険事業計画	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、区、地域包括支援センター及び関係協力機関が相互に連携し、地域全体で高齢者に対する見守り、声かけ等を行うとともに、異常等を見た場合には、迅速に対応できる体制を確保します。	関係協力機関それぞれの日常業務の中で高齢者の異常を発見したとき、声かけや、地域包括支援センターへの通報等を行います。団体協力機関を中心に安心ネット連絡会を開催し、ケース検討や情報交換等を行います。	A	A	A	配食業者、新聞販売店等の民間事業者からの4件の情報が得られ、連絡を受けて地域包括支援センター職員が様子を見に伺って、病院搬送につなげ、いずれも大事に至らずに解決きました。	今後も、協力機関との連携を継続的に進めていく必要がありますが、各団体・機関からの連絡会への出席者がたびたび変わるので、毎回一からの説明になること、出席者がお客様状態になることが課題の一つです。	A	②町会・民生委員・話し合い員・高齢者クラブ・医師・薬局・薬店・新聞販売店等の区内事業者の協力を得ています。	現状維持
	080	高齢者安心見守りネット		独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、高齢者の所在不明問題や孤独死などが社会問題化しています。このような背景の下、高齢者の生活状況を定期的に捉えるとともに、異常時等に迅速に対応するためには日頃からの見守りが重要であることから、従来の見守り事業に加えて、地域による支援のしくみを強化し、高齢者に対する総合的な見守り体制を構築します。	高齢者の状況把握訪問として、これまで介護保険や高齢者サービス等の利用がなく、区等が状況を把握していない高齢者(75歳以上)を対象に、日常生活の状況、見守りの希望等について聞き取りを行うとともに、各種見守り等を紹介し、個々人の状況に応じた見守りにつなげていきます。また、区において高齢者のサービス利用状況の一元的な管理を行い、高齢者への相談支援について、より迅速かつ的確な対応を図ります。							①状況把握の方法や手続きについては区民から苦情・意見がありますが、訪問については、一定の区民に好評を得ています。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
福祉・健康	081	院内介助サービス	文京区地域福祉計画	医療機関受診時に付添いが必要な一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院困難な高齢者の通院の機会を確保します。	介護保険で要支援2以上の認定を受けている65歳以上独居等高齢者が、通院介助を利用して医療機関を受診する際、院内での付添い等のサービスを提供します。	A	A	A	介護保険での通院介助に引き続く、医療機関の院内における付添いや誘導等の介助を、延べ569人1,254時間30分提供しました。	介護給付の対象となる院内での身体介護と、院内介助サービスの対象となる付添いとの境界線がわかりにくいくことと、要介護認定の期間が切れたら、院内介助も利用できないということへの理解が低いことです。ケアマネジャー、サービス提供事業者へのさらなる周知啓発を行っていきます。	A	①「院内でのヘルパー費用を心配せず受診できるようになり、定期的な通院が可能となりました(利用者)」「介護保険では給付できない、リハビリや歯科についても利用できるので、受診勧奨が容易になりました(ケアマネジャー)」 ②直接的な区民参画はありません。	現状維持
	082	家族介護支援事業(認知症介護教室)	高齢者・介護保険事業計画	認知症の高齢者等、介護が必要な高齢者を介護している家族を支援します。	認知症等に対する知識や介護方法の普及を行うため、区内4カ所の地域包括支援センターで認知症介護教室等を開催します。家族同士の交流や、体験の共有を図ることで孤立感を減らすことにつながる家族交流会を開催します。	A	B	A	認知症介護教室を5回開催し、345人の参加がありました。22年度は4地域包括合同での講演会をシビックホールで開催し、159名の参加があり、講演後のアンケートでも大変好評でした。 認知症家族交流会は、月1回いづれかの包括で開催することとし、70人(12回開催)が参加しました。ミニ講座を開催するなど内容や周知を工夫することにより増加傾向となっています。	実際に認知症を抱えた家族は、外出しにくい傾向にあります。	A	①「自分ひとりではなく、多くの人が悩んでいると分かり、気が楽になった。」「認知症の対応について、講師からアドバイスが聞けて勉強になった」等(事業実施後のアンケート結果)	現状維持
	083	高齢者の権利擁護の推進	基本構想実施計画	高齢者の尊厳を保持するため、虐待を防止することが重要であることから、虐待を受けた高齢者の養護措置を図るとともに、虐待防止に向けた広報・啓発活動を推進し高齢者の権利擁護に努めます。また、身寄りがない認知症の高齢者等を擁護するために、成年後見制度の区長申立の活用を促進します。	高齢者の権利擁護のための積極的な広報・啓発活動の充実を図り、地域や関係機関の理解と協力を深め、虐待防止や早期発見に努めるとともに、虐待を受けた高齢者を保護し、必要な措置を実施します。また、身寄りがない認知症高齢者等に区長による成年後見申立てを行い、権利擁護を図ります。	A	A	B	少子高齢化により高齢者世帯は増えており、核家族化とともに高齢者のみ世帯が増加する中、家族の介護力が低下し、虐待や認知症による成年後見制度の利用、特に区長申立て需要は着実に伸びて数字に反映されています。	成年後見区長申立ては、今後も必ず増えていくものです。しかし、区長申立ての必要性に及ぶ前から、スマーズに成年後見制度利用につなげられる体制を、社会福祉協議会権利擁護センターとの連携で整えて行くとともに、権利擁護の重要性や成年後見の必要性の啓発活動をより丹念に進めしていく必要があります。	A	①親族申し立てが難しくなっていることから、区長申立てのニーズと必要性は必然的に増加します。	現状維持
	084	権利擁護センター事業の充実		高齢者、障害者等の権利を擁護し、誰もが安心して地域社会での生活が続けられるように、各種の支援を行い、地域福祉の向上に努めます。	社会福祉協議会を助成して、福祉サービス利用援助事業及び財産保全管理サービスの実施、福祉サービスに関する苦情等の受付、成年後見制度の相談受付・利用支援、法人後見、申立経費の助成、法律相談、成年後見相談の実施などをを行っています。	A	A	B	・成年後見制度周知及び制度理解促進のために、成年後見学習会及び親族向け成年後見講座を実施しています。参加者数312人で、前年比7人増。 ・成年後見制度利用支援策として、22年度より、法人後見、申立経費の助成事業を実施に取り組んでいます。(22年度1件)	・相談や問い合わせは年間961件にも及び、関心の高さがうかがえますが、福祉サービス利用援助、財産保全管理サービス及び成年後見制度については、利用の必要性があると思われる割には、利用実績が伸びていないことから、区民及び関係機関への継続的な周知が必要とされます。 ・認知症高齢者等に対する成年後見制度の利用を促進するために、親族申立の支援等の充実を図る必要があります。	A	①成年後見学習会の参加により、制度の仕組みが理解できた。また、成年後見相談を受けたことにより、成年後見制度の利用に結びついたとの声が多く聞かれます(アンケート) ・福祉サービス利用援助事業を利用したことにより、金銭の出納が明確になり、計画的な生活を送ることができました(福祉サービス利用援助事業利用者) ②区民後見人を養成し、地域福祉権利擁護事業における生活支援員として活用しています。	現状維持
	085	医療と介護の連携強化	高齢者・介護保険事業計画	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう医療関係者と介護サービス事業者等との連携を強化します。	高齢者の生活に必要な医療・介護サービスにつなぐための、ケアマネジャーの後方支援を行います。	A	A	B	本人や家族の退院への不安を受け止め、生活上の課題に対応していくことで、在宅生活へ戻る際の安心につながりました。地域の医療機関や介護保険事業所等と顔の見える関係づくりを積極的に築くことで、連携体制が強化し、地域の支援協力が得やすくなりました。	東京都のモデル事業で得た成果を踏まえ、高齢者が円滑に地域で日常生活が再開できるような支援体制の構築や推進方法等について検討します。	A	①退院後の高齢者は、入院前と後との身体状況の変化に戸惑いと不安を感じている。(高齢者現況把握調査)	拡充

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
福祉・健康	086	地域包括支援センターの体制強化	高齢者・介護保険事業計画	高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な相談・支援等に的確に対応する地域における総合相談窓口の拠点として各地域包括支援センターの機能強化を図ります。	・民間の専門性やノウハウを活用し、サービスを充実させるため、社会福祉法人に業務を委託して運営します。 ・業務量の増加に対し、適切な人員配置、対応策を検討します。 ・職員研修等を実施し、対応力の向上を図ります。 ・地域包括支援センターを中心として、地域の医療関係者と介護サービス事業者とのネットワークと相互の連携体制を支援します。	A	A	B	平成22年度における相談実人数(相談対象者の実人数)は、前年度より31%増加し、総相談件数は、23,816件で、前年より26.4%増加しています。例えば、駒込地域包括支援センターの相談実人員は前年度の1.7倍と大きく増加しています。これは、民生委員等と連携し地域を回っての実態把握活動や日常的な周知活動の成果が相談件数の増加に結びついているものと考えられます。地域包括支援センター1か所当たりの相談件数は5,954件で、近隣区よりも相対的に多くの相談に対応しています。相談件数1件当たりの経費は約7千円で、近隣区とほぼ同水準にあります。	相談件数が伸びている中、緊急対応、困難ケースも大きく増加しています。一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者が増加する中で、これらのケースに対応する必要性が、益々増加していくと考えられます。今後も様々なケースに適切に対応できるように、職員のスキルアップを含めた機能強化や体制強化が必要となります。	A	①地域包括支援センターが充分には知られていない(高齢者等実態調査) 「地域包括支援センターが遠くて相談に行けない」「わかりづらい」「覚えづらい」などの声が聞かれます。 ②地域包括支援センターの運営に関しては、公募区民等を含めた地域包括ケア推進委員会に協議・報告等しながら進めています。	拡充
	087	障害者地域自立支援協議会の運営	文京区地域福祉計画(障害者計画)	障害者地域自立支援協議会は、地域の障害者福祉の課題を共有し、支援体制の整備について協議するために設置しました。協議会のもとに相談支援、就労支援、権利擁護専門部会を設け、地域の課題を明確化するとともに、支援体制やネットワーク化など検討を進めています。	障害者地域自立支援協議会、各専門部会が課題を検討、分析とともに、支援体制のネットワークづくり等の検討を進めます。	A	A	A	それぞれの専門部会において検討の進捗は異なるが、地域の課題を踏まえた会議体運営に進展してきています。	・専門部会は、時々の課題を的確に捉え、検討のテーマに設定するなど、常に柔軟な対応が必要です。 ・専門部会は個人情報を保護する観点から、クローズで行われるが、検討内容や成果を公表する工夫をしていく必要があります。	A	①「非公開の専門部会を傍聴できないか。」「障害当事者の委員を増やすべきだ。」(協議会を傍聴した当事者) ②障害者地域自立支援協議会は、障害当事者を含む地域の関係機関を中心とした協議の場としています。協議会の傍聴は可能ですが、より多くの障害当事者の参画は課題です。	改善・見直し
	088	障害のある中・高生の放課後居場所対策事業	文京区地域福祉計画(「文の京」ハートフルプラン)の障害者計画	特別支援学校、特別支援学級に通学する中・高生を対象に放課後及び長期休暇期間の活動場所を確保し、日常生活上の支援やレクリエーション等の社会適応訓練等を行うことにより、障害児の余暇活動の充実と障害児の家族の一時的な休息を図ります。	社会福祉法人文京槐の会に委託し実施します。法人施設内の専用スペースにおける活動プログラムに加えて、外出プログラムを組み合わせながら、充実した余暇活動の支援を行っています。	A	A	B	放課後単独で時間を過ごすことが難しい障害のある中・高生にとって、放課後の居場所を確保していることは当事者及び家族にとって、非常に重要なものです。ニーズが高く、平成22年度の利用率は90%を超えています。	ニーズは年々増加しており、定員の5名を超えた利用申請がありキャンセル待ちとなる日が多くなっています。2ヶ所の開設が喫緊の課題となっています。	A	①希望しても利用できない日があり困る。(利用者家族の声)	拡充
	089	療育事業の拡充及び関係機関等のネットワークづくり	文京区地域福祉計画(子育て支援計画・障害者計画)	福祉、教育、保健、子育て、医療等の関係機関によるネットワークを整備することにより、区内に住む発達に何らかの遅れ等のある学齢期前の乳幼児とその家族に対する効果的な支援を行います。	関係機関のネットワークを強化し、効果的な連携を行うために、ケース会議の開催、職員対象の研修会、巡回相談の充実、区民対象の講演会、「個別支援ファイル」の検討等を行います。	A	A	A	平成22年度は「文京区教育センター等建物基本プラン」を策定し、その中で療育部門の拡充及び乳幼児発達支援連絡会の設置について定めました。		A	①関係機関のネットワークが広がることを期待している。また、複数の機関に通っている子どもとその家族を支援するためケース会議を早期に開催し、関係機関が必要な情報を共有し、一貫した支援ができるような体制づくりを願っている。(文京福祉センター幼児部父母会)	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
	090	グループホーム・ケアホームの整備	文京区地域福祉計画(障害者計画)	障害者が住み慣れた地域において自立した社会生活を送るために、グループホーム・ケアホームを整備します。	グループホーム・ケアホームの整備費に係る補助を行なう要綱を設置し、民間事業者を誘致して整備を計画的に進めています。 また、公募により選定した事業者が、区有地に知的障害者グループホーム・ケアホームを1棟整備します。						①・障害があっても自立して暮らすためのグループホーム・ケアホームを計画的に整備してほしい。 ・親亡き後に区内で暮らすためのグループホーム・ケアホームをつくるほしい。 ・グループホーム・ケアホーム利用を経験し慣らしていくため、体験利用があるとよい。(障害者・保護者等ヒアリングによる) ② 事業者選定にあたって、障害者相談員に選定委員としてご参加いただきました。		拡充
	091	(仮称)新福祉センターの整備	文京区地域福祉計画(障害者計画)	障害者入所施設等の新設や現行事業の拡充を行い、(仮称)新福祉センターを整備していきます。	平成22年度に「文京福祉センター等建物基本プラン」に基づいて選定した、設計事業者及び障害者支援施設等設置運営法人と協議し、法人の持つノウハウを設計に反映させながら、基本設計・実施設計を進めます。						①「施設整備にあたっては、視覚障害者への配慮や身体障害者が使う設備などについて、使い易いものとしてほしい。(障害者関係団体への意見照会及び区民説明会・パブリックコメント)」 ②基本設計の中間段階で、障害者団体への個別説明会や区民説明会を実施する中で、意見・要望の収集に努めています。		現状維持
	092	精神障害者グループホームの拡充		精神障害者が地域で自立した生活を築いていくにあたって、必要な生活スキルを習得するためのサービスとしてグループホームは必要不可欠です。しかし現在区内には1か所だけで需要を満たしていないため、事業者がアパート等を借り上げるための初期経費を助成することによりグループホームの拡充を図ります。	グループホームの運営を予定している事業者に対して、敷金・礼金・入居までの家賃(上限3か月)の初期費用を助成します。						① グループホームを拡充してほしい。(家族会懇談会)		現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
福祉・健康	093	障害者就労支援事業の充実	文京区地域福祉計画(障害者計画)	障害者が地域において自立した職業生活・社会生活を営み続けられるように、個人個人に見合った就労の支援を行います。また、障害者が当たり前に働く社会を推進していきます。	飯田橋公共職業安定所や区内障害者支援施設などの就労に関する機関・施設等と連携を図りながら、障害者の就労相談、職業準備訓練、ジョブコーチ支援等を行っています。また、就労を継続するために、職場訪問等での企業支援や当事者への余暇支援も行っています。 さらに、区庁舎内における障害者の就労をすすめるための取り組みとしてインターンシップや、シェッダー業務の障害者施設への委託を行っています。	A	A	A	・新規登録者45人増、相談・支援件数4,252件(対前年度比107%)、新規就労者数23人(対前年度比126%)と、前年度を上回りました。 ・職場定着支援等、各種のきめ細かい支援や、関係機関との連携により、新規就労障害者の就労継続者数は58人となり、目標数を大きく上回りました。 ・企業実習・委託訓練参加者は22人となり、前年度より16人増えました。(実習等参加者の内、12人が就職しました。) ・22年度職員を増員しましたが、支援件数や新規就労、就労継続者等の大幅な増加がありました。	・就職先は大企業が多く、中小企業や地元(区内)企業の掘り起し等が課題です。 ・福祉的就労(就労継続支援施設)での工賃アップ、一般就労への移行支援の強化が必要です。 ・増加していく就労者への継続支援等、安定的に専門的知識をもった職員による支援が必要となります。	A	①・就労支援センターは仲介役の外に、就労の支援として働く場所を開拓する役目があり、ジョブコーチをつける等システムを確立すべきである。(身体障害者ヒアリング調査) ・人間関係を学ばせることも含めて、訓練の場を考えて欲しい。(知的障害者ヒアリング調査) ・職場体験の場が欲しい。区役所関連の業務を障害者に提供して欲しい。(精神障害者ヒアリング調査) ②障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会及び就労支援連絡会において、区内施設を中心に就労支援機関等との連携を密にして事業を展開しています。	拡充
	094	精神障害回復途上者ディケア事業	保健医療計画、地域福祉計画	回復途上にある精神障害者が事業への参加をとおし、規則正しい生活習慣や生活技能を身に着け、対人関係能力や社会生活への適応能力を高め、社会復帰を促進していきます。	話し合い、生活技能訓練、社会復帰施設見学、医療・福祉に関する学習や創作、運動などのプログラムを毎週3回(月、水、木)午前10時から午後3時まで実施します。	A	A	A	生活技能訓練を含む学習プログラムの実施や、ディケア日常活動での人の交流は、日常の挨拶をはじめとしたコミュニケーション能力や生活能力を向上させました。その結果、6名の方が修了し、社会復帰、社会参加を果たしました。	地域の回復初期にある人の利用を促し、増やしていくことにより、グループを活性化させ、事業効果を高めていく必要があります。そのためには従来の方法に加え積極的な周知活動を行っていかねばなりません。また、生活技能訓練をはじめとしたプログラムを発展させ、社会復帰を促していく必要があります。	A	①ディケアに通所するようになりました毎日が楽になりました。ディケアは居心地のよく安心できる場所なので、とても元気になりました。(メンバーミーティングでの意見) ②「文京区心のふれあいをすすめる会」主催のボウリング大会に参加し、区内関係団体(就労支援施設、社会復帰施設ほか)の方々と交流しています。	現状維持
	095	障害者事業を通じた地域交流	文京区地域福祉計画(障害者計画)	施設祭りなどを通じて、障害者と地域住民との交流を図り、障害者に対する区民の理解を促進します。	心身障害者(児)通所施設合同運動会をはじめとして、区内障害福祉施設等のステージエコの参加、「福祉の店」のさくらまつり等への出店など、さまざまな地域活動への参画を推進します。	A	A	B	【心身障害者(児)通所施設合同運動会】22年度実績:区内通所施設8施設、利用者215人、保護者170人、職員・ボランティア・その他287人、合計672人。参加者数は前年度より20人増えました。 【区内障害福祉施設等のステージエコ参加】22年度実績:区内3施設(25人)が参加し、約140人の来客がありました。 【「福祉の店」さくらまつり等出店】22年度実績:アンテナスポットに3日出店し、総来客数467人、売上金額は合計152,800円でした。さくらまつりは地震の影響により実施されませんでした。	【心身障害者(児)通所施設合同運動会】六義公園運動場にて実施していますが、会場におけるテントの配置や利用時間などの一定の制約があるため、運営上調整の必要があります。 【区内障害福祉施設等のステージエコ参加】参加回数や団体の増加を求めるが、リサイクル清掃課の事業のため、制約があります。 【「福祉の店」さくらまつり等出店】福祉の店の周知をさらに図るため、様々なイベントへ積極的に参加するとともに、商品の種類を増やすなど、店の特徴化が求められます。	A	①通所施設合同運動会については、「ボランティアとしてよい機会である」(参加ボランティア)等の意見がありました。 ②通所施設合同運動会については、当日はボランティアとして多数の在住在勤の方の参加があります。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
福祉・健康	096	福祉環境整備要綱等に基づく整備	文京区地域福祉計画(障害者計画)	区内の公共的性格を持つ建築物等のバリアフリーを促進します。	福祉環境整備要綱・東京都福祉のまちづくり条例により、指導対象施設に、バリアフリー化の指導助言を行い、基準に達したものには適合証を交付します。	A	B	A	計画した適合件数を上回った成果となっています。また、適合証の取得には至りませんが、建築物の整備状況は一定の水準以上が確保されている傾向が見られます。	①本事業は、事業者への指導事業で強制力を伴うものではありません。そのため、建築事業者のコスト増となる整備は理解されにくい状況です。 ②本事業は建築分野に係る技術的な面があるため、福祉部の事務職員の対応には専門性など指導に一定の課題があります。 ③国の法律、都の条例が整備され、一定のバリアフリーは確保され、その他誘導施策もできています。それらと区要綱との役割分担を考える必要があります。	A	①設計業者からは、各法律、条例との関係性が分かりにくいとの意見があります。	改善・見直し
	097	情報のバリアフリーの推進	文京区地域福祉計画(障害者計画)	障害者が円滑に情報を利用し、意思を伝達できるようにするIT利活用を推進し、適切な情報の受信と発信ができる環境を整えます。	適切な情報機器や提供媒体を提供するとともに、新たなニーズを捉えた機器や仕組みを検討します。また、障害者のIT利活用を支援する体制を構築します。	A	A	A	必要な日常生活用具の給付は適切に行われています。 IT利活用支援事業はパソコンボランティアの活動を今後3年間で目途が立つよう環境整備と支援を行っていきます。	パソコンボランティアの活動は新しい取り組みであり、当時者や支援者と連携していく必要があります。平成23年度はその準備と体制整備を行い、その後、効率的で効果の高いものへ仕上げていく必要があります。	A	①「障害の特性に合わせた情報提供の在り方について、検討してほしい。」(障害者との意見交換会等) ②パソコンボランティア養成講座を開催するとともに、区民が活動できる仕組み作りを提供し、具体的な参加を促しています。	改善・見直し
	098	障害者週間記念事業「ふれあいの集い」	文京区地域福祉計画(障害者計画)	障害者に対する理解と認識を深めるため、障害のある人もない人も、共にふれあい交流を図ります。	障害者週間を記念し、障害のある人もない人も、共にふれあう交流の場として、「障害者の作品」などの展示、「障害者スポーツ」のデモンストレーションを行う行事「ふれあいの集い」を開催します。	A	A	A	障害者の方の出品作品展示や障害者スポーツ(ボッチャ)のデモンストレーションを通じて理解や認識を深める良い機会となりました。	ふれあいの集いは、障害のある人もない人も共にふれあう交流の機会をつくり、障害者への理解と認識を深めることを目標としていますが、区民は障害者の事業として捉えている面もあるので、より一層の周知に努めていく必要があります。	A	①「開催期間を延長してほしい。(見学者)」 ②障害者団体と相談しながら計画・実施しています。	現状維持
	099	障害及び障害者に対する理解の促進	文京区地域福祉計画(「文の京」ハートフルプラン)の障害者計画	障害の特性について基本的な理解を深め、障害のある人に対して偏見や誤解なく自然に接することができるよう、講演会の開催やハンドブックの作成などをを行い、必要な時に気軽に助け合うことのできるひとにやさしいまちづくりを進めます。	障害の特性や障害のある人について、子どもから大人まで関心を持って理解を深めることができるように講演会の実施を行うとともに、わかりやすいハンドブックを作成し、完成後は様々な機会を通して活用を図ります。								現状維持
	100	生活保護受給者自立支援事業		生活保護受給者のうち就労が可能と思われる人に対し、就労支援相談員が就労活動の側面支援を行います。また、精神障害、アルコール、薬物依存等の問題を抱える被保護者を対象に、健康管理支援員が健康回復・維持に向けた支援を行います。	就労について、支援員が求人情報収集、履歴書の書き方、面接指導等のほかに就職活動に同行する等、各々の実態に合わせた支援を行います。健康管理支援員は、医療・保健・福祉の各分野の社会資源を有効に活用し自立に向けた相談体制を整えるほか、相談だけでなく自立に向けて通院・入院・退院、部屋探しなどに同行して側面支援を行います。	B	A	B	就労支援員は、稼働可能な生活保護受給者に対し助言・同行など精力的な就労支援を展開していますが、昨今の厳しい雇用状況の中必ずしも就労に結びつかない場合があります。健康支援員は、心に病をもつ被保護者が増えている現状の中、嘱託医や医療機関と連携を図るなどして一定の成果を上げています。	就労支援については、就労支援員・ケースワーカーとハローワークとの協力体制が重要であり、今後さらに連携を図っていく必要があります。また、居宅安定化支援について「一定期間のサポートで支援期間が終了し病状が安定しても、病院等だけでは解決できない問題が生じた場合、支援員に連絡・相談することで頼れる安心できる。」(保護受給者)	B	①就労支援について「年齢もさることながら求職活動において再三再四採用に至らず自暴自棄になっていたところを、支援員に支援してもらい就職できたことに感謝している。」(保護受給者) ②居宅安定化支援について「一定期間のサポートで支援期間が終了し病状が安定しても、病院等だけでは解決できない問題が生じた場合、支援員に連絡・相談することで頼れる安心できる。」(保護受給者)	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合評価	区民要望等	方向性
福祉・健康	101	住宅手当緊急特別措置事業		生活困窮者が自立した生活を送れるよう就業と生活の安定を守るために、福祉事務所、社会福祉協議会、ハローワークが連携して、離職して住居を失っている又は失うおそれのある者の就労を支援します。	一定期間住宅手当を支給し、ハローワークと連携して相談員につなげ、さらにハローワークの訓練・生活支援給付・長期失業者支援事業・就職活動困難者支援事業を活用します。	A	A	A	雇用情勢が厳しいなか、住宅手当受給者の就職率約40%と成果を上げています。	就職がなかなか決まらない住宅手当受給者は、焦りからモチベーションの低下をもたらす場合があります。こうした対象者にどのように積極的・効果的な就労活動を行ってもらうかが課題となっています。	A	①住宅手当が支給され生活が安定することによって、安心して就職活動に専念できるので継続してほしい。(住宅手当受給者)	現状維持
	102	路上生活者対策事業		道路、公園等で生活している路上生活者を一時的に保護し、就労自立に向けた支援を行うことにより、路上生活から脱却し早期に社会復帰させることを目的とします。	路上生活者からの相談を受け、自立支援センター文京寮入所を促し入所させるとともに同センターで就労自立に向けた支援を行います。また区内で路上生活者が居住していると思われる場所を巡回し、声かけ、相談を行うことにより自立支援センターの利用を促します。	A	A	A	自立支援センター入所者の内、半数以上の方を就労自立させることができました。	雇用情勢が厳しい中、路上生活者に対する就労自立に向けた効果的な支援策の検討を行う必要があります。	A	②地元の町会関係者、民生委員をメンバーとする運営連絡協議会を設置、開催しています。現状では、特段問題なく運営されています。	現状維持
	103	母子生活支援施設保護事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)、文京区男女平等参画推進計画	配偶者のない、またはこれに準ずる事情にある女性が、養育する児童の福祉に欠けることがある場合、施設に保護し生活支援を行うことで、保護者と児童の自立した生活を目指します。	面接で健康状態、家族等との関係、就労や養育等の状況を伺い、母と子の生活支援が必要な相談者に情報提供を行い、入所前の施設見学等を経て、申請に基づき、入所を案内します。入所中は、施設職員による養育、就労等の生活支援の他、母子自立支援員等による継続相談を行い、退所後に地域で母子家庭として自立した生活が出来るように、支援を行います。	A	B	B	入所中に施設職員からの社会資源の情報提供や心理カウンセリング等の支援を受けながら、自立した入居者がいました。	区内に母子生活支援施設がなく、また、自治体の枠を越えた広域利用が困難な状況の中で、今後も相談者の需要等を見極めながら、新たな施設開拓を行っていく必要があります。	B	①(施設によっては、「風呂やトイレが居室にないために不便ですが、施設職員にいつでも日常生活の相談が出来るので、安心して生活できます」という、入所した方からの話がありました。	現状維持
	104	婦人・母子相談体制の充実		配偶者からの暴力、妊娠・出産などに伴う問題等の相談に対応するため、また母子家庭の自立を支援するため相談体制の充実を図ります。	婦人・母子の精神的及び生活の安定と向上のために、相談者が抱える問題に対し、経済的自立のための就労支援、身体・精神・健康を回復・維持し自立した生活を送るために、通院・入院・退院・公的機関・施設・不動産等への同行を行い、相談だけでなく側面からも支援しています。	A	A	A	相談業務だけでなく、公共機関・医療機関・施設等と連携して一時保護・緊急保護など相談者の状況に合わせた迅速で確実な対応を行っています。	相談内容の複雑・深刻化に伴い、一人の相談者に係わる時間が増える傾向があります。	A	①相談や支援を受けたことで、生活が落ち着いた、精神的にはほっとしたなど、相談してよかったですという意見が寄せられています。また、保護命令など、自分一人ではできないことが支援を受けることによって安全が確保できたと感謝の言葉が寄せられています。	現状維持
	105	母子・女性緊急一時保護事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)、文京区男女平等参画推進計画	夫の暴力からの避難等で、緊急に施設での保護が必要な母子または女性を、一時に母子生活支援施設等に案内し、必要な保護と相談、援助等を行うことで、自立への支援の提供を図るまでの応急的な対応を図ります。	相談者の危険等の状況と利用意思に基づき、即日に保護の受け入れが可能な施設を探し、施設を案内します。公的施設の利用が困難な場合等に、民間シェルター(保護施設)や近隣のホテルへの宿泊を活用して、相談者の安全を確保します。なお、緊急一時保護は緊急対応の施設への案内となるため、保護した後も、退所後の居所や生活等について、相談者の相談、支援を行います。	A	A	A	22年度は、緊急対応が必要で、保護を希望した相談者が、過去3年間で最多となりました。相談者の状況を考慮し、より適切な施設を案内して支援できるよう、保護先の施設の調整を行っており、緊急一時保護申請者には、ほぼ確実に保護の対応をしています。	精神疾患、特に自覚症状がない相談者の場合、受診を勧めたり、刺激が少ない環境のある施設を探すために、多少時間を要することがあります。	A	①衣類や金銭を用意できなかった相談者から、食事等も心配なく危険から守られた所で、心身ともに休めたという話がありました。	現状維持
	106	介護保険制度の適切な運営	文京区地域福祉計画の高齢者・介護保険事業計画	介護保険制度の理解が深まるよう周知や啓発を図り、介護保険事業の適切な運営を行います。	区報やホームページ、介護サービス事業者連絡協議会等を通じ介護保険制度の内容や正しい情報の周知を図っていきます。	A	A	B	リーフレットやパンフレット等で様々な機会をとらえ、制度への周知啓発を行っています。区報でも年に1回運営状況を公表しており、介護保険事業の適正な運営を行っております。また、介護サービスの質の向上のため、介護事業者への的確な情報提供や研修を、事業者連絡会や各部会を通じ定期的に行っています。	介護保険制度は介護が必要になった場合の負担を社会保険方式の相互扶助で支えあうシステムです。制度が開始して10年が経過し、制度の仕組みへの理解が進んできましたが、区民全体が十分に理解するところまでは至っておりません。今後更に制度への理解やサービスの利用方法について周知していく必要があります。	A	①「介護保険事業・高齢者施策について、もっとわかりやすい説明の資料があつても良いと思う。(高齢者等実態調査)」	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
福祉・健康	107	国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金制度の適切な運営		対象となる方々が、それぞれの制度に理解を深め、ご協力をいたすことにより、健全かつ適切に制度運営ができるよう情報発信、周知に努めます。	広報紙やポスターの活用、各医療保険制度のお知らせの発行、ホームページの充実など。	A	B	A	22年度から開始した非自発的失業者の軽減措置は、各種お知らせ、区報、HP等により対象の方々への周知を図るとともに、窓口や電話においても丁寧に説明し対応しました。国民健康保険、後期高齢者医療の保険料については、口座振替キャンペーンの実施や課内各係の連携と協力体制のもと、収納率の向上に努めました。また、特定健診の受診勧奨や医療費適正化の取り組みなど、将来的に医療費の削減につながる事業を実施しました。	医療保険の窓口業務や情報周知の方法等については、被保険者のニーズを把握し、より効率的なものとなるよう検討を重ねていくことが必要です。国民年金の窓口業務についても、文京年金事務所との連携を取りながら検討していきます。	A	① 受付時間の延長をしてほしい。(来庁者や電話での意見) 受付までの待ち時間が長い。(来庁者からの意見) ② 運営協議会委員として、町会から推薦を受けた国保加入の区民7名にご参加いただいている。	現状維持
	108	区民の健康づくりの推進	健康ぶんきょう21、文京区地域福祉計画(保健医療計画)	生活習慣の改善を図る一次予防及び健康診査、がん検診等疾病の早期発見・早期治療等の二次予防を実行することで、すべての区民の健康づくりを推進します。	地域保健推進協議会を通じて、計画の進捗や見直し等について審議するとともに、計画の周知・推進および健康づくり推進の啓発事業の一環として講演会を実施します。	A	A	A	「健康ぶんきょう21」計画では、地域保健推進協議会を年2回開催し、計画の進捗状況や保健衛生部の行っている事業について報告し、意見をいただきました。また普及啓発のための講演会(「増えているうつ！あなたは大丈夫ですか？」)を文京シビックホール小ホールで実施し、参加者数は160名でした。	現在健康に関する計画は「健康ぶんきょう21」と「保健医療計画」の2つがあります。区民にとってわかりやすくするために、今後2つの計画を統合していきます。	A	① 「現実的に役に立った」「また参加したい」「文京区のデータや対策をもっと知りたい」(健康ぶんきょう21講演会アンケートより抜粋) ② 地域保健推進協議会には、区内医療関係者、関係団体の代表、区民委員の方が参画しています。	現状維持
	109	生活習慣病の予防	健康ぶんきょう21	区民が健康の重要性を認識し、生活習慣を健康的に改善するよう働きかける機会を設けることにより、区民の健康の保持・増進と生活習慣病の予防を図る。	医師、保健師、栄養士等による生活習慣病のリスクに応じた保健指導を実施する。さらに、栄養・運動の実践を取り入れた健康づくり教室等や禁煙指導を実施する。	A	A	A	生活習慣病予防のための健康教育活動として、メタボリックシンドローム予備群を対象にした予防教室を開催し、合計473名の参加がありました。一般区民を対象にした歩く習慣作りのためのウォーキング教室には318名の参加がありました。また、一般健康相談、特定保健指導、両親学級等において、呼気中一酸化炭素濃度を測定し、たばこに関する知識の普及や禁煙に向けての相談・指導を実施しました。	予防教室は、生活習慣病のリスクの高い40歳～50歳代の受講者が少ない状況です。教室のテーマや周知方法を検討し、壮年期の参加を促す企画が必要です。	A	①お腹の脂肪を減らす必要性がわかった。運動を継続することで体重が減りました。自分に合った歩き方や運動の仕方がわかった。 ②直接的な区民参画はありませんが、参加者の意見・要望を踏まえ、事業の運営方法や内容の改善に努めています。	現状維持
	110	各種がん検診	地域福祉計画(保健医療計画)	定期的な検診の受診等により、早期にがんを発見し、適切な治療を行い、がんの死亡率の減少に繋げます。	胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診を地区医師会及び検診機関に委託し、厚生労働省の指針に基づいて実施します。	A	A	B	がん検診受診勧奨ハガキの送付対象者の拡大をし、乳がん検診については実施医療機関及び検診期間を、子宮がん検診については検診期間を拡大したことにより、乳がん検診は3.6%、子宮がん検診は8.7%受診率を増やすことが出来ました。	胃がん検診の受診率があまり伸びないため、周知や啓発の方法を検討する必要があります。	A	①「検診の受診期間が延びて、受診しやすくなった」等のご意見がありました。 ②10月の乳がん月間に区内女性団体と協働で、ティッシュやリーフレットの配付等の街頭キャンペーンを実施しています。	拡充
	111	歯周疾患検診事業	地域福祉計画(保健医療計画)	歯周疾患を早期に発見するとともに、かかりつけ医の定着を促進します。	歯科医師会に委託して、区内の歯科医療機関において歯周疾患検診を実施します。検診対象者の30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の区民に個別に検診案内通知を行っています。	A	A	B	地区歯科医師会に委託し、平成22年8月2日～12月28日の期間に区内歯科医療機関139箇所で実施し、1,456人が受診しました。受診結果から歯周病の状況を把握しました。	歯周疾患の予防は、QOL(生活の質)向上や介護予防に有効ですが、現状では受診率が低いため、口腔機能向上の重要性について区民への普及啓発を行う必要があります。すべての区民が日頃から適切な口腔ケアを受けられるようにかかりつけ歯科医の重要性について啓発を行う必要があります。	B		現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
福祉・健康	112	結核・感染症予防対策事業	文京区地域福祉計画(保健医療計画)	感染症の予防及びまん延防止対策として、エイズ・性感染症対策、各感染症の予防及び発生時の防疫対策、結核医療費助成等を実施する。	エイズ・性感染症の相談及び検査・エイズ展の実施 感染症発生時の防疫措置・疫学調査 感染症発生動向調査	A	A	A	エイズについては、相談者・検査者の総数が、昨年度より139人減りました。感染症対策については、区に提出された発生届を元に、調査及び検査を全件適切に行いました。	エイズ発症者が過去最多となっている状況にあり、エイズ展等を通じて検査の勧奨、病気に対する正しい理解についての啓発活動を積極的に行っていく必要があります。また、感染症発生時には、感染拡大を防ぐため、厚生労働省や東京都をはじめとする他自治体と連携をとりながら、適切な防疫措置を行っていく必要があります。	A		現状維持
	113	予防接種の推進	文京区地域福祉計画(保健医療計画)	感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種の接種奨奨、接種費用の助成等を実施します。	定期予防接種の実施(DPT、DT、ポリオ、MR(緊急麻しん対策を含みます。)、日本脳炎) 任意予防接種費用の助成 平成22年度 水痘・おたふくかぜ・ヒブワクチンの接種(一部助成) MR(麻しん風しん)定期予防接種の接種漏れ者の接種(全額助成) 平成23年度 子宮頸がん・小児用肺炎球菌ワクチンの接種を追加(全額助成) ヒブワクチンの接種助成を一部助成から全額助成に変更	A	A	A	子どもの定期予防接種については、前年度比で約20%接種率が増加しました。前年度は新型インフルエンザの流行により、集団接種の予防接種を中心に接種が控えられたという特殊事情もありましたが、接種奨奨の効果を上げることができました。また、任意予防接種については、水痘・おたふくかぜ・ヒブワクチンの接種費用一部助成及びMR(麻しん風しん)予防接種の接種もれの方への接種費用全額助成を開始しました。任意予防接種に係る経費は、東京都の補助金(支出金)を有効に活用しています。なお、平成22年度は、区内における予防接種に係る感染症の大きな流行及びまん延はありませんでした。	定期予防接種については、より100%に近い接種率を目指していくかなければなりません。引き続き、接種の奨奨を行うとともに、予防接種の有用性や集団防疫について区民の方に伝えていく必要があります。 なお、平成22年度の麻しん予防接種の接種率は、第1期が97.8%(特別区平均94.1%)、第2期が91.7%(特別区平均90.2%)となっており、第3期・第4期も含めて、特別区平均を上回っています。任意予防接種については、接種の状況、接種の効果や区の財政状況等を総合的に勘案して、助成を行っていく必要があります。	A	①(平成23年7月1日現在)ワクチン供給が十分でない状況を鑑み、子宮頸がん予防接種の助成を次年度も引き続き実施してほしい。(電話・窓口)	拡充
	114	公害保健福祉・予防事業	地域福祉計画、保健医療計画	公害健康福祉事業は、公害健康被害認定患者の健康の回復、保持及び増進させること並びに被害を予防することを目的とします。また、公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、気管支ぜん息等に対する対策により区民の健康の確保を図ることを目的とします。	ぜん息やアレルギー等に関する知識の普及、相談・指導等を行うため、呼吸器健康講座、アレルギー講演会及び小児ぜんそく等健康相談(アレルギー相談)を行います。また、区内在住の被認定者(1・2級)へ保健師が訪問し療養の指導等を行います。更に、インフルエンザに罹ると重症化のリスクが高い認定患者に予防接種費用を助成する他、ぜんそく児水泳教室により幼児・児童の呼吸器の機能訓練を行います。	A	A	A	平成22年度から、乳幼児アレルギー健康診査を小児ぜん息等健康相談に統合し、事業の効率化を図りました。	障害等級の高い認定患者の中には、独居高齢、その他疾患等から生じる問題を併せ持つ方もおり、個別のニーズの把握に努め療養生活指導をしていく必要があります。 補助事業の目的から、認定患者の事業等への参加率の向上を図る必要がある一方、都大気汚染障害者認定患者等、認定患者以外の呼吸器疾患者は今後も増加傾向にあると思われることから、これらの方々に対する気管支ぜん息・アレルギー疾患に対する知識の普及等を進める必要があります。	A	①講演会や水泳教室などの事業の参加者アンケートには、実施回数等の拡充を求める要望があります。	現状維持
	115	地域医療連携推進	文京区地域福祉計画(保健医療計画)	区民に切れ目ない医療を確保するため、区内の医療機関の役割分担を明確にし、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着、高齢者の病院からの円滑な退院や在宅医療の推進等、地域医療の連携を強化する。	地域医療連携推進協議会及び協議会の下に設置する検討部会を開催し、地域医療の供給において課題となっている医療機関同士の連携について検討を行う。	A	A	B	地区医師会及び歯科医師会、薬剤師会、区内大学病院、その他関係機関からなる協議会・検討部会を開催し文京区の地域医療連携における課題や問題点について検討しました。 (1)文京区地域医療連携推進協議会を1回開催 (2)小児初期救急医療検討部会については震災の影響で翌年度に順延 (3)障害者歯科検討部会を1回開催 (4)在宅医療検討部会を2回開催(3回目は震災の影響により翌年度に順延)	小児における初期救急医療、中途障害者を含む障害者歯科診療、退院後の在宅医療など医療機関の役割の明確化と連携について推進していく必要があります。	A		現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
福祉・健康	116	かかりつけ医事業支援	文京区地域福祉計画(保健医療計画)	すべての区民がかかりつけ医を持ち、日頃から適切な健康管理ができるようになります。	小石川医師会及び文京区医師会が行うかかりつけ医の普及啓発事業に対して、補助金を交付し支援します。	B	B	B	地区医師会が各種事業を通して区民啓発を実施することにより、かかりつけ医の推進に寄与しました。	相談件数が減っており、効果的な周知及びかかりつけ医をはじめ、かかりつけ歯科医・薬局の重要性について普及啓発に努めるとともに、今後増加が想定される在宅療養に係る相談窓口の場として、区内大学病院等と連携しながら個別ニーズに対応できる体制を検討していく必要があります。	B		改善・見直し
	117	難病患者等への支援	地域福祉計画、保健医療計画	難病治療にかかる医療費等の負担を軽減します。難病患者の安定した療養生活の確保と、難病患者および家族の生活の質(QOL)の向上を図ります。	医療費助成制度等により、患者の経済的負担を軽減します。日常生活における個別の相談指導や講座・教室等により、難病患者やその家族が安定した療養生活を確保できるよう支援します。	A	A	A	・保健サービスセンターと予防対策課で難病の医療費助成にかかる窓口業務と事務処理の分担を明確化し、相互に協力して滞りなく進捗事務を行えるようにしました。	・医療費助成制度について区民の認知度を高められるよう、広報活動を充実させていくことが必要です。 ・各種講座については、各患者によって心身の状態が異なるので、個々のニーズに応じたプログラムやサービスの提供が求められます。	A	①難病医療費等助成制度の対象疾患の変更等とともにない、区民や関係機関への周知や連携の必要が予測されるため、常に最新情報を得ることが必要です。  ②難病リハビリ教室にボランティア参加をいただいております。	現状維持
	118	医療安全対策の推進	地域福祉計画(保健医療計画)	良質な医療を提供するための体制整備を行い、区民の医療に対する信頼を確保します。	診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所等の許可、登録、届出時の審査と開設後の監視指導、調査並びに医療安全相談事業を行います。特に診療所、助産所については、医療安全に関するマニュアルを整備するよう指導しています。	A	A	A	①医療機関に対して医療関係通知や医療安全に関する情報を随時提供しています。 ②医療安全相談窓口や他の官公庁と連携を図り、密接な情報交換を行うことにより速やかな問題解決を図っています。 ③「患者の声相談窓口」を設置して、専任の看護師が医療安全に関する相談事業を行っています。	①医療機関への指導は緊急の場合を除き、診療時間外に実施するため、立入検査等に時間的な制約を受けています。 ②医療技術が高度化専門化していることから、監視指導に際して法律知識とともに高度かつ専門的な医療知識を習得する必要があります。 ③医療安全相談窓口への相談事例の幅が広く、医療安全にとどまらない知識が必要とされます。	A	①評判のいい医療機関を紹介してほしい。  ②特にありません。	現状維持
	119	健康危機管理体制の充実	文京区地域福祉計画(保健医療計画)	震災や新型インフルエンザの発生等緊急の事態に迅速、的確に保健医療を実施する体制を確保します。	地震等大規模な災害時の健康危機に対し、災害用医療資材の備蓄、管理を行うとともに、災害医療運営連絡会を開催します。「文京区健康危機管理体制マニュアル」を状況に応じて適宜見直します。医療救護班として、医師会等と協力し文京区総合防災訓練に参加します。	A	B	B	年次計画に基づき、災害用医療資材を更新しました。災害医療運営連絡会は3月に開催予定でしたが、東日本大震災により中止としました。総合防災訓練(平成22年度は東京都との合同訓練)に参加し、医療救護班としての実践的なシミュレーションを行いました。	災害用医療資材については、年次計画に沿って更新を続け、災害に備える必要があります。災害医療運営連絡会については、発災時の連携のあり方の検討、初動時のマニュアルの整備を進めるとともに、協定を締結している医師会とさらに具体的な行動内容を確認する必要があります。	B	②災害医療運営連絡会は、保健衛生部職員のほか医師会、災害拠点病院、消防署等が委員となっています。	現状維持
	120	環境衛生監視の充実	健康ぶんきょう21	理・美容所や公衆浴場、旅館などの事業者には、自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区は衛生管理に必要な支援や監視を行い、利用者の健康・安全を守ります。	理・美容所、公衆浴場など環境衛生関係営業施設への保健所の監視・指導と営業者の自主衛生管理によって、より衛生的な施設環境の確保を図ります。また、区民が公衆浴場、旅館業施設、介護施設等で安心して入浴できるよう、レジオネラ発生防止対策事業を実施します。	A	B	B	環境衛生監視業務を日常的に行うことで、重大な事故・事件を未然に防いでいます。 研修や講習会で監視員が技術研鑽をしている結果、指導技術が向上し、区民や営業者への一層の適切なアドバイスがなされています。	区内には要改善施設がまだあり、一層の監視指導が要求されます。また、営業者の衛生観念を向上するため、監視指導を行っていく必要があります。 公衆浴場施設や介護保険施設に於いては、レジオネラ属菌に関する衛生知識がいまだに浸透していません。さらなる事故防止への啓発が必要とされます。	B	①区内営業施設に対する衛生面の苦情が保健所に寄せられています。営業者からも衛生管理をどのように保持すればよいかの相談・問い合わせもあります。  ②文京区環境衛生協会と協働して関係施設の自主衛生管理の推進を図っています。	拡充

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
	121	特定建築物衛生検査の充実	健康ぶんきょう21	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される特定建築物のうち、その延べ床面積が、3,000～10,000m <sup>2</sup> の建物の衛生的環境を確保します。	各種届出を通じて台帳整備を確かなものとし、区内の特定建築物の状況を把握します。平成22年度末で156棟ある区が管轄する特定建築物について、年間35棟の立入検査等を実施し、法の基準等に適合しない事象等に改善の指導と報告を求めます。第2ブロック共催で年に1回の講習会を実施し、ビル管理の情報提供や問題把握の場を作ることで、建物の衛生管理の意識啓発を図ります。	A	B	A	1. 一般立入検査を行った22棟のうち、22棟で不備・不良事項を指摘、指導しました。一般立入調査1棟においては、法に基づき助言を行いました。 2. 平成22年10月21日実施の講習会で72施設、76人の参加者がありました。(参加率72/156=46%)	1. 立入件数が減少しました。立入検査等には様々な知識や経験が必要です。職員の経験不足、他の事業拡大が主な理由です。今後、職員の研修参加を進め、実地経験を積むことで改善を図る必要があります。 2. IT技術を駆使した空調設備をはじめ、先進的な設備を持つ建築物が増えています。職員の見識等をさらに高める必要があります。	A	①省エネルギー(節電、経費削減)と法の基準との整合性を考えてほしい。(講習会アンケート) 多くの建物の空気調和設備で冬場の湿度が上がらない。根本的解決方法を提示してほしい。(講習会アンケート)	現状維持
	122	室内環境調査の充実	健康ぶんきょう21	住まいやオフィスにおける有害な化学物質の発生抑制などに必要な指導や助言を行い、快適な生活環境を確保し、区民の健康・安全を守ります。	区民やオフィスの事業者に向けて計画的に情報発信及び相談、調査を行い、区民の快適で健康な暮らしの向上を図ります。	A	B	A	生活様式の変化や新築・リフォームに起因する種々の化学物質、家屋の気密化によるダニ、カビ、結露の相談は年々増加し、室内環境調査が93%増加しました。 平成23年3月にダニの減らし方、簡易アレルゲン調査のパンフレットを作りました。 平成23年3月に区民やオフィスの事業者に向けて住まいの衛生講習会を開催しました。	快適な生活環境確保のため、住まいの衛生講習会やパンフレットの作成で情報発信を行い、事業周知に努め、引き続き区民の快適で健康な暮らしの向上に取り組みます。	A	①乳幼児の親からダニやカビの住まいのアレルゲン調査の要望があります。 健康で快適に住むため、シックハウス対策や家屋で発生した害虫について適切な助言が欲しいとの要望があります。	現状維持
福祉・健康	123	医薬品等の安全対策の推進	地域福祉計画(保健医療計画)	区民の医薬品等による健康被害を未然に防止し、健全な生活環境を確保します。	薬局、医薬品販売業、管理医療機器販売・賃貸業、毒物劇物販売・取扱業、家庭用品販売業の許可・登録・届出時の審査と営業後の立入検査等による監視指導を行います。	A	A	A	①法令改正等重要事項については、立入検査や講習会での伝達、通知文書の発送等の手段により周知を図っています。 ②広域に流通する医薬品等については、東京都や他自治体と連携して対応するよう監視指導体制の整備に努めています。 ③医薬品の安全管理や法令諸手続について、手引き等の冊子を作成して関係営業者に周知を図っています。	①薬局や医薬品販売店では、医薬品の適正使用を確実にするために患者への情報提供を徹底するよう求められています。 ②薬事法改正に伴う業務体制の改正や業態転換を確実に推進させることができます。	A	①医薬品の販売時に患者のプライバシーを守った上で、説明と確認を丁寧に行って誤解や間違いのないようにしてほしい。 ②薬物犯罪防止活動を行っている東京都薬物乱用防止推進文京区地区協議会に対する賛助活動を実施しています。	現状維持
	124	食品の安全対策の推進	地域福祉計画(保健医療計画)、平成23年度食品衛生監視計画	文京区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保します。	区民・食品関係事業者・行政のリスクコミュニケーションを充実し、食品関係施設の自主管理の推進とともに、地域の実情に合わせた監視指導を行います。主な取り組みは次のとおり。 ① 食の安全性情報の共有化の推進 ② 食品衛生関係施設の自主管理の推進 ③ 食品衛生関係施設への監視・指導 ④ 流通食品の監視 ⑤ 違反食品、食中毒発生時等緊急時の迅速な調査対応と、その整備の拡充	A	A	A	食品関係施設への監視指導の徹底と、食中毒発生時等緊急時の調査及び最新情報に基づく事業者指導、衛生講習会の開催等により事業者の自主管理の向上に取り組みました。 また、区民への適時的確な情報の提供にあつては、所管事業だけでなく、他の部署を通じて広く実施しました。	事業者の自主管理推進と衛生水準の向上とともに、最新の衛生技術・知見に基づく危険発生防止対応・衛生管理技術の支援や講習会の開催・啓発資料を活用して、食の安全推進事業の充実に取り組む必要があります。食中毒発生時の被害拡大・再発防止、区民からの苦情・相談に対応するため、科学的根拠、専門技術・知識による迅速な調査と対応措置が必要です。さらに、食の安全確保は、行政とともに事業者と区民三者がそれぞれの立場で衛生を担保することが必要で、理解を深める仕組み作りと教育や子育て支援部門を含めた行政内部との連携により、食の安全普及啓発の機会の充実を図り、広く区民への食の信頼度を向上してゆく必要があります。	A	①事業者から最新の技術・知見に基づく衛生管理・技術支援の要望が高い。また、区民から食のリスクや食の安全に関する最新情報提供の要望が高い。しかし、食に関する考え方の違いにより、食の安全性の認識に格差が大きく、周知が難しくなっている。 ②区民・事業者等の意見を反映した文京区食品衛生監視指導計画を策定し事業を実施しています。また、区民・事業者12名に委嘱した食品衛生推進員や文京食品衛生協会団体との協働による自主管理の推進指導事業、啓発事業を行っています。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
福祉・健康	125	動物との共生社会支援事業	健康ぶんきょう21	犬・猫などの動物の飼い主が、動物の正しい飼養に努めるよう普及・啓発を図り、動物愛護団体等様々な主体と連携し、人と動物とが共に暮らせる良き共生社会を目指します。	動物との共生や動物愛護、犬・猫の正しい飼い方について、イベントや講演会の開催、ポスター・リーフレットの作成及び区報やホームページなどの活用により、普及・啓発を行います。また、動物の飼養指導員や普及員、動物愛護団体等の協力を得て、動物の適正な飼養を推進します。飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の助成を行います。	A	A	A	・動物との共生社会支援事業についてはイベントを2回開催し、講演会も行いました。来場者数の合計は937人でした。 ・飼い主のいない猫の去勢・不妊手術については537匹の猫の手術を実施し(560匹予定)、実施率は96%でした。 ・指導員・普及員・協力員については41人が活動に参加し、区内の動物の飼養管理の適正化を図るため、犬及び猫の正しい飼い方の普及啓発や飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を拡大実施しました。猫に関する苦情件数については21年度に比べ17%減少しました。	・猫については、登録制度がないので個体数の把握が難しく、飼い主のいない猫の分布状況も把握が困難です。糞尿被害等の拡大を抑制するためには、去勢・不妊手術により繁殖抑制していくことが必要と考えます。 ・犬については、登録数が6,000頭を超えており、糞尿被害や鳴き声の苦情も多いことから、飼い主に対して狂犬病予防注射や適正飼養の周知徹底が必要です。	A	①「飼い主のいない猫の去勢・不妊助成件数を増やしていただき、ありがたい。(助成券申請者)」「犬の飼い主に対して、散歩のマナーを周知徹底してほしい。(犬のふん尿被害苦情者)」 ②猫の助成制度を知り、新たに去勢・不妊手術を試みようとする区民が増えています。	現状維持
	126	地域活動センターの整備		区民サービスコーナー、ふれあいサロン事業の拡充、立ち寄りスペース業務、安心・安全まちづくり事業、環境・高齢福祉施策などの事業を実施し、地域の相互交流を促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図り、地域住民の福祉をよりいっそう増進する。	地域に密着した区民サービスを提供し、広く区民が身近に利用できる施設としての機能を整えた、地域の拠点としての地域活動センターを整備する。湯島地域活動センターは総合体育館と併設し、向丘地域活動センターは第六中学校と併設し、大原地域活動センター(千石交流館含む。)は子育て施設と併設して建設する。							①多目的室や打ち合わせスペースなど、機能的で使いやすい施設にしてほしい。 ②区民説明会、関係団体への説明等を実施した。	現状維持
コミュニティ・産業・文化	127	ふれあいサロン事業		あらゆる世代が気軽に地域活動に参加できるよう交流の場を提供すること、及び地域活動を担う人材発掘・育成を支援することを目的とし、ふれあいサロン事業を地域活動推進の拠点として位置づけ、住民の相互交流を促進し、地域コミュニティの一層の推進や活性化を図ります。	汐見、駒込地域活動センターを中心において、ふれあいサロン事業を実施し、多世代間交流の場を設けるとともに、地域活動を担う人材発掘・育成を目的とする講座を企画・実施します。実施事業については、毎年度見直しを行って充実を図るとともに、施設の状況等を勘案しながら、小規模講座等できる範囲で小石川地区へ展開し、また、平成25年に開設する湯島地域活動センターにおいても、ふれあいサロン事業を展開します。	A	B	A	汐見、駒込地域活動センター(一部大塚地域活動センター)にて、ふれあいサロン事業を14種(18講座)展開し、計4,376名の参加がありました。各地域活動センターに設置した立ち寄りコーナー、まち案内コーナー、パソコンコーナーは、会議室利用の方をはじめ、多くの区民の方々にご利用をいただいています。企画した14事業のうち、6事業が75%以上の参加率であり、アンケート結果においても、78.9%の参加者が、講座内容について「大変良い」という評価をいただきました。	地域活動を担う人材発掘・育成を目的とする講座を充実させていく必要があります。施設の状況等を勘案しながら、小規模講座等できる範囲で順次ふれあいサロン事業を展開していく必要があります。	A	①今後も継続して講座を行ってほしい。レベルアップした講座を行ってほしい。(各種講座参加者アンケートより) ②区民の方が講師となって、そば打ち体験教室やトールペイント入門を実施することができました。	拡充
	128	地域貢献講座		長年にわたり社会活動に従事し、各分野の知識や技能を持っている方に、地域活動運営に携わる足がかりを提供します。また、これを契機として区とNPO・事業者との協働事業の活動等に寄与できるようにします。	区単独ではなく、地域活動を研究している団体との協働事業として企画・運営を行います。実習を中心・核とした経験体験型の教科目編成とし、学術的教科は、目的達成の補強にとどめることで、実践的な講座とします。また、地域活動促進の浸透を狙い講演会を併せて開催します。	A	B	A	この講座修了者は、新たな公共の担い手として、高い活動意欲を持つようになりました。また、地域活動団体による経験・体験型の内容であることから、所属する地域や団体構成員へ波及効果が期待できます。	地域活動の拠点となる場を提供することや、協働事業の斡旋などが課題です。このために、受講後一定期間ごとに追跡調査をして活動状況を把握するようにします。また、この講座を協働で行っている相手方を随時評価し、広く区民の支持を得られる適切な相手方を選定し、効果的な運営を図ります。	A	①受講者の追跡調査を実施することで、受講後の動向の把握に努めています。併せて、講座内容等に関する意見を反映させようします。 ②協働の相手方は大学です。受講者は大学生が運営にかかわることに好意的です。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
コミュニティ・産業・文化	129	交流館の改修		区民の福祉増進と地域社会の良好なコミュニティ形成支援の拠点である交流館の役割は重要であり、交流館利用者の安全確保のためにも、その耐震化について検討し、施設の耐震化整備を進めます。	「文京区が所有する公共建築物の耐震化整備プログラム」に基づき、耐震ランクCランクとされている、大塚北交流館、本駒込南交流館、本郷交流館の3館について、平成27年度までに耐震改修、建替えなど、いずれかの方法で耐震化を進めます。また、千石交流館は千石一丁目用地を利用し、建替えを行い、水道交流館については、職員住宅との複合施設であるため、担当課と耐震化について協議を進めます。						①建つけがわるいところがある。施設の老朽化、リフォームが必要。施設自体が古くなっているため、ちょっと壁などが暗い。階段が辛い。トイレを洋式にしてほしい等。(指定管理者による報告資料及び所管課モニタリング) ②直接的な区民参画はありませんが、今後建替え等を行う場合は、パブリックコメントを行い、利用者である区民の意見を活かした耐震化整備を行います。	現状維持	
	130	地域活動参加支援サイト		地域コミュニティの活性化を図るためにNPO等地域活動団体の様々な情報を相互に共有することが不可欠です。また、参加者間の意見交換の場を設けることで、一層の参加促進が図られるようにします。	地域公益情報サイト「こらびっと文京」は、地域活動の情報を発信する有効な手段として開設して3年を経過し、地域活動に理解や関心、興味のある区民に浸透してきています。このサイトを利用して意見交換の場を提供します。	B	B	B	こらびっと文京による、地域活動団体の様々な活動等の情報発信については、登録団体数を増やしながら充実が図られています。さらに、このサイトにより地域活動参加促進を図るために、情報の発信に留らず、ウェーブサイトの特性をいかした相互交流の場を設けることにし、この適当な考え方を研究します。		B	①「こらびっと文京」登録団体情報交換会やアンケートを実施するなど、各団体の意見を活かしたサイトになるように運営しています。 ②アクセス数は順調に増加するなど、地域公益活動への理解や関心が高まっています。	改善・見直し
	131	(仮称)新たな公共の担い手専門家会議の設置	文京区基本構想	文京区基本構想に掲げた新たな公共の担い手であるNPO・事業者等と区との連携のあり方や新たな公共の担い手を創出するための仕組みづくりについて、専門的見地から検討するための会議体を設置します。	学識経験者と実務経験者の5名で構成される「文京区新たな公共の担い手専門家会議」を設置し、今年度中に検討結果をまとめ、区へ提言を行います。								終了確定
	132	男女平等参画推進事業	男女平等参画推進計画	女性も男性も性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる男女平等参画社会の実現のために、男女平等参画推進計画に基づく施策を推進します。	男女平等参画推進計画に基づく施策を推進するため、有識者や公募区民から成る文京区男女平等参画推進会議により、事業の推進状況の確認や評価を行います。また、講座開催や啓発誌の発行により、意識啓発や理念の周知を行います。	A	B	A	啓発誌パートナーの発行や、講義形式のセミナーにとどまらず実習などを取り入れた実践的なセミナーを開催し、社会状況に合わせた意識啓発を行いました。 カウンセリングにより、197件の相談を受け、不安や悩みの軽減、また専門機関の紹介を行いました。 男女平等参画推進計画の改定を行いました。	男女平等参画に関心の薄い人にも意識啓発するために、より効果的な事業展開や周知の工夫が必要です。	A	①「参加してよかったです。参加者を増やすために広報の工夫を(DV防止セミナーアンケート)」「わかりやすく苦手意識がなくなった(パソコン講座アンケート)」 ②NPO団体等との協働により、女性のためのパソコン教室を開催し女性の社会参画への支援を行いました。 計画改定に際して、パブリックコメントの募集や説明会を実施し、意見を内容に反映しました。	改善・見直し

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
コ ミ ュ ニ テ イ ・ 産 業 ・ 文 化	133	男女平等センター事業の充実	男女平等参画推進計画	男女平等参画を推進する拠点施設として、区民に学習の機会、活動の場を提供します。	文京区女性団体連絡会を指定管理者として施設の維持管理及びセンター事業の企画・運営を行っています。	A	A	A	男女共同参画週間記念講演会等の事業(10回開催)、センターだより(3回発行)、ロビー展示等により啓発を行いました。 研修室利用(5,992件)により、活動の場を提供するなど、安定した管理運営を行いました。 ※震災の影響で、事業(21年度12回)、研修室利用(21年度6,434件)の実績が減っています。	男女平等参画推進計画では、地域における推進活動の拠点と位置付けられており、更なる事業の周知が必要です。	A	①「イベントがたくさん実施されており、素晴らしい企画が多いので、もっと若い方にPRして参加してもらうようにしたらどうか。(利用者懇談会より)」 ②協働・協治の観点から、区民の団体である文京区女性団体連絡会を指定管理者として、事業等の企画運営を行っています。	現状維持
	134	文京区技能名匠者認定事業		ものづくりに携わっている技術者の社会的評価を高め、もって伝統的技術、技法の維持向上と技術習得意欲の増進を図り、また技術者の地位向上と後継者の育成への努力を通して、区内産業の振興及び発展を図っています。	学識経験者、職能団体代表者等で構成される審査会において認定希望者を審査し、適格とされる者を技能名匠者として認定します。	A	B	B	区報やチラシ、区のホームページなどの広報に加えて、募集期間中に1階のアンテナスポットにおいて、過去の認定者の作品を展示し、事業の周知を図りました。 22年度は9名の応募があり、7名を認定しました。	技術の革新、機械化、手法の変化等により、従来からの優秀な技術と卓越した技法が変わりつつある中、時代に即した、技能名匠者の認定の基準を見直す必要があります。	B	①認定を受けたことにより、区や地域のイベント事業に参加することが出来たり、同業者の輪が広がり技能者同士のネットワーク作りが出来ます(認定者)	現状維持
	135	産学連携支援事業		区内大学等と区内中小企業が連携することにより、区内産業の活性化を図ります。	区内大学等と連携し、区内中小企業が大学の資源や研究成果を活用できるよう、橋渡しの役割を果たします。区だけの支援ではなく、国・都等の支援を受けられるためのコーディネートも行います。	B	B	B	平成21年度は区内5大学を一堂に会して、大学のニーズあるいはシーズを、区内中小企業に対して紹介する機会を設けました。 また、区内企業とお茶の水女子大学が連携をとり、学生が企画した「大学のお土産(どら焼き、マカロン)」を区内企業が製造委託を受け、製品化しました。 平成23年度より、東京大学との共同研究として、社会起業家を育成する事業を開始しました。	大学における研究期間は長い傾向にあるため、提案テーマはすぐに変化するわけではなく、毎年イベントを実施しても、同じ内容になってしまい可能性があります。 企業側は大学機関からの受注につながる新製品開発(ニーズ)への要望が強い一方で、大学側は技術シーズを活かした研究をメインに考えており、両者の間に、産学連携に関する認識のギャップが生じています。	B	①各大学の研究について聞くことができて、勉強になった。 今後は、シーズよりもニーズに関する発表を充実させるよう大学側に要請してほしい(産学官連携事業参加者)	現状維持
	136	産学連携 社会起業家アクションラーニング・プログラム		地域を舞台にした実践的な教育を通じて、大学と地域との連携を促すことにより、新たな公共の担い手となる人材の育成、コミュニケーションビジネスの支援及び地域の活性化を図ります。	東京大学との共同研究として、社会起業家を育成する講座を開催し、本郷界隈を拠点として、受講生が地域課題の解決に取り組みます。導入編では、起業や地域活性化に関する講義・ワークショップを行い、ビジネスのアイデアを考えます。実践編では、NPO、商店街等と協力し、アイデアをベースとした事業化の着手に挑みます。						①非常に面白い機会ですので、今後も続けていかれることを期待しています(受講生) ②実践編では、受講生が地域の方々のニーズをお伺いし、地域活性化に向けた事業計画を提案し、期間限定で事業化に着手していく予定です。	現状維持	
	137	中小企業セミナー		区内中小企業の事業主及び従業員に対し、多種多様なセミナー等を開催していくことにより、中小企業の経営を安定させ、区内産業の活性化を図ります。	セミナーや講演会などを通じて、経営等に必要な知識の習得を助成します。	A	A	A	ビジネス実務法務講座:2級講座(19名参加)、3級講座(35名参加) 各1回 経済講演会:1回 起業家支援セミナー:導入編、専門編 各1回 その他セミナー:8回	複雑・多様化する社会・経済状況に合った情報や知識を習得することが求められています。そのようなニーズに対応するためのセミナーや講演会を実施していく必要があります。	A	①労務管理や人材育成の講座を開催してほしいです。(講座受講者)	現状維持
	138	経営改善専門家派遣事業		区内中小企業者、区内中小企業者によって組織された同業者組合、商店会、商工団体等の抱える経営課題等に、専門家が適切な診断・助言・指導を行い、諸問題の解決を図ります。	(財)東京都中小企業振興公社(以下公社)より、中小企業診断士、技術士、ITコーディネータ、ISOなどの分野の専門家を派遣し、かかった経費の一部を助成します。	A	A	B	区内中小企業3社(10回)へ助成を行いました。 専門家派遣の内容は、経営革新計画承認制度・育児介護休業規定の改定支援や、新規事業に向けての事業計画・採算計画についての指導、営業力強化の取組等でした。	区報、ホームページ、下請け相談員が企業巡回時に経営課題等の相談を受ける際、経営改善専門家派遣事業を周知する等の事業PRを行っているが、申請件数が少ない状況があります。	A	①助成があることで、専門家の派遣依頼がしやすくなり、的確な助言、支援を受けることができました。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
	139	新製品・新技術開発費補助		区内の中小企業者が新製品や新技術の開発等によって、新たな市場の開拓や販路の拡大に取り組む場合に要する経費の一部を助成することにより、区内の中小企業者の技術力の向上と経営基盤の強化を促します。	斬新なアイデアや独創性のある新製品等の開発に要した経費の一部を助成します。平成21年度からは、新たに産学連携事業枠(2件)を設けています。また、従来は助成対象業種を製造業に限定していましたが、平成23年度より、ソフトウェア開発業、情報処理サービス業も対象にしました。	B	B	A	平成22年度は、3件認定しました。 ・マエダッシュ改良型 陳列棚の手前商品が空になると次商品を自動的にマエダシする什器 ・無瞬断高速電源切換器 機械式と半導体式のスイッチを併用した非常用電源向け電源切り替え装置 ・歯槽骨再生技術(再生医療) 患者本人の間葉系幹細胞を利用した培養による、歯槽骨の再生医療技術(インプラント治療)	産学連携事業枠は、企業が大学と共同研究を実施しても、製品開発の段階まで達していないため、申請件数が少ない状況にあります。 また、申請時点では、大学との研究を終えて、企業単独で製品開発を実施しているため、産学連携事業枠として認定できない場合もあります。	B	①新製品開発に着手するには資金が必要になるため、今回認定を受けられて非常に助かっております。(認定事業者より)	現状維持
	140	チャレンジショップ支援事業		区内商店会の空き店舗で開業する地域に根ざした起業家を支援します。また、商店会の空き店舗を活用することで、区内商店会の賑わいの創出と活性化を図ります。	区内商店会で発生した空き店舗等で開業する起業家に対し家賃補助を行います。また、専門家による経営相談等を行い、創業時に起きる諸問題の解決等を支援していきます。	B	B	A	事業の周知を行ったことや事業の必要性が高まったことにより、7件もの申請がありました。審査の結果、同点の店舗があつたため、計画よりも1件多い6件を認定しました。認定者の紹介をアンテナスポットで行い、事業と認定店舗の周知に繋げるとともに、店舗の売上に貢献しました。	B	①家賃の補助に加え、区が派遣する専門家による経営相談が事業モデルの確立などに役に立ちます。また、起業家同士の交流が生まれ、そこでの情報も役立っているとの声をいただきました。(認定事業者)	現状維持	
コミュニティ・産業・文化	141	中小企業等資金融資あつせん事業(利子補給)		区内中小企業者の金融機関からの円滑な資金調達を促し、かつ融資を受けた際の借受者負担を利子補給で軽減することによって、経営の安定及び経営基盤の強化を図り、区内産業の振興につなげます。	区内中小企業者が必要とする事業用資金を取扱金融機関に対し融資あつせんを行い、支払った利息の一部補助を行います。	A	A	A	平均6035件の区内事業者に利子補給を実施しました(年4回)。利子補給は、支払利息の一部を長期間にわたり補助し、利用者の負担を軽減することで、経営基盤の強化につながります。区内中小企業者への支援として、事業経営の安定や経営基盤の強化を図るために資金調達を円滑にすることは、有効な支援策です。	A	①「区から利子補給があるので、低利で利用ができる。利用者にとって、利用しやすい制度である。(窓口)」 ②直接的な区民参画はありませんが、日々の窓口応対で得た区内事業者からの情報を活かしたサービス運営や案内等を行っています。また、区内事業者と深いつながりのある、本事業について文京区と協定を結んだ各金融機関と毎年3月に融資協議会を開催しています。	現状維持	
	142	中小企業エコ・サポート事業		中小企業の光熱水費等の固定経費を削減するために、省エネ改修や省エネセミナーを実施するとともに改修のために投資する設備の一部を区が助成し、区内の中小企業の省エネルギー対策に関する普及啓発を行います。	中小企業に対し、省エネ研修(年に2回開催)・省エネ診断・省エネ改修(診断結果の反映)・改修後診断を一連の流れとしたプログラムで実施します。省エネ改修については、補助事業とし、省エネ研修・診断に参加した中小企業の中から省エネモデル企業を3企業募集し、省エネ改修を実施します。モデル施設は改修効果を報告し、次年度の研修で事業所をエコ見学会施設として提供していきます。	A	A	B	中小企業に対し、省エネ研修(年に2回開催)・省エネ診断・省エネ改修(診断結果の反映)・改修後診断を一連の流れとしたプログラムを実施しました。22年度は省エネセミナー受講者のうち、省エネ診断を受けた事業者の申込を受け2企業に省エネ改修補助事業を行い、その事業所を会場として省エネセミナーを実施しました。	A	①省エネセミナー受講者からは、具体的な例示、事業所の取り組みが実際に見学できしたこと等が好評でした。	改善・見直し	
	143	産業情報ネットワーク事業		区が主体的に地域企業をネットワークで結び各種情報の迅速な提供を行い、区内中小企業の振興を図ります。	Bーなび(文京ビジネスナビゲーション)の会員である中小企業等に対して、各種情報の提供を行うとともに、ホームページを通じて会員企業の情報を全国に発信します。	B	B	A	Bーなびアクセ件数は平成22年度90,000件という目標を超える92,514件に達しており、登録件数も平成22年度までに300件以上に達し、登録会員の事業活動PRを助けるだけでなく、一般区民の経済活動に貢献することにつなげることができました。	B	①Bーなび登録企業より、ホームページを持っていないが情報発信ができ、大変助かるとの意見があります。	現状維持	

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
コ ミ ュ ニ テ イ ・ 産 業 ・ 文 化	144	産業情報誌 発行		区内中小企業が必要とする経済・経営等の情報を提供し、区内中小企業の振興・発展を図ります。	区内の経済動向、景況調査結果の要旨、区の産業振興施策の紹介などを主な内容として、四半期に各3,600部を発行し(年4回)、景況調査協力企業・商工団体・関係機関などに郵送するほか(商工団体を通じて区内中小企業へ配布されます。)、区でも配布します。	A	A	A	H22年度は合計4回(3,500部×4=14,000部)発行しました。また、紙面を6面から8面に増やし、区内で活躍されている方(NPO、大学、ベンチャー等)のインタビュー、区内大学産学連携の取り組みを紹介するコーナーを設けました。 魅力ある産業情報紙を発行し、購読者を増やすことにより、各事業のPRに貢献しました。	区内中小企業に必要とされる情報の提供に今後も努めていくため、読者からの意見を伺い、紙面に反映させていく必要があります。	A	①区の各種事業や経済の状況を知る事ができ非常に助かっています。(区内中小企業者より)	現状維持
	145	産業物販展 (文京博覧会)		製品や技術について実際に見たり体験したりすることによって、より多くの区民に区内産業についての認識を深めてもらいます。	自社製品の展示・実演、販売などを行うことによって、区内産業の製品や技術を広く紹介する機会とします。	B	A	A	テーマに沿って展示ブースを分けたことにより、展示内容が分かり易くなりました。また、新たに創設された「食の文京ブランド100選」が好評で来場者数の上昇につながりました。	展示ブースがいくつかに分かれてしまうので、来場者がまんべんなく各ブースを回ってくれるような工夫が必要となります。また、参加団体の増加を目指していくよう努めています。	A	①「毎年やってほしい」、「もっと規模を大きくしてほしい」(来場者アンケートより) ②出展団体・企業によって実行委員会を構成し、産業物販展の実質的な運営を担ってもらっています。	現状維持
	146	商店街販売 促進事業補助		区内商店街の活性化や販売促進に供するため、事業補助を行います。	区内商店会、商店街振興組合、文京区商店街連合会及び文京区商店街振興組合連合会が独自に実施するイベント等の事業に対し助成を行います。また、事業終了後に実施状況を把握するため、実績報告を提出していただきます。	B	A	A	年度当初から商店会理事会及び通知により補助事業の周知を図るとともに、年明けに事業説明会を開催し、イベントに補助金が出ることを説明し、活性化のためのイベントを実施していくよう働きかけ、36商店会が59のイベント事業を実施しました。	恒例のイベントで好評なものもありますが、イベント内容が固定化している商店会もあります。また、イベントが商店街の販売促進に直接結びついているかどうかがわかりにくい状況です。	A	①商店街が自ら企画したイベントについて補助をいただけるので助かっています。(商店会長の声)	現状維持
	147	商店街振興 組合等設立 指導及び補 助		商店街振興組合連合会の基盤強化を行い、適切な運営を目指しながら、区内商店街事業の活性化を図っていきます。また、商店会振興組合設立への周知を行っていきます。	区内商店街に対して、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立に関する指導及び啓発を行うとともに、新規設立時に要する経費及び活動費の一部を助成します。	B	B	B	商店会に対して振興組合化が、商店街振興のための有効手段であることを理解してもらえるよう、啓発活動や設立助成を行い、平成18年度に「文の郷商店街振興組合」、平成20年度には「商店街振興組合連合会」が設立されました。 また、平成22年度より、商店会の会員が会社やNPO法人を設立するときに、準備から設立までの費用の一部を助成する制度を開始し、「NPO法人街並本郷」が設立されました。	法人化に向けて一部の商店街は動いていますが、必ずしも商店街振興組合の設立には繋がりません。	B	①商店街振興組合連合会の設立及び活動には費用がかかりますが、一部補助があるので助かります。(商店街振興組合連合会)	現状維持
	148	商店街環境 整備事業補 助		安全かつ快適な商業環境また、地域整備を実施することにより、区内商店街の活性化をはかります	東京都と連携し、商店街が行う街路灯・カラー舗装・駐輪場整備・ホームページの作成などの新設、改修、その他共同設備設置等に対し、事業に要する経費の一部を助成します。	A	A	A	LED街路灯のランプ交換3件、ホームページ作成、フラッグの作成等により商店街の環境を整備し、区商連60周年事業により、商店街のPRに勤めました。	平成23~25年度に都が実施する、都環境対応型商店街活性化事業に対応する、文京区環境対応型商店街活性化事業補助金の要綱を整え、LED街路灯の建替え事業等を推進しています。全商店会のLED化を促進しています。	A	①区、都の支援のおかげで、大規模な整備ができ、CO2の削減及び電力費の削減を図ることもできます。(LED街路灯設置事業補助対象商店会より)	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
コミュニティ・産業・文化	149	商店街ポイントカード事業補助		区内の商店会活性化を図ります。	文京区商店街連合会(区商連)等が事業主体として実施する「ぶんきょう共通ポイントカード」事業に要する経費の一部について助成します。	B	B	A	区内共通ポイントカードの普及は、加盟店舗数の拡大が必要です。拡大には、加盟店入会時の負担軽減が効果的で、区の助成によって、新規加入時の経費負担が軽減され、9店舗の加入がありました。 また、文京区商店街連合会独自の取り組みとして、新規加入店舗への入会金と月会費(6ヶ月)を免除するダブルゼロキャンペーんを実施しました。	平成22年に実施した商店街利用状況調査によると、ぶんきょう共通ポイントカードのポイントを集めている人は全体の28%(区民では37%)で、「知らない」「集めたことがない」は全体の60%(区民では47%)となっていました。 今まで以上にポイントカードを使おうと思うきっかけ(複数回答)については、「加盟店舗の増加」が41%(区民では53%)が最も多くなっています。 以上より、①利用者へのPR強化、②利用できる店舗の拡大、が今後の課題です。	B	①ポイントカードが使用できるお店がわかりにくいで、もっとPRしてほしいです(区内商店会で買い物をする消費者) ②希望される方は、どなたでも加盟店でポイントカードをご利用できます。	現状維持
	150	商店会加入促進支援補助		地域コミュニティにとって重要な役割を果たしている商店会の活性化を図り、商店会への集客力アップを図ります。	既に作成したリーフレットやマップを配布し、商店会への加入を各店に促すとともに、加入商店会や商店に対する支援活動を強化するためのアドバイザー派遣を行います。また、加入促進活動への功績が著しい商店会を表彰します。	A	A	B	商店会役員が、加入パンフレットや商店街マップを利用しながら加入促進を実施することによって、一部の商店会では会員数が増加するなどの成果がありました。	商店会加入のメリットを伝えきれていないために、加入されていない事業者がいます。また、廃業等の影響によって、商店会全体の加入者が減少傾向にあります。	A	①商店会に加入していない事業者とも連携して、協働で事業を進めていくことが地域活性化につながると考えます。(区商店街連合会長)	現状維持
	151	消費者啓発		消費生活に関する知識の普及により消費者被害を未然に予防し、自立した消費者となる支援を行います。	出前講座を実施するとともに、情報誌や啓発冊子の作成、配布を行います。	A	B	A	出前講座では、前回の事務事業評価の目標回数であった50回を満たすことができませんでしたが、講座の延べ受講者数が前年度比で46%増加しました。 東京都消費者行政活性化交付金を活用して、若者向けのリーフレットを作成し、また、研修会や講座等で視覚を使って分かりやすく説明できるよう液晶プロジェクターを購入して活用しました。	消費者相談の件数が増加傾向にある60歳以上の消費者と、インターネットを使ったトラブルに遭いやすい若者への啓発活動として、出前講座を充実させていく必要があります。 情報誌や啓発資料を使って、最新の被害事例の紹介や防御策を紹介しています。	A	①また実施してもらいたい(教員)。スライドショーが分かりやすかった、無料は怖いことが良く分かった、クリーニング・オフのことが分かった(以上生徒)。 ②消費者研修会や普及啓発事業の際に、消費生活推進員に一言アドバイスを話してもらったり、啓発チラシの配付をお手伝いしていただいている。	現状維持
	152	消費生活推進員		消費生活に関する基礎知識を学ぶ機会を設け、「賢い消費者」を増やします。	(財)日本消費者協会による年間10回の講座の受講と、同協会が実施する消費者力検定試験を受験します。	B	B	A	40名の定員のところに54名の応募があり、全員受講してもらうことにしました。 (1級:11人、2級:16人、3級:10人)	消費生活推進員となった受講生のこれから活用方法を考え直す必要があります。	B	①出前講座に積極的に関わっていただきたい(推進員)。消費生活推進員の会として出前講座の企画、立案、講義をしたい。児童生徒向け啓発教育の企画、実践を図りたい(消費生活推進員の会=消費者団体)。 ②区主催事業の際、希望者を募ってセンターのPR等をしてもらっていますが、区が独自に認定した消費生活推進員が、公的資格である消費生活アドバイザー同様に最新の消費者被害の事例紹介するような講座を実施することは難しいと考えます。今後は、区と推進員の双方が満足のいく適切な活用方法を提案していく必要があります。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
コミュニティ・産業・文化	153	消費者研修		消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等を図ることで、区民が自立した消費者になることを目指します。	①「消費者の自立」を支援することを目的とした研修会を開催します。 ②消費生活に関する自主的な学習を支援し、消費者団体や区民グループの育成を図るため、消費者問題に関する講演会、学習会、調査研究会に係る経費の一部を助成します。	A	A	B	①研修会のテーマを選定する際に(昨年は老人ホーム・葬儀・クリーニング・健康食品等実施)、消費生活相談員が扱った相談案件の多い問題、研修会終了時のアンケート及び消費者団体の意見を参考に選定したところ、参加年齢層が広がりました。 ②消費者団体連絡会において、団体活動助成について説明をし、積極的な活用がなされました。	①消費生活研修会の開催にあたっては、社会情勢の変化に気を配り、引き続き消費者のニーズを把握したテーマ選定が必要です。 ②団体活動助成を適切に活用してもらえるよう、更に主旨の説明を含めた働きかけが必要です。	A	①研修会テーマが現生活に即したものであり、今後の生活に役立つと思われました。消費問題(住宅や保険の契約・通信販売等)に困った時は、消費生活センターに相談しようと思いました。(研修会アンケート) ②消費生活推進員養成講座修了者に研修会にて消費生活センターの業務案内をお願いしています。また、子ども向け研修会では消費者団体が活動を生かした研修会を開催しています。	現状維持
	154	消費者相談室運営		消費生活相談員が消費者トラブルに対して助言等を行い、消費者被害の回復と未然防止を図ります。	消費生活相談員が、消費者からの苦情等に対して専門的知見に基づいて、適切かつ迅速に苦情の処理の斡旋や助言等をして問題解決を図ります。また、悪質商法等の事例紹介パネル作成など啓発事業の企画・作成をします。	A	A	A	平成22年度の相談件数は1,640件で前年度比71件の減少となりました。しかし、相談員が問題解決のために斡旋や交渉、調整をした回数は4,071回となり、ここ数年4,000回を超えています。相談内容の複雑・長期化に対応するため、国民生活センター等が実施する研修へ積極的に参加しました。また、より高度な法的知識が求められている点から、東京都消費者行政活性化交付金を活用し、相談員のための弁護士相談を実施しました。相談員が弁護士から助言を受けることで、相談者へ専門的な知見から助言することができ、消費生活相談をより迅速且つ適切に解決することができています。	近年の消費者相談は複雑・長期化という特徴が見られるため、適切に対応するためには弁護士や専門家への相談を今後も継続して行い、相談員の能力向上・相談体制の整備が必要です。	A	①消費生活相談員の○○様に大変お世話になりました。今までセンターの存在を知りませんでしたが、今回利用して、大変親切にして頂きました。ありがとうございました。(相談者)	現状維持
	155	大学連携推進協議会の検討	文京区アカデミー推進計画	区内に多くの大学が存在するという特長を活かし、区と区内大学とが様々な分野において相互に連携・協力することにより、文京区の魅力を高め、地域社会の活性化を図ります。	区内大学学長懇談会及び実務担当者による会合を開催し、大学連携推進協議会発足の可能性や、地域連携、大学連携をより一層推進していくための方策等の検討を行います。	A	A	A	区と区内大学・短期大学及び大学間の連携等を一層進めていくために、各大学の事務担当者が出席する「地域連携担当者会議」を7月と10月に開催し、区と大学との連携した取り組み事例の報告や大学施設開放のアンケート調査、意見・要望の交換などをを行い、一定の成果が得られました。また、1月に区内大学学長懇談会を開催し、「大学が考える地域貢献」を議題として、大学連携の一層の推進に向けた意見交換を行うことができました。	各大学とも、地域連携・地域貢献の必要性は認めているところであります。大学ごとに、連携の体制づくりや取り組み状況等に温度差があり、連携に対する共通の認識を持つまでに至っていない状況にあります。	A		現状維持

項目	No.	事務事業名	個別計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合評価	区民要望等	方向性
コミュニティ・産業・文化	156	生涯学習一日体験フェア	文京区アカデミー推進計画	区民の生涯学習活動への参加を促すため、学習相談、学習情報の提供、活動成果の発表の場として生涯学習一日体験フェアを実施し、「学び」との出会いを支援します。	文京アカデミア講座の企画協力団体等が一堂に集い、講座の内容紹介、サークルの活動発表、学習相談などを行います。	A	A	A	平成20年度後期以来、年2回開催しているが、参加希望団体、来場者共に増加し、平成23年3月実施時には参加者・来場者を併せて500人を超えて、広く区内の生涯学習事業を紹介することができました。また、企画・出展者の調整・設営計画及び当日の運営を生涯学習支援者有志により構成された「文京アカデミア生涯学習一日体験フェア実行委員会」と協働で行うことにより、生涯学習支援者に活動の場を提供しました。	会場の利用方法や運営方法などには改善すべきところがあるため、協働する実行委員と共に検討しながら改善していく必要があります。また、生涯学習一日体験フェアについて、より多くの区民に周知し、参加者・来場者ともに増加を図る必要があります。	A	①もっと多くの人にアピールを。地域の人が参加出来るフェアでとても良い。具体的な活動状況が展示されていた方が良かった。体験ができる良かった。スペースに余裕をもつて欲しい。など(参加者アンケート) ②企画・出展者調整・設営計画及び当日の運営を生涯学習支援者有志により構成された「文京アカデミア生涯学習一日体験フェア実行委員会」と協働で行っています。	現状維持
	157	生涯学習支援者の育成・活用	文京区アカデミー推進計画	「文の京生涯学習司」、「文の京地域文化インタークリター」等の本区独自の資格取得者や、区民の講座運営を支援する「文京アカデミアサポートナー」など、生涯学習支援者を育成・活用し、地域における生涯学習活動の活性化や区民の主体的な学習や活動を支援します。	「学習司」、「インタークリター」、「サポートナー」などの人材を育成する講座や育成した人材が一層スキルを高める講座を実施するとともに、育成した人材が連携を深めるための場を設けたり、活躍できる場を充実しています。	A	A	A	「学習司」は平成18年度から養成講座を開講し、22年度までに132名が認定されました。「インタークリター」は平成18・19・21年度に初級講座を開講し、22年度までに初級認定者が65名となったほか、初級認定者を対象に中級や演習講座を実施しました。「サポートナー」は平成18年度から養成講座を開講し、22年度までの登録者は93名です。 活用としては、講座の企画、生涯学習一日体験フェアへ参画、企画展や特別公開講座の開催、講座開催のサポートなど、学習成果を活かした取り組みを行っています。	資格取得後の活動の場が不足しているという声があり、さらなる活動の場を作ることが必要です。また、育成した人材のスキルアップを図る機会の提供も必要です。	A	②育成した学習支援者との協働を進めることができます。	拡充
	158	大学・企業等との協働の推進	文京区アカデミー推進計画	大学、企業や団体の施設・設備・人材を活用した講座の実施や、社会貢献事業の誘致により、より多くの区民が自分に合った「学び」を見つけるられるよう、講座等のメニューの充実を図ります。	大学の学習環境や高度かつ専門的な知的財産を活用するため、大学施設を使った大学キャンパス講座、大学学長の講演会(大学プロデュース特別公開講座)を実施します。また、企業や団体の社会貢献事業を積極的に誘致し、メセナ講座を実施します。	A	A	A	大学キャンパス講座の実施数は、平成20年度19講座、21年度21講座、22年度23講座と順調に講座数を増やしています。 メセナ講座の実施回数が、21年度1講座から22年度5講座に増えました。	大学においては、より専門的な学習を担うことが期待されており、大学キャンパス講座では、各大学の特色や得意とする分野を活かした講座が求められています。 まだ大学キャンパス講座を実施していない区内大学にも今後の実施を積極的に呼び掛け、さらにバラエティに富んだメニューを実施していくことが必要です。	A	①大学のキャンパスで受講できたのはよい経験になった。(大学キャンパス講座アンケート)学んでいる最中の学生が教壇に立つのはとてもよいことだ。(メセナ講座アンケート) メセナとはどういうことか説明があるとよかったです。(メセナ講座アンケート)	拡充
	159	文京アカデミア講座(生涯学習講座)	文京区アカデミー推進計画	区民ニーズに合った生涯学習の機会を提供するため、魅力的な学習プログラムを用意し、時間や場所など、学習活動を行うにあたっての制約を除くための配慮と支援を行い、いつでも、どこでも、だれでも学習できる機会の充実を目指します。	地域、文学、歴史・社会、芸術、暮らし、語学、健康・スポーツなど、多様な分野について学ぶことができるよう、バラエティに富んだ「文京アカデミア講座(生涯学習講座)」を実施します。また、時間や場所を問わずに、パソコンから講座等の受講ができる「e-ラーニング講座」を配信します。	A	A	A	22年度は、特に区民の方から要望の高かったパソコン講座の回数を8回から12回に増やして実施しました。 区民プロデュース講座(区民提案型講座)は、44件の応募企画から選定のうえ、15講座を実施しました。 その他、民間教育機関企画講座、自主企画講座講座、いきいきアカデミア講座、夏休みこどもアカデミア講座、e-ラーニング講座など64講座を実施しました。	区民の様々なニーズに対応できるバラエティに富んだ講座の提供や、内容の一層の充実が求められています。 また、開催時間の配慮など、参加しやすい仕組みづくりを行うことが必要です。	A	①パソコン講座の回数を増やしてほしい(講座アンケート) ②文京アカデミアサポートによる講座開催時のサポート業務、区民等から提案された企画を実施する区民プロデュース講座、生涯学習司による区民プロデュース講座のコーディネート(サポート)など、様々な場面で区民参画を取り入れて事業を運営しています。	拡充

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
コ ミ ュ ニ テ イ ・ 産 業 ・ 文 化	160	生涯学習情報の一元化及び相談拠点の整備	文京区アカデミー推進計画	生涯学習に関する情報提供及び相談体制を整備することで、区民一人ひとりの学習や活動を支援し、一人ひとりの知識や意欲に応じた「学び」との出会いを支援します。	区、大学や生涯学習関係団体等のさまざま学習情報を収集、整理、分類し、区民に情報提供できるよう情報コーナーを設置します。また、区民が気軽に相談できる体制を整備します。	A	A	A	さまざまな主体の学習や学習活動に関する情報を収集し、広報誌(区報、スクエア)、ホームページなどを通じて情報提供してきました。また、区民プロデュース講座の企画者の講座企画提案のための相談を受けるとともに、生涯学習一日体験フェアでは、学習相談コーナーを設け、情報提供や相談を行いました。	区民が、いつでも、どこでも生涯学習に参加できるようにするには、より有効な情報を手軽に得ることができる必要です。また、情報提供に加え、気軽に相談できる場があることも重要です。	A	①平成22年1月に実施した「文京区アカデミー推進計画基礎調査」では、生涯学習に取り組んでいない理由として「十分な情報が得られないから」と答えた方が、男性60歳代と女性20歳代で3割を超えています。また、「学習や活動について気軽に相談できる窓口を充実すること」が女性50歳代で25%の方が挙げています。 ②相談体制の整備にあたり、学習支援者等を活用することが方策の一つとして考えられます。この方法による場合は区民参画につながります。	拡充
	161	図書館資料へのICタグ整備	文京区第4次電子自治体推進プラン、(文京区アカデミー推進計画)	図書館資料についてICタグによる管理を行い、業務の省力化と利用者へのサービスの向上を図ります。	図書館資料にICタグを貼付し、従来のバーコード管理方式からICタグ管理方式へと移行するとともに、自動貸出機、自動返却機、セキュリティゲートの設置を行います。								現状維持
	162	図書館ホームページの拡充	文京区子ども読書活動推進計画、(文京区アカデミー推進計画)	図書館ホームページにおいて、こども・中高生向けのコンテンツを新規作成し、読書活動を支援します。	平成23年度には図書館ホームページにこどもページやYA(ヤングアダルト)ページを新設し、今後、多彩なメニューを増やしていきます。							① 資料検索から予約、貸出履歴の確認まで、一連の流れを子ども自身の手でシームレスに行える設計が望ましい。(文京区子ども読書活動推進計画パブリックコメント) ② 家庭や地域で読書に関する様々な情報を区民からの提供に基づいて掲載します。	現状維持
	163	映像資料の調査・保存事業	文京区アカデミー推進計画	8mmフィルムによって撮影された文京区の様子を、フィルムの劣化と散逸する前にデジタル化して保存します。保存された映像は、行政資料として活用するほか、上映会等でより多くの区民に見てもらう機会を設けます。	区報や区HP、上映会会場において、8mmフィルムの所有者に対し資料提供を呼びかけます。提供された資料はデジタル化(DVD、DV-CAM)化して保存します。また、提供者に対しても借用したフィルム返却時にDVDをお渡しします。	A	A	A	平成22年度は委託期間が7月1日からの9ヶ月と短かったにもかかわらず、NPO法人映画保存協会がこれまでの活動の中で培ったネットワークにより、予定数を大幅に超える資料の保存ができました。また、平成23年3月6日(日)に駒込地域活動センターで上映会を開催した際には、予定入場者数80名のところ150名もの来場者があり、区民の関心の高さがわかりました。	NPO法人映画保存協会が文京区千駄木にある法人のため、根津千駄木周辺の所有者情報には強いが、それ以外の所有者の掘り起こしが重要と考えます。また、これまでにデジタル化しきれなかった資料を継続して保存していくとともに、上映会も区内全域で行う必要があります。	A	①上映会では、懐かしい文京区の様子が見られて嬉しい。是非継続してほしい。(フィルムに残る文京の暮らし上映会) ②本事業は、これまで文京区に根差してフィルムの保存活動を行っているNPO法人映画保存協会に委託して行っています。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
	164	(仮称)森鷗外記念館の整備		文京区にゆかりの深い文豪森鷗外の作品や業績を広く区民等に伝え、文学のまちとして区の魅力及び情報を発信することにより、森鷗外の魅力を再発見するとともに、多様な人々が集う、新たな交流空間の創出と文化の振興に寄与するため、森鷗外記念館を開館し運営します。	「(仮称)森鷗外記念館」整備検討委員会の報告に基づき、記念館の建設を進めるとともに、同館管理運営検討委員会の検討結果報告により、指定管理者制度による運営の準備をすすめます。また、平成21年4月に「森鷗外基金」を創設し、広く寄附を募っています。	A	A	A	建設及び展示工事について、平成22年6月に設計を完了し、解体工事を経て、同年12月に建設工事、23年1月に展示工事に着手しました。	①鷗外及び記念館を広く周知するため、鷗外生誕150年にあたる平成24年を通して、他課等と連携し、多彩な記念事業を行う必要があります。 ②開館後の展示や資料調査に役立つ、所蔵資料のデータベースを整備する必要があります。 ③開館後、たえず多くの人に繰り返し来館いただける記念館であるために、長期的な展示や行事企画等の準備を進める必要があります。	A	①「鷗外さんの生涯と全仕事に対して敬意を表したいと存じます。是非すばらしい記念館を設立して下さい。」(「森鷗外基金寄附申込書」)  ②記念館についての区民説明会、建設計画説明会を通して区民の方からの要望を伺うとともに、地元町会連合会からは地域活性化への期待及びそのために町会としても協力したい旨の申し出を頂いています。	拡充
コ ミ ュ ニ テ イ ・ 産 業 ・ 文 化	165	アウトリーチ事業の実施	文京区アカデミー推進計画	身近な施設で優れた芸術文化に直接触れ、参加する機会を提供することにより、区民の芸術文化に対する理解や関心を深めます。	小・中学校や地域の文化施設など、身近な施設に演奏家等が出向き、ミニコンサートを開催します。コンサートの中で参加者が演奏に参加するだけでなく、ワークショップなどの手法を活用して参加者が芸術文化に触れる機会を設けます。	A	A	A	22年度はアウトリーチ事業として、東京フィルハーモニー交響楽団の13人のオーケストラによる「出前コンサート」を区立小学校4校にて実施しました。楽器紹介、オーケストラと歌うなどのプログラムを見童、教員、保護者、地域の方たち1,580人に鑑賞いただきました。 (この他、シビックホール10周年記念のアウトリーチ事業として、指定管理者の自主事業で、ミューズネットデリバリー・コンサートや鼓童交流公演及びワークショップを開催しました。)	中学校での実施がなかったので、中学校向けの日程調整やプログラムを検討する必要があります。 22年度に新たに事業協定を結んだエナ・ウインド・オーケストラによるアウトリーチ事業を積極的に実施していく必要があります。 多くの方に身近な施設で鑑賞していただけるよう、会場となる学校や施設のより一層の協力をいただく必要があります。	A	①文化施設等でのコンサートでは、「全ての公演を聴いて回った」「美しい美術館等でコンサートをやるのは素晴らしい」と満足度の高いご意見をいただきました。学校への出前コンサートでは、児童から「迫力のある音がすごかった」「一緒に歌って楽しかった」といったご意見をいただきました。 ②区内小中学校向けでのアウトリーチ事業においては、授業の一環という枠にとどまらず、広く保護者の皆さんや近隣の皆さんにも参加していただき好評を博しました。	拡充
	166	シビックホールでの文化芸術振興事業の実施	文京区アカデミー推進計画	優れた芸術鑑賞事業や区民参加型の事業を実施することにより、区民が文化芸術に触れ、体験できる場を提供します。また、事業を通じて芸術文化の振興を図ります。	事業協定を結ぶ芸術団体による芸術鑑賞事業や区民参加型事業をシビックホールにおいて実施します。	A	A	A	東京フィルハーモニー交響楽団によるクラシックコンサートを3回実施し、延べ来場者は4,738人でした。(大ホール) 東京フィルハーモニー交響楽団による子ども向けコンサート1事業2公演を実施、延べ来場者数は562人でした。(小ホール) 区民参加演劇は12人が受講、延べ85回の講習を経て成果を発表、来場者数は369人でした。(小ホール) 区民参加オペラは111人が受講、延べ51日の講習を経て成果を発表、来場者数は1,453人でした。(大ホール)	より多くの方にシビックホールで鑑賞していただけるよう演目やソリストの選定を工夫するとともに、より効果的なPRをすることが必要です。 22年度に新たに事業協定を結んだエナ・ウインド・オーケストラによる芸術鑑賞事業を積極的に展開する必要があります。	A	①事業アンケートでは、「芸術性の高い公演を次々と実施しており素晴らしい」と満足度の高いご意見をいただいています。 ②「区民参加オペラ」「区民参加演劇」では、舞台芸術の専門家による年間を通じた指導により初心者の区民でも本格的なオペラや演劇に参加する機会を設けています。	拡充

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
コミュニティ・産業・文化	167	文化祭／各種発表会／若手芸術家支援	文京区アカデミー推進計画	芸術文化と伝統文化を普及・発展・継承し、文化芸術情操の充実を図り、文京区ならではの文化の創造と発展を図ります。	日頃の練習の成果や、創作活動の成果発表の場を設けるとともに、区民等に対し、質の高い文化・芸術に身近に触れる機会を提供します。	A	B	A	例年通り、7つのつどい・大会を開催するとともに、秋の文化祭(華道展・茶会・書道展・洋画展・日本画展)、俳句大会を開催しました。 特徴的なものとしては、秋の文化祭の書道展において、出品数が初めて300点を超えるました。日本画展では、若年層の出品がわずかながら増え、その若者が区長賞を取ることができました。	全ての事業を通じて、若年層(～30代)の参加が少なく、区内大学等への呼びかけを強化する必要があります。 合唱のつどいは募集の定数を超えたため、抽選を行った結果6団体が出演できませんでした。より多くの団体が参加できるよう、開催時間の見直しなどを行う必要があります。	A	①・民踊のつどいは震災の影響で中止となったが、とても残念だ。次回を楽しみにしている。 ・日頃の練習の成果を多くのお客様の前で披露することは、とてもやりがいがある。 ②・各種つどい・大会は区民による協会・連盟に運営を委託しています。 ・文化祭の運営や作品審査等について、区にゆかりのある文京区華道茶道連盟・文京区書道連盟・文京美術会に依頼し、区民が主役になれる事業をお願いしています。	現状維持
	168	スポーツ交流ひろば(スポーツ開放)の運営委員会化の推進	アカデミー推進計画	区立小中学校を活用し、区民にスポーツの場を提供するスポーツ交流ひろばについて、地域の実情に沿った柔軟な運営を行うため、運営委員会による運営を推進します。	区立学校の校庭・体育館・プールをスポーツの場として区民に開放しています。 開放時には、指導員を配置し、実技指導及び利用者の安全確保に努めています。	A	B	A	22年度は区立小・中学校18校で開放を実施しました。直営校8校、自主運営校10校です。開放日数は延べ1513日、利用人数は延べ32,396人です。 また、夏季休業期間を利用して、2校でプール一般開放を実施しました。開放日数は、延べ23日、利用人数は述べ1,810人です。なお、プール団体開放は、8団体で実施され、参加者は1,158人でした。	開放校及び種目の拡大について検討する必要があります。 学校・運営委員会との連絡・調整を円滑に行う必要があります。 地域住民等による自主運営化を推進し、区民との協働によるスポーツ事業を展開する必要があります。また、安定的に事業を運営するため、新たな指導員の確保が必要です。	A	①開放実施校を増やしてほしい。 ②スポーツ交流ひろば10校、プール開放2校で地域住民による自主運営を実施しています。 運営委員会管理指導員の高齢化が進んでいますが、新しく運営に参加してくれる人が見つからない状況にあります。	現状維持
	169	スポーツ団体等協働事業	アカデミー推進計画	・区内に拠点を持つプロスポーツ等団体との連携・協力体制を構築し、区民がより一層レベルの高いスポーツを身近に観戦できる機会を提供し、スポーツに関心が持てるようにしていきます。 ・スポーツ団体等との連携・協力により、プロスポーツ選手とのふれあいの場を設けて、身近に接することができる環境をつくります。	・参画団体がもつスポーツのノウハウやネットワークを活用し、専門的な知識を収集することに役立てます。 ・相互協力協定を締結している団体等と協力して、事業を実施します。	A	A	A	・サッカー教室では、レベルの高い練習方法を体験し、技術の習得に役立てました。 ・読売巨人軍の区民感謝デーは、親子での野球観戦とグラウンドでのイベントゲームにより、スポーツを楽しめる機会を提供しました。	・スポーツ団体等とのスケジュール調整を早期から行い、計画的に実施する必要があります。 ・スポーツ団体等との連携・協力により、スポーツ選手等とふれあえる事業の実施をさらに検討していきます。 ・教育関係機関等との連携・強力体制を整備し、大学や地元のクラブチームの試合等の情報を収集し、広く区民に情報提供していく仕組みを検討していきます。	A	①読売巨人軍との区民感謝デーでは、「文京区に住んでいて初めてのことであり、ぜひ来年も実施してもらいたい」と参加者の声がありました。 ②平成23年度実施予定の講習会では、体育指導委員、少年軟式野球連盟の協力にて実施する予定です。	現状維持
	170	旧第五中学校体育館の整備	文京区アカデミー推進計画	旧文京区立第五中学校体育館の現有施設を継承し、区民のための区内3番目のスポーツ施設として開館するのにあたり、リニューアルに向けた整備を行います。	改修工事を行い整備するとともに、24年4月以降の管理運営を指定管理で行なうための選定準備等を行います。 また、地域住民団体等とも適宜協議検討を行い、開館へ向けて準備を行います。						①空調を入れる等、利用しやすい体育館への改修を求める要望がありました。 ②改修工事前にスポーツ関係団体(体育協会、体育指導委員会)を対象に内覧会を行い意見を収集するほか、体育館の名称を公募し、名称選定委員会の委員として区民に参加していただきました。	現状維持	

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
コミュニティ・産業・文化	171	(仮称)新総合体育館の整備	文京総合体育館建設基本構想	老朽化した総合体育館を建て替えることにより、より多くの区民がスポーツに親しむことができ、身近な場所で健康づくり・体力づくりができるようにします。	区民参画により策定した総合体育館建設基本構想に基づき、設計を行い、総合体育館を建て替えます。なお、設計業者は公募型プロポーザルにより選定しました。	A	A	A	・区民説明会、紛争予防条例関連建設工事説明会、公聴会や関係団体への説明等を実施しました。 ・新総合体育館建設予定地(四中跡地)の埋蔵文化財発掘調査を終了しました。 ・基本・実施設計を策定しました。	・建設工事が滞りなく行われるよう、関係各課・工事業者との打合せを定期的に行う必要があります。 ・初度調査整備など、開館にむけての準備を進める必要があります。 ・区民の要望も取り入れた運営を目指し、指定管理者と十分な協議を行うとともに、文京区体育協会や体育指導委員など関係団体との連携をとっていく必要があります。	A	①「区民の意見をより良い方向で取り上げ、区民に親しまれる新総合体育館を建設して欲しい。((仮称)新文京総合体育館区民説明会)」等 ②区民説明会や町会等関係団体への説明を実施し、意見聴衆を行いました。今後も、文京区体育協会や体育指導委員など関係団体との協議・連携を図り、より区民の要望にあつた体育館運営を目指していきます。	拡充
	172	2013年東京国体開催準備		地域スポーツの振興と区民の健康増進、体力向上を図り、併せて地域の活性化を目指します。	2013年の東京国体及び前年のリハーサル大会に向けて、国体の準備組織として実行委員会を設置します。また、サッカー競技会場となる小石川運動場を、日本サッカー協会公認人工芝へ全面改修を行います。	A	A	A	・小石川運動場グランド改修工事について、工事説明会や関係団体への説明等を実施しました。 ・社会資本整備総合交付金の申請を行いました。 ・平成22年12月に小石川運動場改修工事を着工しました。 ・工事関係者と定期的に打ち合わせを行っています。	・小石川運動場オープニングイベントや予約システムの準備など、オープンに向けての準備を進める必要があります。 ・国体実施に向けて、実行委員会を設置する等の準備を進めるとともに、文京区体育協会や体育指導委員等の関係団体と連携をとっていく必要があります。	A	①「多くの区民の要望に即した運動場に改修してほしい。工事の際には大型車両の出入りもあるかと思うが事故等に十分注意をしてほしい(町会への説明会)」等 ②区民参画による実行委員会を設置します。当日の運営にはボランティアを募集します。文京区体育協会や体育指導委員等の関係団体と連携をとり、国体開催に向けて準備を進めています。	拡充
	173	スポーツ指導者の育成と活用	アカデミー推進計画	体育指導委員・スポーツリーダー及び区内スポーツ団体の指導者に対し、研修会や講習会を実施し、専門技術や指導力の強化を図っていきます。区内のスポーツクラブ、地域住民のスポーツ団体等に技術向上のための支援を行い、地域スポーツの振興を図ります。	スポーツ指導者に対し、専門技術・メンタルトレーニング・指導方法等の講習会を開催します。スポーツ団体等に実技指導員(体育指導委員またはスポーツリーダー)を派遣します。	A	B	B	22年度は、体育指導委員の意見・要望を取り入れ、キネシオテーピング講習会を実施し59名の参加がありました。46団体(12種目)から、体育指導委員63単位、スポーツリーダー76単位、計139単位の派遣依頼がありました。	指導者も年齢層が高くなり、若手の指導者育成や地域におけるスポーツの人的資源の掘り起しが必要です。指導者派遣は、依頼してくる団体が毎年決まっているため、多くの団体に活用していただくよう、積極的な広報が必要です。	B	①利用枠拡大についての要望があります。 ②講習会のテーマについては、体育指導委員の意見も考慮しています。	拡充
	174	観光リーフレット作成助成	文京区アカデミー推進計画	文京区の様々な観光資源等を紹介するリーフレットを作成して無償配布し、一般観光客の区への誘致を図ります。	区内観光施設及び名所・旧跡等観光資源を紹介する観光リーフレット及び食に関するリーフレットを、文京区観光協会に補助金を交付して作成し、本区を訪れる方の要求に応えるとともに、文京区観光インフォメーション・シビックセンター展望ラウンジ、東京都観光情報センター及び花の五大まつり等の会場で配布し、観光客の誘致を図ります。	A	A	A	文の京観光ガイド「おさんぽくん」の作成に加え、東京商工会議所文京支部が主催して選定した「食の文京ブランド100選」を活用した地図入りリーフレット「おいしゅうございまっぷ」の作成を支援しました。また、そのリーフレットを活用した食べ歩きラリーの企画に参画しました。	観光客に対して無償で配布しているリーフレットの内容を、さらに充実させる必要があります。また、多言語によるリーフレットの品揃えを拡充していくことも必要です。	A	①・街歩きの参考に役立っています(利用者) ・モデルコースなどが参考になり、とても便利です(利用者) ・区画まで書いてあり、分かりやすいです(利用者) ②「おいしゅうございまっぷ」作成の企画にあたっては、東京商工会議所・観光協会と協働しました。	拡充
	175	案内標識等統一化計画の策定及びモデル地区整備	文京区アカデミー推進計画	区内の案内標識を、現在以上にスマートで理解しやすいものとすることにより、区民及び来訪者に、区の魅力と情報を分かりやすく提供します。	新たな標識のモデルを設置し、その検討を行った上で、既存標識の集約・改修及び新標識の設置にかかるガイドライン等の策定を行います。	A	A	A	現地調査を行ったうえで、区内の様々な案内板等の所管部署の関係者による検討会を開催し、集約・改修及び新標識の設置にかかる方向性について検討を重ね、計画の素案を作成しました。	モデル地区において、実際に新案内標識の設置を行い、効果を検証するとともに、区民からの意見を反映していく必要があります。	A	② 平成23年度中にモデル地区において新案内標識を設置し、パブリックコメントを募集する予定です。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性	
コ ミ ュ ニ テ イ ・ 産 業 ・ 文 化	176	フィルムコミッショングによる観光振興	文京区アカデミー推進計画	メディアを活用して区の情報発信を行うとともに、ロケ地見学など観光振興による地域の活性化を図ります。	ホームページによる情報提供等により、映画、テレビドラマ、CM等の映像制作作者を積極的に誘致し、ロケーション撮影を行うことを通じて、区の情報発信を行います。								拡充	
	177	観光拠点の整備	文京区アカデミー推進計画	まちあるきを行う来訪者に対して、旬の情報を迅速・適切に提供するため、区内の観光拠点を整備します。	観光インフォメーションにおいて、お客様のニーズに的確に応える情報提供を行ったり、シビックセンター展望ラウンジに映像設備を設置したりして、まちあるきを行う来訪者が立ち寄る可能性がある区内の観光拠点を充実させ、情報発信機能を強化しています。	A	A	A	観光インフォメーションにおける情報提供に加え、シビックセンター展望ラウンジにおいて観光ポスター掲示やリーフレットの配布を開始しました。地域活動センターとの連携も強化し、地域のお祭りやイベント等の情報共有化にも取り組んでいます。	観光インフォメーションなどの観光拠点について、その場所や提供される情報等についての認知度を一層高めるため、地下鉄駅構内等への紹介リーフレットの設置等、より多くの方に伝える取組を進める必要があります。	A	①・まちあるきルートを紹介してくれて参考になった(観光インフォメーション来訪者) ・ポスター やチラシによる、タイムリーな観光情報提供がありがたい(展望ラウンジ来訪者) ②	現状維持	
	178	観光土産品開発支援事業	文京区アカデミー推進計画	文京区ならではの「食」の魅力(おみやげ等)をまちあるきに付加とともに、事業の周知活動を通じて、区の知名度向上を図ります。	観光振興を進める上で重要な「食」の魅力を高めるため、区内菓子店による新たな観光土産品(区ゆかりの文人をテーマとしたお菓子)の開発を支援します。							② 区内菓子店に対し、本事業への参加・協力を呼びかける予定です。 また、実施にあたっては、東京商工会議所、観光協会等と協働する予定です。	現状維持	
	179	観光ガイド事業の充実	文京区アカデミー推進計画	来訪者を温かく迎え、本区を印象付ける魅力の一つとして、区民のおもてなしの心を醸成します。	区民を中心に観光ガイドを募集し、ガイド技術を十分に育成した後に、来訪者の依頼に応じて、区内観光スポット等を案内する事業を実施します。	B	B	B	22年度はガイドの公募と、養成講座等を通じた知識及びガイド技術の向上に取り組み、一定の成果を上げたものの、予定していた年度中のガイド事業開始には至りませんでした。	本年度後半から本格的なガイド事業開始を予定していることから、積極的なPRによる効果的な周知活動を行う必要があります。	B	② 区民を中心に公募した観光ガイドの案内スキルを評価するため、公募区民によるモニターアーを実施しました。	拡充	
	180	五大まつり等の助成	文京区アカデミー推進計画	地域の町会・商店会等で組織する各実行委員会が行う「文京花の五大まつり」(さくら、つつじ、あじさい、菊、梅)及び「文京朝顔・ほおずき市」「根津・千駄木下町まつり」の宣伝・広告及び実施に要する経費の一部を助成することを通じて、地域の発展と活性化及び観光客の誘致を図ります。	各まつりの宣伝・広告及び実施経費の一部を、町会や商店会等を中心に組織された実行委員会に助成します。	A	A	A	さくら(3~4月)・つつじ(4~5月)・あじさい(6月)・朝顔・ほおずき市(7月)・下町(10月)・菊(11月)・梅(2~3月)まつり等を開催しました。まつりに要する経費の一部を助成するとともに、観光インフォメーションやシビックセンター展望ラウンジ、区報、ホームページ、B一ぐるにより広く周知するなど支援を行い、地域の発展及び活性化に寄与しています。	区内外への事業の広報の強化を図るとともに、来訪者の回遊性を高める一層の創意工夫が必要です。	A	①・色とりどりの菊があでやかで素晴らしい(文京菊まつり) ・つつじが満開で見事(文京つつじまつり) ・活気ある模擬店、下町らしい粋な雰囲気が楽しかった(文京下町まつり) ・暑さでフラフラになったが、楽しかった(文京朝顔・ほおずき市) ② 下町まつりにおいて、東洋大学による模擬店の出店と観光客実態調査が実施されました。	現状維持	
	181	国際理解推進事業	文京区アカデミー推進計画	多くの区民が外国と触れ合う機会や経験を持つ今日、区民が国際理解を深め、国際社会の一員として、世界に目を向け、外国人を受け入れる意識を共有しています。	大学等と連携し、国際理解に資する講座を開催します。	A	B	B	大学連携講座は、文京学院大学との連携で「初めての英文メール」を実施、23人の参加があり、英文メールの書き方を通して、国際理解に資するスキルを学びました。	大学連携講座は、募集に対し、77%の参加率でした。募集方法、内容、日時等見直しつつ参加率をさらに上げよう努めます。	B	②大学連携講座は、区内大学と連携して実施しています。	現状維持	

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
	182	山村体験交流事業協力		充実した山村体験交流事業が実施できるよう協力することにより、区民が自然とのふれあいや魚沼市民との交流を楽しめる場を確保し、自主的交流への発展および山村体験宿泊施設の活用を図ります。	山村体験宿泊施設の運営事業者が実施する区民を対象とした田植え・稻刈り・川遊び・雪遊び等の山村体験交流事業に協賛し、参加者募集に係るPR業務を行います。	B	A	A	募集定員に対して参加希望者が多かった事業については、より多くの区民が参加できるよう、22年度に実施回数を増やしました。その結果、実施回数が3回、参加者数が94人増加しました。 参加者アンケートの意見をもとに、体験日程や内容について、事業の主催者である山村体験宿泊施設運営事業者と協議のうえ見直しを行い、より良い事業になるよう改善に取り組みました。	平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、山村体験宿泊施設の利用者数および交流事業の申込者数が低迷しているため、より一層PRを強化していく必要があります。	A	①「自然にふれあう機会の少ない子どもに貴重な体験をさせることができて良かった。」「東京にいると、お金を出せば何でも手に入るが、こうやって自分の手で稲を刈って干して労働とひきかえにご飯をいただくといった自然な摺理を経験することで子どもが少しでも食物を大事にしたり、地球に優しくなってくれるといふと思う。」「郷土料理教室では地元の皆様のご指導がとてもわかりやすく、楽しめた。また、夜の交流会、昔の民話の紙芝居もとても新鮮で素敵な時間を過ごすことができた。」「1回目の抽選に漏れ、追加企画に参加できたが、ぜひ大勢の方々が体験できるよう企画を増やしたらどうか。」(22年度参加者アンケートより)	現状維持
コミュニティ・産業・文化	183	海外都市との交流事業	文京区アカデミー推進計画	海外都市とのさまざまな交流を通して、相互の発展と、友好、理解を深めます。	相互に訪問団の派遣、受け入れを行い、視察、意見交換等を行います。姉妹都市との間で、ホームステイ生徒の派遣、受け入れを行います。	A	B	B	北京市昌平区での温泉会議は、区長らが出席し、会議のみならず、昌平区長はじめ関係者とも会い、今後の交流に向け積極的な意見交換を行いました。 昌平区女性団体を受け入れ、男女平等問題について、視察、意見交換ができました。 21年度のソウル特別市松坡区職員の文京区来訪に続き、22年度は、初めて文京区職員が松坡区を訪ね、区長の親書を渡し、今後の交流に向けたきっかけ作りがきました。	北京市昌平区は、交流について文書(交流趣意書、覚書等)の締結を希望していますが、区としてはさらに交流を積み重ねていきたいと考えています。 昌平区、松坡区等交流の歴史が浅いところとは、今後の交流の進め方、手法などが課題です。 ホームステイの希望者が、この2回(第13、14回)少ないです。	B	②昌平区女性代表団は、男女平等センターを視察後、区の女性団体と意見交換会を実施しました。ホームステイは、4名(男2、女2)を募集しています。	現状維持
	184	外国人参加型交流事業	文京区アカデミー推進計画	交流事業を通して、相互に理解を深め、また、区内に住む外国人が地域社会の一員としての意識を持ち、共に活力ある地域社会を作っています。	町会などの地域で活動する団体と連携し、地域で行われている事業に外国人が参加する機会を提供します。さまざまな国の文化体験、情報紹介、音楽・舞踊演奏などを紹介するフェスティバルを開催します。また、外国人を対象に、区が養成した英語観光ボランティアが、区内の文化、観光施設等を案内します。	A	B	A	地域活動連携事業として、神輿かつぎを実施しました。 国際交流フェスタは、37団体の参加があり、異文化の体験等を通じ多くの交流がもてました。 英語観光ガイドツアーを2回実施、41人が参加し、外国人の文京区への理解を深めることができました。	国際交流フェスタは、アカデミー推進部に係る横断的イベントとしてできなかいか検討します。また、毎年2月に実施しているが、9月など気候のいい時期に実施できないかとの意見があります。 ガイドツアーは区が主催していますが、今後はより細かく、来訪者のさまざまな要望に応えられるツアーが求められています。	A	①「楽しかった。日本のよい思い出になった。」(神輿かつぎ) 国際交流フェスタは毎年2月に実施しているが、9月など気候のいい時期に実施できないか(実行委員)。 ②参加した神輿かつぎ体験は、湯島地区の町会が実施したものです。国際交流フェスタは、区民等により組織された団体などで構成される実行委員会が実施しています。また、ガイドツアーのガイドは、財団、区が実施した養成講座を修了したボランティアが実施しています。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合評価	区民要望等	方向性
まちづくり・環境	185	地区まちづくりの推進	都市マスタープラン・各まちづくり基本計画	根津・千駄木地区において、「まちづくり基本計画」を策定し、計画に基づいたまちづくりの実現化に向けて、関係権利者の合意形成を図りながら、まちづくりの手法等を検討し、地域特性を活かした、「協働・協治」でのまちづくりを目指します。 その他まちづくりの機運がある地域において、都市マスター・プランの実現に向けた、区民主体でのまちづくりの推進を図ります。	住民主体のまちづくり活動に対するコンサルタントの派遣等、地域まちづくり組織の結成へ向けての支援等を行っていきます。 今年度は、根津駅周辺地区・千駄木駅周辺地区まちづくり基本計画をもとに、実現化への具体的なルールや方法を検討し、区民が主体となるまちづくりを支援します。	A	A	B	千駄木駅周辺地区で、自由参加型のワークショップの開催やまちづくりニュースの発行、意見募集などをを行い、区民が参加できるまちづくりに取り組みました。 これを踏まえ、「千駄木駅周辺地区まちづくり基本計画」を策定しました。	今後、まちづくりを進めるにあたって ①根津駅周辺地区・千駄木駅周辺地区の基本計画を基に、区民主体によるまちづくりの方策を考える必要があります。 ②住民間の合意形成が難しく、また具体的な成果を得られるまでに長期間を要します。 ③区境隣接地区については、近隣区との協議が必要な要素があります。	A	①まちづくり推進検討会・ワークショップに参加できない人の意見を反映できるようにしてください。 ②地区住民主体のまちづくり推進検討会及びまちづくりワークショップを開催し、パブリックコメントを実施するなど、協働・協治を進めてきました。 さらに、実現化に向けて、各関係権利者などから意見の聴取を行い、まちづくりの方策へ反映し、協働・協治を進めています。	現状維持
	186	再開発事業助成	・文京区都市マスター・プラン・文京シビックセンター周辺地区まちづくり基本計画・茗荷谷駅周辺まちづくり基本計画・後楽二丁目地区まちづくり整備指針	悪化した住環境や、低下した都市機能の再生が必要な既成市街地に対し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適なまちづくりを推進します。	事業施行者に対して、法令等に基づき助言・指導を行うとともに、公共施設や空地の整備、共同化による公共施設整備等に要する費用の補助を行うことにより、市街地再開発を推進します。	A	A	A	①後楽二丁目西地区及び茗荷谷駅前地区ともに、施設建築工事が完了し、住環境の改善や防災面の安全性向上など都市機能が更新され、地域の課題が解消されました。 ②春日・後楽園駅前地区は、建築設計、商業計画、地域貢献のあり方の検討など、組合設立及び事業認可に向けて取り組みました。	市街地再開発事業は、各段階において権利者及び関係権利者との合意形成が必要であり、また、長期に亘る事業であることから、市況や社会経済状況の変化等により、事業進捗に影響が生じる場合があります。	A	①市街地再開発事業の早期実施や、一層の地域貢献、賑わい空間の創出、上質な生活空間の提供を求める声が寄せられています。また、先の震災発生を受けて、より防災面の充実が求められています。 ②事業の実施主体である、権利者である地域住民により組織された再開発組合との協議・連絡を密にした体制を構築するとともに、周辺環境にも十分に配慮した、より魅力あるまちづくりを目指し、協働・協治による街づくりを推進しています。	現状維持
	187	再開発事業適地地区助成	・文京区都市マスター・プラン・後楽二丁目地区まちづくり整備指針	再開発が必要とされる地区において、地元組織が実施効果の高い事業計画を策定し、それに基づいた共同化事業を推進します。	住民活動の組織化、組織の運営等への指導・助言を行うほか意向調査や勉強会・事例視察などの支援を行うことにより、まちづくりの機運を高めます。	A	A	A	アンケート・全体会を通じ、地域住民が求める街の将来像や建物の配置、課題や問題点を客観的に把握することが出来ました。これに基づき、今後のまちづくりを検討します。	今後のまちづくりの実現に向けた事業手法の検討のほか、地域貢献の要素を含んだ都市計画となるよう、地域住民と十分に時間をかけた対話を重ねていく必要があります。	A	①まちづくりの推進に関しては賛否両論の意見が寄せられている一方、飯田橋駅へのアクセスの改善、目白通りとの段差解消、スーパーなどの誘致をし、生活利便性の向上を求める声が多く寄せられています。 ②これまででも住民主体のまちづくりを基本としており、事業手法も含めて関係権利者が検討を重ね、合意形成を図りながらまちづくりを進めています。	現状維持
	188	景観行政団体移行に向けた景観計画策定	文京区景観基本計画、東京都景観計画	地域の個性や魅力をさらに生かした景観まちづくりを進めため、景観行政団体に移行するとともに、より地域特性を際立たせる景観形成の基準や重点的に景観形成を推進するモデル地区などを盛り込んだ景観計画を策定します。	景観行政団体移行に当たっては、景観計画案を作成した上で、東京都と協議を行い、同意を得ることが必要となります。 景観計画策定に当たっては、学識経験者や区民などで組織する検討委員会や検討府内連絡会、景観審議会において検討を行うとともに、広く区民からの意見を聴取するため、地域ごとに開催する意見交換会や住民説明会及びパブリックコメントを実施します。							②景観審議会及び景観計画検討委員会の委員として公募区民を各5名委嘱するとともに、意見交換会や説明会、パブリックコメント、ワークショップにおいて広く区民の意見を聴取します。	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合評価	区民要望等	方向性
まちづくり・環境	189	景観まちづくり	文京区景観基本計画	区民、区及び事業者が協働し、文京区の魅力を生かした個性豊かな景観づくりを推進します。	景観基本計画及び景観条例に基づく景観事前協議を実施し、一定規模以上の建築物、工作物、広告物などに対し、色彩や形態意匠などが周辺のまち並みに調和するよう指導・誘導しています。また、普及啓発事業として、景観形成に貢献している建物や地域活動などを表彰する「文の京都景観賞」や区民等に区内の特色あるまち並みを再発見してもらうための「まち並みウォッチング」を実施しています。	A	A	A	景観事前協議において、22年度は過去最多の147件の届出があり、当初から景観に配慮された良好な届出率が62%を占めるなど、きめ細かく景観指導・誘導を行うことができました。また、まち並みウォッチングにおいては、申込方法を従来の往復ハガキだけでなく、FAX及びEメールによる申込を加えたことにより、応募者数が過去3か年平均と比べ約5割増となりました。	良好な景観事前協議届出率の更なる向上のため、景観に配慮することの重要性や区の景観に対する考え方等の周知を図っていく必要があります。都市景観賞において、景観広告賞の該当物件がなかったため、今後は異なる周知を図ていく必要があります。地域の個性や魅力をこれまで以上に生かしたきめ細かな景観まちづくりを進めるため、景観行政団体に移行する必要があります。	A	①「景観の観点から指導しているという区の仕事の内容がもっと区民に知られるようにPRしてほしい。(まち並みウォッチングアンケート)」 ②区政運営の公正さと透明性の向上を図り、開かれた区政の実現に資するため、景観審議会委員及び景観計画検討委員会委員の公募区民として、それぞれ5名の方々に参画いただいています。	拡充
	190	バリアフリーの道づくり		高齢者や障害者等を含むすべての人が安全かつ快適に利用できる道路に整備します。	平成12年度に、既存の歩道や階段等の現況調査を行い、障害者等の利用に支障となる3,969か所を抽出しました。この調査結果を基に、必要性の高い所から順次整備を進めています。	A	A	A	道路工事に併せて可能な限り歩道の拡幅、段差解消、勾配の改善等を行うとともに、通行に支障となる電柱の移設など各管理者へ要請してきました。また、段差、勾配等の障害を重点的に改善すべきか所については、個別的に整備を進めています。なお、事業実施から平成22年度末までに下記のとおり、計2,179か所の改善を行いました。 ・歩道巻き込み部等の段差・勾配の改善……1,103か所 ・歩道内の障害物(電柱等)移設・撤去……389か所 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置……643か所 ・その他……………44か所	区内全域を対象に、歩道の段差解消等のバリアフリー化を推進するためには、効率よく事業を実施する必要があります。また、歩行者等の通行に支障となっている電柱の移設等については、各管理者の協力が不可欠です。	A	①視覚障害者の不安を減らすために、誰もが納得できる車歩道の高さ整備・点字ブロックの設置・歩道幅員の確保をしてほしい。(区民の声)	現状維持
	191	都営住宅の区への移管		平成12年3月決定の「地方自治法の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱」により、概ね100戸程度までの都営住宅は、都区の協議の整ったものから区へ移管することとしています。この方針に基づき、区内の概ね100戸程度までの都営住宅のうち、条件の整備されたものについて、区への移管を進めます。	東京都と協議を行います。								現状維持
	192	高齢者賃貸住宅登録事業	第3次「文の京」住宅マスタープラン	既存の住宅ストックを活用しながら、高齢者が安心して住むことができる住宅を確保するため、高齢者向け住宅を区に登録・あつせんすることにより、高齢者の居住の安定を図ります。	住宅の登録に際し、バリアフリー化に必要な経費を助成します。高齢者の入居が決定した場合、家主謝礼金、成約謝礼金を支払うことにより、家主等の高齢者受け入れを誘因していきます。入居後、住宅に緊急通報装置を設置し、高齢者の安否確認を行います。入居者に家賃助成を行うことで、住み替え後の家賃負担の軽減を図ります。	B	B	C	平成22年度新規事業のため、まず、広報誌やポスターなどにより、家主・高齢者に対し事業のPRを行った結果、バリアフリー工事助成、家主謝礼、成約謝礼及び緊急通報サービス業務委託について各2件、家賃助成について1件の実績を上げました。	・住み替え時の高齢者のニーズや、家主が高齢者をより受け入れるためにはどのようなサポートが必要であるか等を充分に把握し、必要に応じて、制度設計の見直しを行います。 ・個別に不動産仲介業者を訪問することで、当事業を周知し、協力を求め、登録住宅の確保に努めます。	B	①「登録住宅に入居できると、緊急通報サービスが受けられ、万が一の時も安心できる。」(区民から電話にて) ②直接的な区民参画はありません。	改善・見直し

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
まちづくり・環境	193	マンション管理適正化支援事業	東京都住宅マスター プラン、東京都地域住宅計画、文京区住宅マスター プラン	分譲マンションの管理の適正化や円滑な建替え等を推進し、安全で快適な居住環境を確保します。	マンションの管理や建替え・大規模修繕の問題を解決しようとする管理組合及び区分所有者に対して、セミナーの開催や相談員の派遣等により、支援します。	A	A	B	区分所有者やマンション居住者を対象にマンション管理上の共通の問題をテーマとしたセミナーを開催し、情報提供や適正な維持管理の普及啓発を図りました。 分譲マンションの様々な問題解決に対して、既存の制度・事業を活用しながら効果的にマンション管理組合等への支援を行い、良好な居住環境の維持に寄与しました。	適正なマンションの維持管理、建替え・改修に向けての合意形成のために、管理組合による主体的な取り組みを積極的に支援する必要があります。 マンション管理の実態や建物の状況等、現状把握に努め、必要な情報提供を行う必要があります。	A	①派遣制度を利用するまではどこから進めてよいかわからず手探り状態で話が進みませんでしたが、マンション管理士に分かりやすく説明していただき本当に助かりました。今後も的確なアドバイスをお願いします。(相談員派遣結果報告書) ②今後は区が主催するセミナー等において事例紹介や参加者同士の情報交換会を行い、交流に向けた機運の醸成活動を図っていきます。	現状維持
	194	公園再整備事業		平成23年度に策定する公園再整備基本計画に基づき、身近に緑や水に親しむことができる区立公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとしていくため、公園整備を行います。これにより、誰もが気軽に憩い、ゆとりと潤いを実感できるまちを目指します。	平成22年度、検討委員会を設置して、「公園再整備基本計画」の報告書をまとめました。 平成23年度は、区民意見を取り入れて公園再整備計画を策定します。 平成24年度以降は、計画に基づき、優先整備を行う公園を特定し、計画的に地域主体の区民参画による公園整備を行います。							①現地見学会や懇談会を行い、「球戯場の周囲に見学する母親の憩えるベンチを設置したらどうか」など、区民の目で見た様々な意見をいただきました。 ②再整備検討委員会において区民委員9名の参画を図り、計画の検討をしました。	現状維持
	195	新江戸川公園「松聲閣」利活用事業		新江戸川公園集会所「松聲閣」を魅力ある公園施設として再生整備して利活用し、公園の利用者サービスの向上と公園機能の増進を図ります。	松聲閣の歴史性を活かしつつ、公園施設を再整備して新たな事業を行なう民間事業者をプロポーザルにより募集し、平成23年度に事業者の選定作業を行います。その結果を受けて、基本設計及び実施設計の作成など、松聲閣の整備に着手します。							①地域の住民が使用できる集会所を早く再整備してほしい。(近隣町会) ②現段階での区民参画は行っておりません。設計段階から行う予定です。	現状維持
	196	コミュニティバス運行		区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の交通利便性を高めます。また、病院・福祉施設、観光・文化施設、商業地域を結ぶことで、人の動きを活発にし、地域の魅力や活力を引き出します。	第一路線の安定的運行を推進とともに、平成23年秋の第二路線運行開始に向けた準備を進めます。	A	A	A	①平成19年4月に開業したことにより、公共交通不便地域（バス停や鉄道駅から半径200m以遠の地域）が減少し、全区に占める割合は24.1%へと約7ポイント改善しました。その後の路線の一部変更とバス停新設があり、平成23年3月現在の公共交通不便地域の割合は23.1%となりました。 ②コミュニティバス利用促進のため、沿線上の商店、観光施設と協力し、企画・キャンペーンの充実を図りました。 ③関係団体、公募区民、学識経験者等からなる第一路線の沿線協議会を10月に設置しました。	①第二路線の運行開始に向けた準備（バス停環境整備工事やバス車両購入補助、周知PR等）が必要です。 ②第一路線の沿線協議会を定期的に開催し、バスの利用促進に向けた取り組みを行う必要があります。 ③第二路線の協賛企業を確保する必要があります。	A	①「ルートや運行本数等、バスの運行を拡充して欲しい。（区民の声）」「新しい路線の増設を希望する。（区民の声）」 ②学識経験者、関係団体、公募区民等が中心となる第一路線の沿線協議会を10月に設置しました。今後もバスの利便性向上に向けた会議を定期的に開催します。	拡充

項目	No.	事務事業名	個別計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合評価	区民要望等	方向性
まちづくり・環境	197	公害防止指導		騒音・振動・大気汚染等による公害への対策を進め、区民の安全で快適な環境を確保する。	騒音規制法・振動規制法・太鼓汚染防止法・東京都環境確保条例等に基づいて、公害防止対策の改善指導を行う。また、公害の発生状況や原因をより科学的にとらえ、対策を確実に進めていくために、複数の計測器を用いてデータを収集し、騒音や振動などをより客観的に計測できるよう、機器の更新を行い、より詳細な調査を行えるようにする。	A	A	A	苦情受付件数は、合計91件あったが、そのうち78件が解決に至った。	未解決の案件のほとんどが、騒音に起因するものである。低周波音の被害など、区民からの苦情内容の変化に対応するための、計測機器の計画的な更新と増設。新しい計測技術への対応。	A	①住環境の高密度化や空調・温水器等の家庭用機器の普及に伴い、一般家庭の生活に起因するいわゆる「近隣公害」という新たな問題解決の要望が寄せられている。 ②苦情処理は、区民からの要望や訴えに基づき対応することになる。苦情の受付件数は、ほぼ横ばいである。	拡充
	198	歩行喫煙等の防止啓発	文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例	本条例の周知啓発を行い、喫煙マナー向上を目指し、やけどやポイ捨てなどの迷惑喫煙による被害のない快適なまちづくりを行います。	地域活動団体や事業者等と協力し、朝の通勤・通学の時間帯に合わせた啓発キャンペーンの実施、人通りの多い道路を中心とし巡回する喫煙マナー指導員の個別的な注意指導を実施します。	A	A	A	事業所、たばこ店への協力依頼や喫煙マナー指導員による個別的な指導を夜間において実施したことにより、喫煙マナーに対する注意喚起が広域的に行われました。平成19年度より、毎年重点地域における路上喫煙者率が1%未満を継続しています。また、喫煙マナー指導員の夜間巡回については、東京都の補助金を活用し、民間事業者に委託するなど専門的かつ効率的な業務運営に努めています。	地域美化の取組みを定着させるには、区と区民・町会・地域団体等との協働での活動への参加を促しながらこれを継続させ、最終的には地域での自主的な活動を可能とするような支援体制を確立することが求められます。また、健康の観点からの受動喫煙対策への区民の根強い要望がある中、本条例の目的である地域美化の観点からの路上喫煙対策への理解を求める必要があります。	A	①区内全域を重点地域に指定してほしい。違反者への過料を設けるべき。受動喫煙対策と路上喫煙対策とに整合性が必要。 ②町会等地域の方々やNPOと協働で啓発キャンペーンを実施するとともに、啓発品掲示についても協力を得ています。	拡充
	199	環境改善舗装		治水対策や騒音対策、雨天時における走行性の向上及びヒートアイランド現象の緩和など、地球温暖化対策の一環として沿道環境の改善を図ります。	透水性舗装、排水性(低騒音)舗装、遮熱性舗装、保水性舗装等の環境改善舗装を施工します。	A	B	A	文京区では、環境改善舗装で、沿道環境の改善に取り組んでいます。 【平成22年度末施工実績】 ・透水性舗装:約238,600m <sup>2</sup> ・排水性舗装:約56,000m <sup>2</sup> ・遮熱性舗装:約8,100m <sup>2</sup> ・保水性舗装:約600m <sup>2</sup>	透水性舗装や排水性舗装は、表面が粗いため、目詰まりしやすく、機能を維持するためには、定期的な洗浄が必要です。また、遮熱性舗装については、特殊な材料や技術が必要とされ、施工業者は限定されます。	A		現状維持
	200	みどりのふれあい事業		屋上緑化・生垣造成等で緑化推進によるヒートアイランド対策等を図るとともに、区民が緑と触れ合う機会を拡大します。	屋上緑化や生垣造成等をする者に、その経費の一部を助成するとともに啓発事業を進めます。	A	A	B	生垣造成は昭和54年度より176件、屋上緑化は平成18年度より8件の助成を行ってきました。スタンプラリーや自然散策会は毎年盛大であり、区民からの継続要望が多くあります。昨年度の園芸教室(親子植物講演会)は、食虫植物という珍しい植物を対象とした内容で人気がありました。	屋上等緑化の助成制度は、防水工事費や維持管理費が高いなどの理由で実績は年1~2件です。また、生垣造成も昨年度は問い合わせはありませんでしたが申請はありませんでした。今後は、緑被率や緑視率を上げるために、界隈の緑化など新たな緑化啓発をしていく必要があります。	A	①屋上緑化については、芝(地被類)のみの助成要望が多い。また、生垣造成も隣地境界の造成に対しての助成要望がありました。 ②公園ガーデナーや自生管理花壇の活動も継続しており、啓発についてもスタンプラリー等で区民参画者などと協働して事業を進めています。	現状維持
	201	環境活動団体との協働化の推進		区民をはじめ、様々な主体が環境活動に関わることで、環境保全活動に関する知識と理解を深め、区との協働化を推進します。	環境活動団体に活躍できる場を積極的に提供し、活性化を図るために、文京区の主催する事業を環境活動団体に委託します。	A	A	A	平成22年度に、環境学習リーダー育成講座修了生が自ら環境活動団体を立ち上げ、環境に関する自主的な取り組みを行っています。	環境問題への幅広い取り組みを進めていくため、環境に興味関心がない方も含め、様々な主体と協働を進める必要があります。	A	②いずれの事業も区民や様々な環境活動団体との協働により実施しています。	拡充

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
まちづくり・環境	202	温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進		区が先駆者となって二酸化炭素排出量削減に関する取組みを、文京区地球温暖化対策地域推進計画に基づいて行います。また、文京区役所地球温暖化対策実行計画を改定し、区の事務事業において率先した二酸化炭素排出量削減に向けた取組みを行っていきます。		A	A	A	環境に興味を持つ方が増加しており、啓発事業の中でも専門的な知識を問われるケースが出てくるほど効果が見られます。	文京区地球温暖化対策地域推進計画に定めた二酸化炭素排出量の中期及び長期削減目標を達成するため、永続的な取り組みが必要です。	A	①区民に省エネルギーを可視化する機器(省エネナビ・ワットチェックなど)への助成・貸出を行ってほしい。 ②啓発事業においては、協働により実施しています。また、平成23年度より、公募区民委員による推進体制を構築予定です。	拡充
	203	3R推進文京エコカレッジ	モノ・ブラン文京	ごみ減量を目指した暮らしを考え、ごみ減量の実践行動を行うなど、ごみ減量について意欲の高い者をリサイクル推進サポートとして育成し、地域での3R活動を広げていきます。	日頃のごみ減量や3Rの暮らし方など、「エコ」に関する講座を「文京エコカレッジ」として再編し、区民が体系的に学べる場を提供します。							①エコカレッジが平日の夜間や土・日に開催があれば、より受講できる機会が増えるので考慮して欲しい。 ②エコカレッジ受講者が地域に3Rの問題を根付かせる努力を始めている。	現状維持
	204	3R普及啓発事業	モノ・ブラン文京	家庭や事業者から排出されるごみに対する区民の意識向上を図るために啓発を行い、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、ごみの少ない社会の実現を目指します。	3R推進啓発誌等の定期的な発行や3Rに関する講演会を開催します。	A	A	A	区民の目線でわかりやすく情報提供することで、区民や区内事業者の理解が深まり、環境負荷の少ない社会を目指すことができました。	区民の更なるごみ減量意識の向上を図るために、啓発活動は不斷に取り組む必要があります。	A	①効率的な啓発のために3R推進啓発誌の記事の内容やモノフォーラムのテーマを決める必要がある。 ②モノフォーラムの企画・運営に区民の参加があった。	現状維持
	205	新エネルギー・省エネルギー機器導入の促進	文京区地球温暖化対策地域推進計画	新エネルギー・省エネルギー機器を設置する区民に対し、その経費の一部並びに発電した売電分に対して助成することにより、普及を促進し二酸化炭素排出量の削減を目指します。	太陽エネルギーを利用した機器及び省エネルギー機器を設置する区民に対し、その経費の一部並びに発電した売電分に対して助成します。	A	A	A	環境に関する興味を持つ方が増加しており、応募者数も年々増加している。	助成対象機器の種類、助成金額や件数等について実績や社会情勢を踏まえて再構成を行う必要があります。	A	①申請方法を簡素化してほしい。 ②助成制度のため、直接的な区民参画はありません。	拡充
	206	区有施設の省エネ診断	文京区役所地球温暖化対策実行計画	区有全施設の省エネ診断を実施し、施設・設備等運用状況を把握した上で、施設ごとの具体的な設備の運用マニュアルである「管理標準」の作成を行う。各施設職員が「管理標準」を基に省エネ対策に取組むための支援を行います。	区が省エネ管理業務を委託するエネルギー管理士による現地調査を行い、調査施設の職員の立合いのもと、ソフト面(運用管理面)、ハード面(設備面)両面から提案を受け、各施設にあわせた計画の二酸化炭素削減の削減目標(平成17年度比△17%)達成に向けて取組みを進めます。								現状維持
	207	資源の集団回収支援	文京区一般廃棄物処理基本計画	町会・自治会やPTA、マンションの管理組合等の住民団体が資源を自主的に回収する活動(集団回収)を促進することによって、より多くの資源を効率的に回収し、ごみの減量を図るとともに、ごみ減量及びリサイクルに対する区民意識の高揚を図ります。	区報や区ホームページ、ちらし等を活用して事業を周知し、より多くの団体の実施を促すとともに、既実践団体に対して、報奨金の支給や補助用具の貸与、優良団体への感謝状贈呈、施設見学会の実施等の支援を行います。	B	A	B	集団回収未実施のマンションに職員が訪問して働きかけを行ったほか、ホームページの改良等を行うなど、周知活動に力を入れ、実践団体が16団体増えました。 また、総資源回収量に占める集団回収量の割合も2%向上しました。	総資源回収量に占める集団回収量の割合が向上したとはいえ、前年度の事務事業評価で設定した22年度末目標数値50%を達成できませんでした。今後は、少しでもこの数値に近づけるよう、なお一層の向上に取り組む必要があります。 また、集団回収量はここ3年微減傾向にあるため、回収量を増加させる必要があります。	B	②集団回収は、資源回収における区民参画であり、今後も引き続き推進していきます。	改善・見直し

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性	
まちづくり・環境	208	資源回収事業	文京区一般廃棄物処理基本計画	資源となりうるものごみと分けて回収・資源化することで、資源の有効利用とごみの減量を推進します。	集積所で古紙・びん・缶・ペットボトルを、回収拠点で紙パック・乾電池・食品トレイ・プラスチック製ボトル・衣類・使用済みインクカートリッジを、店頭回収拠点でペットボトル・ペットボトルキャップを回収し、資源化します。あわせて、金属系粗大ごみを資源化します。	B	A	B	資源回収量は減りましたが、ごみ量自体も減っているので、リデュースが推進されたものと考えることができます。22年度からさらなる資源の有効利用の推進のため、スプレー缶、カセットボンベの資源回収を開始しました。このことは、清掃車やごみ処理施設の火災防止にも繋がります。	今後は、ごみと資源の総量に対する資源の割合をさらに増やしていくことが課題です。また、品目に適した回収方法や、拠点数の増加によって、区民の方が資源を出しやすい環境を整えていくことが必要だと考えています。特に衣類の回収量が増えてきているので、早急な対応が必要だと考えています。	B	①「衣類の回収ボックスを区役所の一階においてほしい(広報・区民の声)」「資源持ち去り対策を強化してほしい」(課への問い合わせメール) ②回収への協力自体が区民参画になっていると考えています。今後多くの区民の方が協力してくださるよう、周知や回収方法の見直しを進めています。	改善・見直し	
	209	地域防災計画の修正		平成19年度に修正した地域防災計画を、地域防災計画に関する状況の変化に伴い修正を行い、より現実に即した計画にすることで、災害に強いまちづくりの実現を図ります。	府内に検討委員会を設置し、東日本大震災への対応やその他の状況変化について検証を行い、その結果に基づき対応方針を策定します。平成24年度には、この対応方針を踏まえ、平成24年夏に修正が予定されている東京都の地域防災計画との整合性を図りながら、地域防災計画の修正を行います。							①「避難所の運営について、区と区民の役割分担を明確にする必要がある。(避難所運営協議会)」「テレビ等の報道だけでは、文京区が現在どういう状況で、何をしなければならないのかがよく分からない。文京区の状況を、早めに知らせてほしい。(東日本大震災時の電話問合せ)」 ②対応方針(案)について、町会等へ意見照会を行う予定です。	現状維持	
	210	地域防災訓練等	文京区地域防災計画	町会や学校等で実施される防災訓練に協力し、防災意識や防災行動力の向上を図ります。	実際に災害状況を体験してもらうために、町会や学校等の防災訓練に、起震車や煙体験ハウスを派遣します。また、体験の際には、消防隊員OBの非常勤職員により、正しい防災知識の普及に努めます。	A	A	A	町会や学校だけでなく、事業所や福祉施設の防災訓練にも起震車や煙体験ハウスの派遣を行い、年間96回、14,000人を超える方が参加しました。	災害時の帰宅困難者発生等の課題に対応するためには、事業所の災害時の初動態勢や物資備蓄等の体制整備が不可欠です。事業所の防災訓練に参加する機会をとらえ、事業所の防災意識の啓発に努める必要があります。	A	①「起震車で大きな揺れを体験して、家の家具転倒防止を真剣に考えなければならないと思った。(防災教室参加者)」 ②区民が、自主的に計画して実施する防災訓練に協力しています。	現状維持	
	211	事業継続計画(震災編)の策定及び計画に基づく訓練の実施		職員が災害時に地域防災計画、職員防災行動マニュアル及び事業継続計画(震災編)を活用して、迅速な対応をとることができるか、図上訓練を通じて検証します。	首都東京直下地震発災直後の緊急措置に対応するため、マニュアルにしたがって初動期シフトから応急対策に対応する中期シフトへ移行する際の行動手順を確認するとともに、事業継続計画(震災編)で示した災害時に応急復旧業務と平行して行う非常時優先通常業務の体制を敷くまでの図上訓練を行います。	A	A	A	○21年度は、職員の危機管理意識の醸成及び危機管理対応能力の向上を図ることを目的に、勤務時間外に首都直下地震が発生したことを想定した臨時災害対策本部運営図上訓練を実施しました。 ○22年度は、昨年実施した訓練の検証を踏まえた事前の職員教養を行った上で、休日の朝に首都直下地震が発生した想定のもと臨時災害対策本部運営図上訓練を実施しました。 ○臨時災害対策本部運営図上訓練によって、災害対応の流れを疑似体験し、職員がそれぞれの役割を再確認することができました。	○事業継続計画(震災編)を策定しても、実効を期すためには、職員全員がこの計画の重要性を理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるよう、教育・訓練を繰返し実施する必要があります。 ○事業継続計画は、あらゆる非常事態発生時にも区の最低限の機能を維持し、区民の生命、生活及び財産を維持するためのものであり、今回策定の計画を入口にさらにまとめていく必要がある。	A		現状維持	

項目	No.	事務事業名	個別計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合評価	区民要望等	方向性
まちづくり・環境	212	耐震診断費用助成事業	文京区耐震改修促進計画	建築物の所有者が、既存建築物の耐震性能の程度を把握し、耐震補強の必要性を理解することにより、建築物の耐震化の促進を図ります。	区内の民間建築物で、昭和56年以前に建築された建築物の耐震診断に要する費用の一部を助成します。	A	A	A	所有者が、建物の耐震性能を把握するとともに、耐震補強の必要性を認識することができます。 助成金は、耐震診断を行ったものに対して交付しており、助成金に見合った効果(耐震診断結果)が得られています。	耐震診断により、耐震性が低いと判断されたが、資金面や土地・建物の権利形態の問題により、耐震補強を行わない建築物があります。	A	①信頼できる耐震診断業者を紹介してほしい。 ②区内の建築設計事務所等の協力を得るなど、民間との共同のもと、事業を進めています。	現状維持
	213	耐震改修促進事業	文京区耐震改修促進計画	文京区耐震改修促進計画に定められた住宅の耐震化を目指し、地震による被害を軽減することにより、災害に強いまちの形成を図ります。	耐震改修が必要な住宅の所有者の意識啓発を図るとともに、建物の耐震化及び不燃化に要する費用の一部を助成します。	A	A	A	建築物の耐震改修等に要する費用の一部を区・都・国が負担することにより、建築物が耐震化され、地域全体の安全性が向上します。	3月11日の大地震以後、耐震に対する意識が高まっており、電話や窓口の対応が急増しています。また、特定緊急輸送路の耐震診断が義務化となり、これらの準備・対応及び関係部署との連携を図り建物の耐震化を進めていく必要があります。	A	①なるべく費用をかけずに耐震工事ができないかといった相談があります。 ・助成の内容についての質問があります。 ・診断のできる設計事務所を紹介についての問い合わせがあります。 ②区内の建築設計事務所等の協力を得るなど、民間との共同のもと、事業を進めています。	拡充
	214	緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業	文京区耐震改修促進計画	緊急輸送道路沿道建築物及び不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化を促進することにより、地震発生時に建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するとともに、建物利用者の安全の確保を図ります。	対象建築物の所有者に個別訪問及びセミナー等の開催を実施することにより、耐震化へ向けた意識啓発を図るとともに、技術的な専門知識をもつたアドバイザーを派遣することにより、個別に助言等を行います。	A	A	A	過去の建築確認情報をデータベース化し、旧耐震の特定建築物を抽出・リスト化しました。これにより、区民等からの問い合わせに迅速な対応が可能となるとともに、建築物の耐震化状況の把握が効率的に行えるようになりました。また、対象建築物の所有者に個別に訪問し、意向調査を行い、耐震化の普及・啓発を推進しました。	対象建築物については、個別訪問やアドバイザー派遣等を行い、個々の建物が抱えている課題に適切な指導・助言を行いながら、耐震化の実施を誘導する必要があります。また、特定緊急輸送道路沿道建築物については、助成金等の制度の周知とともに、個別指導を徹底し、重点的に耐震化を促進させる必要があります。	A	①「相談窓口を積極的に開設し、改修への課題を少しづつ解決して下さい。」(意向調査) ②区民が自ら建物の耐震化を進めていくために、区は意向調査等を行うとともに、助成金等の支援を行っていきます。	現状維持
	215	区民防災組織の育成		①区民防災組織等の活動を支援するため、自主的な地域の防災訓練に対して助成を行います。 ②区民防災組織に貸与している防災用資器材格納庫について、老朽化の著しいものから更新を行います。 ③初期消防体制の強化を図るために、区民防災組織に可搬式D級ポンプを貸与します。	①文京区区民防災組織等に対する活動助成金交付要綱に基づき、一団体3万円を限度として、防災訓練の活動助成費の4分の3の助成を行います。 ②文京区区民防災組織に対する防災資器材格納庫の貸与等に関する要綱に基づき、昭和60年以前に設置した防災資器材格納庫(6棟)について更新を行います。また、町会からの要望に対しても、現地調査等を行い適宜対応します。 ③文京区D級消防ポンプ等の貸与及び管理に関する要綱に基づき、可搬式D級消防ポンプ等を区民防災組織に貸与します。	A	A	A	①申請のあった50組織中10組織が21年度に申請の無かった組織であり、徐々に制度が浸透してきています。また、21年度は経費が不足し流用にて対応したが、22年度は予算の範囲内で執行することができました。 ②劣化等による更新が4棟、緊急対応による更新が2棟の計6棟を購入しました。 ③要綱に沿って貸与組織を選定した結果、小日向台町町会に貸与しました。経費についても予算の範囲内で対応できました。	①少数ながら、近年はマンション管理組合に対しても防災訓練に対する助成金の交付を行っています。このため、助成金の申請件数が今後増加する可能性があります。 ②防災資器材格納庫の中には、設置から20年以上経過しているものがあり、老朽化が進んでいるため更新の必要があります。 ③火災危険度の高い地域へのD級ポンプの配備を推進していますが、設置場所等の問題により、配備できない地域への対策を検討していく必要があります。	A	①防災資器材格納庫について、老朽化による更新の要望及び増設の要望があります。(区民防災組織) ②地域が一体となった防災訓練により、災害時に備えることができます。	拡充

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
まちづくり・環境	216	避難所運営協議会の運営支援		災害発生時における避難所開設・運営に備え、避難所運営協議会の活動活性化及び防災行動力向上を目的に、避難所運営協議会の運営支援を行い、避難所運営協議会のレベルアップと活動レベルの平準化を図ります。	(1)ルール作り(運営規約、運営本部要領、運営管理マニュアルを作成し、避難所ごとのルール作りを支援します) (2)防災行動力向上(総合防災訓練、避難所運営訓練、講演会等による防災知識習得、備蓄資器材の取り扱い訓練等を行い、防災行動力向上を図ります) (3)コミュニケーション(協議会の定期的開催、年1回以上の避難所運営訓練を通じて、協議会委員同士の定期的な顔合わせの機会を作ります。)	B	B	B	・多くの協議会が協議会設立後、全く活動が無い状況だったが、地域連絡会等を通じて啓発活動を実施したことにより、約1/3の協議会で、協議会開催等の動き出しがありました。 ・活動が滞っている協議会に対するアプローチ手法を確立できました。協議会の多くは、何をしていいか分からぬというニーズが強いため、防災課から積極的に働きかけ、ルール作りから訓練の実施、という流れを作ることができました。 ・総合防災訓練を避難所運営訓練に特化した内容に変更したことにより、対象エリア内の協議会が避難所運営を体験する機会を作ることができました。	・未設立の協議会が2か所あるため、課題及び問題点を解決した上で、協議会を立ち上げる必要があります。 ・各協議会ごとの活動レベルにばらつきが生じているため、活動が滞っている協議会については積極的に働きかけ、活動を活性化させる必要があります。 ・現在は防災課職員3名が中心となって、全ての避難所運営協議会の運営支援を行っていますが、マンパワーが不足しているのが現状です。今後、地域活動センターと連動して運営支援を行う等、新たな取り組みを図る必要があります。	B	①協議会を設立したものの何から始めていいか分からないので、防災課が積極的にリード及び関与して、協議会活動の支援をしてほしい。(避難所地域連絡での意見) ②町会・自治会、民生委員・児童委員、防災リーダー、と継続して連携していきます。いかに若い世代に、協議会に参画してもらえるようにするかが、全ての協議会の課題となっています。	改善・見直し
	217	細街路の整備		建築基準法第42条2項の指定を受けている道路を、災害時の避難路として、緊急車両の乗入や消防活動が容易となる4m幅員の道路に整備し、安全で災害に強いまちづくりを進めます。	建築確認の申請前に、後退用地の範囲及び管理・整備方法について協議し、建築物の竣工に合わせて道路の整備を行います。	A	A	A	安全で災害に強いまちづくりを、着実に進めています。	協議後、区に整備依頼の連絡がないまま建築主側の工事が完了してしまい、既存の側溝等が残って未整備になるケースがあります。特に私有地である私道については、土地を道路に取られる意識があり、一部の方々は、細街路の整備に非協力的であります。また、整備済みの道路に障害物を設置する建築主がいます。	A	①建築計画はないが後退しているので、自分の敷地も細街路の整備をしてほしい。(区民) 近隣が後退していないので、自分だけ拡幅整備をしても意味がない。(建築主)	現状維持
	218	地籍調査事業		土地一筆ごとに調査・測量し、文京区の詳細な地籍図・地籍簿を作成します。	国土調査法に基づく地籍調査を実施し、地籍の明確化と地図の電子化を行います。 一筆ごとの調査に先立ち、道路を先行して調査しています(官民境界等先行調査)。	A	A	A	平成22年度は本郷一丁目地区の一部0.12km <sup>2</sup> について、街区調査と現況測量、復元測量を実施しました。これにより、当地区的進捗率は33%から67%になりました。	都市部では土地が細分化されて筆数が多く、権利関係も複雑なため、合意形成に時間が要します。 また、震災の影響により、23年度は街区基準点の復旧事業が急きよ必要となりました。そのため、今後の国・都の基準点復旧の進捗状況により、1~2年間の地籍事業の遅れが見込まれます。	A	①土地に関する様々な問題を解決するため、区民から地籍調査事業の早期実施を求められています。(区民要望) ②資料に基づき土地境界を確認する事業であるため、個人の意見を反映する状況にはありません。	現状維持
	219	雨水浸透ます設置工事		浸水被害の発生した地区を対象に、計画的に雨水浸透ますを設置します。	浸水被害が発生した地域への対策として、流域の高台にある雨水樹を雨水浸透ますに改良していきます。								現状維持
	220	区有建築物耐震改修促進実施設計	耐震改修促進法、文京区耐震改修促進計画	区有施設の耐震補強の実施設計を行い、耐震補強工事を実施し、区有施設の耐震化率の向上を図るとともに、災害に強い都市の整備を進めています。	耐震化が必要な区有施設の耐震補強実施設計を計画的に進めています。								現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
まちづくり・環境	221	災害時要援護者の支援	地域防災計画	災害時に本人または家族等の同居者のみで避難することが困難な災害時要援護者に対し、避難誘導及び安否確認を行います。	災害時の避難誘導及び安否確認を希望する災害時要援護者を対象に、災害時要援護者名簿への登録を行い、区と関係機関(区民防災組織、民生・児童委員、警察、消防)で名簿を共有します。	B	B	B	災害時要援護者名簿へ登録を希望する方からの新規登録申込を189件受け付けました。 また、関係機関に提供している名簿の更新を行いました。	平成20年度より関係機関に提供している災害時要援護者に掲載されている項目は、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、町会・自治会名のみであるため、避難誘導及び安否確認の実効性を高めるため、掲載内容の充実を図る必要があります。 また、掲載内容の充実に当たっては、高齢者、障害者等、要援護者の心身の状況等に関する情報を取り扱うこととなるため、福祉部との連携強化を図る必要があります。	B	①災害時に円滑な避難誘導等を行うために、災害時要援護者の心身の状況及び避難誘導方法等に関する情報を提供してほしいとの要望がありました。(町会役員) ②災害時要援護者名簿への掲載内容の充実及び訪問調査の実施について、民生委員・児童委員協議会の防災部会と共に検討を行っています。	拡充
	222	安全対策推進		安全で安心して暮らすことができる地域社会をつくります。	文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全対策を推進することで、安全で安心なまちづくりの実現を目指し、区内の犯罪発生抑止のため、青色防犯パトロールの実施及び防犯ボランティアへの支援を行います。	A	B	A	○新たに防犯対策を推進する地区として、関口一丁目地区を指定した結果、安全・安心まちづくり推進地区は、3地区となりました。 ○町会や区民ボランティアによる青色防犯パトロール隊(4団体)は、地域の安全を守るために、通学時間帯や夜間に区内を自動車で巡回しました。また、その青色防犯パトロールに要する燃料費について、一部助成しました。 ○22年度の「文の京」安心・防災メール配信件数は、82件でした。	○助成制度の周知をさらに進める必要があります。また、特定の安全対策を推進する地区指定の拡大は、地域活動団体からの申請が必要となり、さらに地域住民、地域活動団体、事業者等それぞれの賛同を得るため時間を要します。 ○青色防犯パトロールを継続して行えるよう支援します。そのためにも、団体・警察・区役所との連携の強化が必要です。	A	①通学路における子どもの安全・安心確保の徹底や、安心メールについて、事案発生から配信までの時間の短縮化や続報(検挙情報)配信への要望があります(区民の声)。 ②青色防犯パトロールを、区内4つのボランティア団体が実施しています。「文の京」安全・安心まちづくり協議会では、区民参画をより進めるために公募委員の枠を6人から8人へ増やしました。その結果、構成員全体に占める公募区民委員の割合は、25%になりました。	現状維持
	223	交通安全普及広報活動	文京区交通安全計画	区民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルール及び交通マナーを身につけることで、交通事故発生件数を減少させます。	区報・CATV等の広報媒体での広報活動とともに、春・秋の全国交通安全運動期間中の街頭キャンペーンを行います。また、学校・警察・交通安全協会等と連携し、交通安全協議会・交通安全区民の集い・自転車実技講習会・交通事故再現体験教室や交通安全ポスターコンクール等を実施します。	A	A	B	区内の交通事故発生件数を減少させるために、学校・警察・交通安全協会等と協働し、区民への交通安全意識の普及広報活動に取り組みました。この取り組みの結果、第9次交通安全計画の目標である区内の年間交通事故死傷者数(900人)に近付く(929人)とともに、前年比で事故発生件数が22件減少しました。	① 平成22年中の区内交通事故死傷者数は、前年比で19人減少(2%減少)しましたが、高齢者(65歳以上)層では17人増加(15.9%増加)しています。また、高齢者が交通事故発生の主な原因とされる事故も増えています。このために、高齢者の行動を踏まえた対策を推進し、高齢者の交通事故を減少させていく必要があります。 ② 区内の交通事故死傷者数の区内及び区外居住者の割合は、1:3であるために、区外居住者に対しても交通安全意識の普及が必要です。	A	① 自転車利用者の運転マナー向上を図ってほしい。(区民の声) ② 交通安全協議会の委員として、区民が参画しています。 ③ 自転車実技講習会や交通安全週間街頭キャンペーンなどで、区民と協働して事業を実施しています。	改善・見直し
	224	幼児・児童用ヘルメット購入費補助		東京都自転車商協同組合文京支部が実施する幼児・児童用ヘルメット普及事業に対し補助金を交付することにより、幼児・児童用のヘルメットの普及を図り、自転車の転倒事故の際の頭部負傷を軽減させることを目的とします。	東京都自転車商協同組合文京支部加盟店において幼児・児童用ヘルメット購入の際、1台につき2,000円補助します。	A	A	A	平成18・19年度は「幼児用ヘルメットキャンペーン」として実施していましたが、平成20年度当初より6月1日の改正道路交通法の施行に先駆けて、13歳未満の児童まで対象を拡大したことにより、ヘルメットの必要性・有効性についての保護者の認識が高まりヘルメットの普及が促進されました。	平成18年度事業開始当時に比べ、普及拡大に伴い、東京都自転車商協同組合文京支部への補助金を支給することの必要性は低くなっています。	A	①「区内でヘルメットを被らせている姿をよく見かけるが、文京区ではヘルメット着用が義務化されているのか?」との声があり、この制度が浸透していくことをうかがわせます。	廃止・休止

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性	
まちづくり・環境	225	3人乗り自転車購入費補助		東京都自転車商協同組合文京支部が、実施する幼児2人同乗用自転車普及事業に対して、補助金を交付することにより、幼児2人同乗用自転車の普及を図り、自転車使用時の安全性向上を目的としています。	組合が事業を行うにあたり、BAAマーク又はSGマーク付き幼児2人同乗自転車の販売額の半額(上限3万円)を交付します。	A	A	A	予想以上に区民のニーズがあり、当初は100件の予定でしたが、希望者が予想を大幅に超えたため、補正予算で900件の上積みを行い、676件の助成を行いました。この補助事業により幼児2人同乗用自転車の普及にとどまらず、併せて子育て支援と区内の商業振興が図られました。	安全な3人乗り自転車の普及に関しては、予想以上に効果が図られました。今後、市場価格等を調査のうえ、補助額の見直しが必要と考えています。	A	①文京区は坂が多いため、購入に際し10万円以上もする電動自転車を選ぶケースが多く、3万円の補助に自転車商を通じて感謝の声が寄せられています。	改善・見直し	
	226	総合的自転車対策の推進		自転車の都市内交通手段としての安全利用を促進し、安全な道路環境を実現します。	放置自転車の撤去により安全な道路環境を確保し、レンタサイクル事業、自転車駐車場の整備により自転車を利用しやすい環境を創出し、自転車利用を促進します。	A	A	A	①平成20・21年度に目標を達成できなかった自転車駐車場整備について、22年度護国寺駅周辺に新設しました。 ②駐車台数が不足している千石駅周辺に平成22年度駐車場を増設しました。	①地下鉄18駅中、駐車場未設置の駅が2駅あります。 ②長時間に渡る放置自転車の台数は減少傾向にあるものの、買い物等、通勤・通学以外の比較的短時間の自転車利用に対する駐車場の整備が求められています。 ③自転車駐車場設置駅のうち、収容台数不足による禁止区域の未定地域について、より効果的な放置自転車対策実施のために、新たな駐車場の整備が課題です。 ④自転車レーン等の走行環境の整備が求められています。	A	①自転車駐車場を設置(新設・増設)して欲しい。	改善・見直し	
	227	コミュニティ道路整備	文京区コミュニティ道路整備計画	歩行者が、安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を行います。	地域住民とともに地域特性を反映させた整備計画を策定し、歩道の拡幅や交差点の明確化、車両の速度抑制を図るために整備を行います。	A	A	A	・平成19年度に区民参画の検討会で審議し、コミュニティ道路整備計画を策定しました。 ・平成20、21年度に白山・千石地区でコミュニティ・ゾーン整備に向けた計画を取りまとめました。	・地元住民の多様な意見を集約するにあたり、十分な検討や調整を必要とします。 ・ハンプの振動対策について検討する必要があります。	A	①幹線道路からの通過車両を減らすため、道路を蛇行させたり、狭く設置等の対策を行ってほしい(区民の声) ②白山・千石地区の住民等からなる協議会において、整備計画を策定しました。	現状維持	
	228	橋梁アセットマネジメント整備		橋梁の予防保全的な修繕を行い、長寿命化を図るとともに、計画的な架け替えによる維持管理費の縮減・平準化を図ります。	橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づいた維持管理を行います。								現状維持	
行政運営	229	職員育成基本方針の推進	職員育成基本方針	「職員育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりの能力開発や意識改革を推進し、新しい時代の職員の育成を図ります。	区、特別区職員研修所、第2ブロック等で実施する各種研修(職層、実務、専門、清掃等)への参加を呼びかけ、該当する職員や希望する職員が受講します。	A	B	B	①NPO等地域団体活動の体験研修の実施により、区民活動の現場を知ることで、協働・協治の理念を学びました。 ②「政策創生塾」では、先進自治体視察や条例の制定に至るまでの政策研究を通して、政策立案、政策法務についての知識を高めました。 ③ホスピタリティ推進月間における様々な活動を実施し、職員の接遇に対する更なる意識啓発を行いました。	①文京区職員としてのるべき姿を示した「職員行動指針～チーム文京スピリット～」を全職員に浸透させる必要があります。 ②政策創生塾の実施においては、政策提案の実現化が注目されており効果的な研修の企画・運営が必要です。 ③改革志向を持つ職員を育成するための研修を進めていく必要があります。	B	①「区民の声」では、依然として職員の接遇などに関する意見や苦情が寄せられています。 ②協働・協治に対する正しい知識を理解するため、NPO等地域団体の方に講義を依頼するとともに、その活動に職員を派遣しています。	改善・見直し	

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
	230	ITの活用による利便性の高い区民サービスの実現	第4次電子自治体推進プラン	ITの活用により、区民にとって一層利便性の高い行政サービスの実現を目指します。	「第4次電子自治体推進プラン」に基づき、「いつでも」「どこからでも」サービスを受けることが可能なシステムを構築し、また、住民情報システムの安定運用を図る。	A	A	A	・電子申請サービスの拡大を図るために、事業の追加を行いました。区民の利便性の向上のため携帯電話からの申請も可能にしました。 ・税や国保年金等の適切なシステム修正により、制度改正への対応が図られました。 ・日々の住民情報システムについて適切に運用し、安定的な稼働が図られました。	①区への申請等については、区民等がインターネットを利用した申請をより多く行えるように対応する必要があります。 ②毎年のように改正される税や国保の制度に対応するため、住民情報システムの適切な改修が求められています。 ③住民情報システムは、より安定的・効率的なシステムの構築・運用が必要となっています。住民基本台帳法の一部改正への対応として、住民情報システムの適切な改修を図っていく必要があります。	A	①第4次電子自治体推進プラン策定時にパブリックコメントを実施しました。	拡充
	231	コンビニ交付	文京区第4次電子自治体推進プラン	区民の求める窓口サービスは、平日昼間だけでなく休日、早朝、夜間などいつでも利用できることや、区の施設まで行かなくても身近で便利な場所で用件を済ますことができることです。このような要望を実現するため、住民基本台帳カードなど、ITを活用して利便性の高い区民サービスを提供します。	コンビニエンスストアに設置されたキオスク端末を利用して、住民基本台帳カードを使用して「住民票の写し」「印鑑登録証明書」を全国にある店舗で、早朝から深夜まで発行します。							①「区民の声」でコンビニ交付の要望がありました。 ②区民参画はありません。	現状維持
行政運営	232	わかりやすいホームページの構築		ホームページを閲覧するすべての利用者を対象に、最新の情報を正しくわかりやすくかつ迅速に提供とともに、双方向機能を活かし、区政に対する意見収集を行うことで、利用者の満足度の高いホームページを目指します。また、文京区を積極的に全国にPRします。	利用者の満足度の高いホームページの実現のため、職員の意識啓発や技術習得のための研修を実施します。また、定期的な「文京区ホームページ見直し強化月間」を実施することで、アクセシビリティ（高齢者や障害者などすべての人にとって、問題なくホームページが利用できること）に配慮したホームページを構築します。	A	A	A	①職員を対象とした、区ホームページ作成方法説明会やアクセシビリティ等に関する説明会を実施し、コンテンツ作成に関するスキルや意識を高める機会を提供するとともに、ホームページの運用方法について周知しました。 ②平成22年11月を「文京区ホームページ見直し強化月間」と位置付け、全般的な見直し作業を実施しました。 ③新しい検索エンジンシステムや、3言語4種類による自動翻訳サービスを導入しました。	①より質の高い情報を迅速に提供するため、職員のコンテンツ作成スキルのみならず、ホームページ（広報・広聴活動）に対する意識を高める必要があります。 ②ホームページの情報の見せ方に改善の余地があるので、継続した見直しを行う必要があります。 ③区の情報として不足しているコンテンツの充実や不要なコンテンツを整理する必要があります。	A	①「見やすく検索しやすいホームページにしてほしい（広報メディアに関する区民意識調査）」「（ホームページは）情報入手の方法として今後は必要になっていくと思う（広報メディアに関する区民意識調査）」 ②メディアパートナーの方々から、ホームページの運営に関するご意見を頂戴しています。	拡充
	233	有線テレビ広報活動		広報番組を制作・放送し、区からの情報をテレビの特性を活かして区民に提供していく。また、番組制作を通じて地域コミュニティの活性化を促進する。	制作した番組を有線テレビで放送し、映像を使用した広報活動を行う。また、放送済みの番組について、インターネットによる動画配信を行う。	A	A	A	広報メディアにおける区民意識調査の結果を参考にTCNとの協議で放送時間枠を若干変更し、再放送回数を含めた効果的な番組配置となるよう見直した。また、ニュースの即時性を高めるため、隔週放送を毎週放送とするほか、これまで以上に街に出向いていくよう方針を定めた。番組制作全般に通じる基本コンセプトを「文の京のいまがよくわかる」として、(1)わかりやすく、親しみやすく、(2)旬な情報をスピード的に！！、(3)地域の様子を伝えるをモットーに取り組んでいく。	番組に対する視聴者からの意見や感想等があまり寄せられてこないため、メディアパートナーによる番組モニタリングや5年に1度実施する「広報メディアに関する区民意識調査」の結果が、視聴者の反応を知る上での専らの情報源となっている。今後、より多くの視聴者からの声を番組制作に反映させる仕組みをいかに構築していくかが課題である。	A	①「区内のサークル紹介、銭湯でのやりとりなど、もっとコミュニケーションや触れ合いを大切にするよう心掛けたい。」、「番組で場所を紹介するときは、地図やテロップで補足すべきだ。また、問い合わせ先を示していないのは不親切だ。」（メディアパートナー）、「区の旬なスポットや散歩コースなどの紹介があればよい。」（広報メディアに関する区民意識調査）など ②番組制作ボランティア「する文京」による定期的な番組制作とメディアパートナーによる番組モニタリングや番組制作等の実施	現状維持

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
行政運営	234	区民参画の推進	自治基本条例	だれもがあらゆる機会を通じて区政に参画でき、より幅広い区民の意見を反映した区政運営を進めます。	「区民参画の手続きに関する指針」(平成21年2月)に、区民参画手続きの方法や審議会・説明会等の公開方法を定め、区民参画を推進しています。特に、審議会等における公募委員の割合については、指針において25%以上の目標数値を設定しています。	B	B	B	指針を定め庁内周知を図った結果、公募区民委員の採用を行っている審議会等における区民委員の割合が25%以上の会議体の割合は、21年度の55.6%から57.1%に上昇しました。	公募25%未満の会議体については、改選時期等に合わせて指針に適合するよう基準の見直し等の検討が必要です。ワークショップや無作為抽出による委員の選出など、区民参画の多様な手法を検討し、に全庁的に取り組むことが必要です。	B	②全庁的な区民参画の状況については、毎年度区民参画現況調査を行っています。	改善・見直し
	235	公の施設の有効活用	第3次行財政改革推進計画	公の施設について、施設の複合化・集約化により有効活用を図るとともに、地域の特性や区民ニーズを踏まえ、関係部署と連携し、他の施設との複合化や集約化を進めます。	老朽化している施設の改築に併せて、地域の特性や区民ニーズを踏まえ、関係部署と連携し、他の施設との複合化や集約化を進めます。	B	B	A	・千石一丁目用地等について、保育園や児童館等の子育て支援施設と地域活動センター等の区民施設を一体的に整備する方針が決まりました。 ・区有地や国有地等について、関係部署や国に情報収集を行い、リストにまとめました。	・新たな行財政改革推進計画の策定において、公有地検討分科会を設置し、施設の複合化・集約化や定期借地権を活用した国有地の活用など、公有地の有効活用について検討を始めました。 ・施設の老朽化等により、移転の決まっている向丘活動センターやアカデミー向丘、福祉センター、教育センターについては、前施設及び用地等の活用方法を検討していきます。	B	①一つの建物にどこまでの機能を持たせるか、所管部ごとではなく全庁的に検討されたい。(行財政改革区民協議会での意見) ②行財政改革区民協議会において、無作為抽出、公募及び団体推薦による区民委員を選出している。公有地及び区有施設等の有効活用を盛り込む行財政改革推進計画は、策定過程において、パブリックコメント、区民説明会を実施する。	改善・見直し
	236	教育センター等建て替え整備事業		教育センター、福祉センター療育部門、(仮称)青少年プラザを、複合施設として一体的に整備します。	「教育センター等建物基本プラン」に基づいて建て替え整備事業を進めます。23年度は基本及び実施設計事業者をプロポーザル方式により選定するとともに基本設計を行います。24年度は実施設計を行い、工事着工は平成25年秋頃を予定しています。							①基本プラン検討委員会では、教育センター、福祉センター療育部門、(仮称)青少年プラザの各部会において、アンケート調査等により教職員、施設の利用者、中高生等から意見を聴きました。 ②教育センター等建物基本プランの最終的な策定にあたっては、パブリックコメントを実施し、区民の意見を聴きました。	現状維持
	237	公の施設における民間事業者等の活用	第3次行財政改革推進計画	区の公の施設について、多様化する区民ニーズに効果的・効率的に対応するために民間事業者等のノウハウ等を有効活用し、一層の効率的、効果的な運営の推進と、利用者に合わせた多様で満足度の高いサービスを提供し、区民サービスの一層の向上を図ります。	公の施設について、指定管理者制度導入をはじめとした管理運営の見直しを進めます。また、指定管理者の管理運営実績に対する評価を行い、それに基づいた改善を行います。	A	B	A	図書館に指定管理制度を導入し、開館日の増大、開館時間の延長が実行され、区民サービスの拡大につなげることができました。 また新たに学識経験者等を加えた指定管理者評価検討委員会を開催し、より客観性及び専門性の高い評価を実施することができました。	指定管理者制度の効果的な活用に向けて、指定管理者の導入、募集、選定、管理・運営、評価等の各過程について、全体の整合を図り、区として一的な制度運営を図る必要があります。 また指定管理者制度の導入により、施設目的の達成、区民サービス向上等が期待できる施設については、引き続き導入の可能性を検討する必要があります。	A	②所管部による評価検討会には、施設利用者等の第三者を委員として入れることを原則としています。	改善・見直し
	238	シビックセンター改修方針の策定	文京区区有施設の中長期改修計画	シビックセンターの建物劣化・社会的劣化を踏まえた改修方針を策定し、利用しやすい施設の環境整備を進めています。	改修方針策定に向けた全庁的な組織を立ち上げ、検討を行っていきます。								現状維持

項目	No.	事務事業名	個別計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合評価	区民要望等	方向性
行政運営	239	行政評価を活用した事務事業の見直し	第3次行財政改革推進計画	限られた財源の中で、事務事業を効果的、効率的に執行し、行政サービスの質を高めます。	行政評価手法を活用し、既存の事務事業の徹底した見直しを行います。新たな評価手法については、24年度を始期とする新たな行財政改革推進計画で示していきます。	B	B	B	・事務事業評価においては、221事業中108事業(約5割)で方向性の見直しがなされました。 ・重点課題の進捗管理においては、35の指標中21指標(6割)で実績が指標を上回りました。	・これまでの行政評価は、①区民生活のため、成果重視の区政を目指す、②区民に対する区政の説明責任を徹底する、③職員自身の改革意欲を促進することを目的としてきました。その目的に対しては、一定の成果がありましたが、左記の目的を達成するためには、行政評価の手法を今まで見直し、より効果的、効率的なシステムを再構築する必要があります。	B	①評価の結果(方向性)が、実際の事務事業の見直しに反映されたかどうかを分かりやすく見せる工夫が必要だと思う。(行財政改革区民協議会) ②行財政改革区民協議会へ報告し意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施し、区民意見を聴取しました。	改善・見直し
	240	財政状況等の継続的な公表		区の財政運営についての区民の理解を深めるため、区財政に係る資料を継続的に公表することで、公正性と透明性を高めます。	歳入・歳出に係る資料、財務諸表、主要事業の予算一覧など区の財政に係る資料を、継続的に公表します。	A	A	B	財政状況及び予算に関わる各種の資料を継続的に作成することにより、区民に対してわかりやすい財政の説明を行うことができ、財政の透明性の向上につなげることができました。 22年度は、財務諸表に他自治体との比較の追加を行うとともに、文の京の財政状況を、前年度から4か月前倒しで作成しました。	今後、財政状況は一層厳しさを増すことが予想されることから、財政運営について継続して公表を行うとともに、区民の一層の理解を得る方法を検討していく必要があります。	A	①財政の見える化は急務である(22年区議会第三定期会代表質問) ②予算編成過程の公開を一步進めて、各課からの提案や概算額、査定額、資料などの公表をしてはどうか(23年区議会予算審査特別委員会)	改善・見直し
	241	効率的な組織体制の構築	第3次行財政改革推進計画	多様な区民ニーズに柔軟に対応し、効果的な施策・事業を開拓できるよう、区民にもわかりやすい、簡素で効率的かつ機能的な組織体制の構築を目指します。	社会経済情勢等、区政を取り巻く環境の変化や、各組織の現状と課題を踏まえた上で、必要な組織の見直しを行います。	A	B	A	地域活動センターの機能強化等、地域に密着した区民サービスの提供及び地域コミュニティの活性化を図るために組織体制の整備に取り組みました。 事務分担の見直し、組織の見直しに取り組むことで、円滑な区政運営と区民ニーズの実現につなげました。	各部署の課題を把握するとともに、国の制度改革等をはじめとした社会状況の変化等に応じて組織編成を行うには相当の事務負担を要します。したがって、本事務の実施に当たっては、手続きの効率化等の工夫に努めるとともに、各部署と連携しながら取り組む必要があります。また、行財政改革推進本部において、長期的な視点から、組織のあり方や方向性を検討し、共通目標の下、全庁的に取り組んでいく必要があります。	A	①「手続きの利便性等を考慮した、区民(利用者)の視点に立った組織にしてもらいたい。(区民の声)」	改善・見直し
	242	ITの活用による迅速で効率的な区政の実現	第4次電子自治体推進プラン	情報基盤を整備することにより、一層の効率的かつ迅速な行政事務の執行をめざします。	「第4次電子自治体推進プラン」に基づき電子自治体の基盤整備を図ります。	A	A	A	①文書や法令等の情報を全職員が共有でき、作成済みの文書検索も容易であり、電子メールや電子掲示板を活用することでペーパレス化も図られています。 ②データの蓄積により、事務処理のマニュアル化が容易となり、事務の迅速化、平準化が図れ、区民サービスの向上に寄与しています。	①情報基盤は、職員が業務を遂行する上で必要不可欠なシステムとなっており、安定稼働の確保ために、定期的なシステム更新が必要です。 ②ネットワークシステムについて、信頼性や安定性を維持向上させるために、ネットワーク網の再構築や定期的な機器更新が必要です。	A	①第4次電子自治体推進プラン策定時にパブリックコメントを実施しました。	拡充
	243	職員定数の適正化の推進	第3次行財政改革推進計画	簡素で効率的かつ機能的な組織体制に必要な職員数を配置するため、組織の見直し及び各部署の事務量の変化に応じて、職員定数の適正化を進めていきます。	各組織の現状と課題をふまえ、既存事業の見直し、増員の抑制等を徹底することにより、時代の変化に即した職員定数の適正化を図ります。	A	B	A	民間活力の活用、再任用職員の活用による退職不補充、既存事業の見直し等により職員数の削減に努めました。第3次行財政改革推進計画(計画期間:平成21年度～23年度)で定める「職員数100人の削減」という目標に対し、102人の実績をもって達成することができました。	本事務の実施にあたっては、さらなる事務の簡素化、効率化に努めるとともに、社会状況の変容に伴う行政需要の変化等を考慮した上で、職員定数の適正化を推進していく必要があります。したがって、各部署と連携しながら、全庁的に取り組むことが必要です。	A	①「職員の人数が多いので、もっと減らすべきである。(区民の声)」 ②新たな行財政改革推進計画の策定に伴う区民協議会の開催	改善・見直し

項目	No.	事務事業名	個別 計画	目的	手段	有効性	効率性	達成度	成果	課題	総合 評価	区民要望等	方向性
行政運営	244	行政コストの明確化		区民が利用する行政サービスに係る経費等を公表することにより、サービスの内容と区の負担についての区民の理解を深めることで、区民サービスの一層の充実及び区民間の負担の公平を図ります。	「行政サービスの受益と負担」を作成し、公表することで、事業ごとの税負担額を明確にし、適切な負担を検討します。	A	A	B	毎年度、行政サービスの受益と負担について、毎年調査・集計し、公表してきたことで、区民が行政コストについて継続的に把握することが可能となり、コストに関する理解を深めてもらうことができました。	23年度に策定する第4次の行財政改革推進計画において、受益と負担のさらなる適正化を主要検討事項としていることから、これまでの受益と負担の集計結果を活用し、適切な負担についての考え方を整理していく必要があります。	A		改善・見直し
	245	基本構想推進区民協議会の運営	基本構想実施計画	基本構想実施計画の策定及び基本構想の進行管理など基本構想の実現度の審議を、区民参加により実施します。	区民委員及び学識経験者によって構成されている基本構想推進区民協議会を、議論が活発になされ、多様な区民の意見を反映できるように運営します。	A	B	A	・委員募集に当たり、無作為抽出等多様な方法を取り入れたため、様々な年齢や立場の方に基本構想推進区民協議会の委員となっていただくことができ、活発な審議につながりました。 ・分野別の指標の内容など、基本構想推進区民協議会における意見を踏まえて修正した結果、より区民に分りやすい基本構想実施計画とすることができます。	・基本構想推進区民協議会での議論が活発になされたため、協議会を急遽1回追加しましたが、限られた時間内で有益な議論を行うための効率的な運営が求められています。 ・パブリックコメントについては109件ものご意見をいただき一方で、区民説明会についてはご意見の件数は9件にとどまりました。多くの意見を聴取するため、その手法の検討及び取組の充実を図る必要があります。 ・今後、基本構想の進行管理を着実に行っていくに当たり、効果的に議論を進めていく必要があります。	A	① こうしたひざをつき合わせた場を持てるということを大変楽しみに参加させていただいております。 10年後の文京区には、より安全と安心が確保されるよう、貢献できたらと思います。 (基本構想推進区民協議会での意見)  ② 無作為抽出、公募及び団体推薦による区民委員の選出。パブリックコメント及び区民説明会の実施	改善・見直し